

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

国立公文書館

国立公文書館

分類 法務省  
平成11年

排架番号 4 A  
18  
2117

裏面白紙

支那段階肩張陳述

裁判長並ニ判事各位、

支那段階ハ全部テ六部門ニ分レテアリマス。次ニコレラ各部門ニ於テ證據ニヨリ證明サルベキ事實ヲ概説スルコトニ致シマス。關係斷因ハ第一一六一八二九、三七一八、四四一五、五三一五五デアリマス。

第一部門

舊清樞密院

及ビ日本ソノ不痛大方針

（通稱「マルコボ」ト稱ノ地点）

一九三七年七月七日午後一時四十分舊清樞密院近ニテ九月廿九日日本軍一部隊ハ國王廟ニ於テ

軍ニヨリ證明サレル筈デアリマス。

（一九〇〇年ノ北清事變ニ關連スル列國共同公文ノ第九節並ニ義

一九〇〇年ノ北清事變ニ關連スル列國共同公文ノ第九節並ニ義

一九〇二年ノ天津還附ニ關スル曰支間ノ數次ノ交換公文ニヨリ認めラレテアリマス。コレハ大要次ノ如キ趣旨ノモノデアリマス。

「外國軍隊ハ教練、射擊又ハ演習ヲナスノ自由ヲ有ス。但シ、小銃又ハ大砲ヲ發射スル場

合ニ於テハ、事前通告ヲナスコトヲ要ス。」

前述ノ事件ノ起ツタ當夜、日本軍ハ査問ノ豫行進ヲ行ツテ并タノデアリマシテ、舊清ヲ

2. 3. 34

付タズ、空包ヲ使用シテアリマシタ。コノ點ニ關シテハ證據ガ提出サレル豫定デアリマス。

ト、曰大要ガカカル演習ヲ行ツタコトハ何等協定違反デハナカツタノデアリマス。コノ事

件ガ日本軍ノ側ニトツテ全ク豫期セザルモノデアツタコトヲ立證スル證據ハ極メテ豊富デア

リマス。正當ノ證據ハ次ノ諸點ヲ立證シテアリマス。

(一) 事件勃發當時北平駐屯日本軍ノ主力ガ査問準備ノタメ通州ニアツタコト、

(二) ソレ以前ニ天津ニ駐屯シテ并タ歩兵第二聯隊ガ同ジク査問ノタメ當時山海關ニアツタ

コト、

(三) 北支駐屯軍司令官田代中將ガ重病ノタメ指揮不能デアツタコト。並ニ同中將ガソノ後

間モナク死亡シタコト。

(四) 歩兵旅團長河邊「シヨウゾウ」少將ガ第二聯隊ヲ査問スルタメ本隊ノ任地タル北平ヲ

去ツテ山海關ニアツタコト、

(五) 日本駐屯軍ノ基地タル天津ニ於テ兵器軍需品ノ供給ガ不能デアツタコト。

ソレニ對シ中國軍ハ豫メ永定河岸ニ陣地ヲ占メ約一大隊ノ兵力ヲソノ線マデ進メテ并タノ

デアリマス。一九三七年七月八日日本參謀本部ハ事件勃發ハ報ニ接スルマ、直チニ事件ヲ高

度下ニシテ局限シ、且ツ現地ニ於テソレヲ可及的迅速ニ解決スル方針ヲ決定致シマシタ。爾

1

1-2

支那段階肩張陳述

裁判長並二判事各位、

支那段階ハ全部テ六部門ニ分レテアリマス。次ニコレラ各部門ニ於テ證據ニヨリ證明サルベキ事實ヲ概説スルコトニ致シマス。關係斯因ハ第一一六二八二九三三〇三四一五〇五三三五デアリマス。

第一部門

區清掃事件

及ビ日本領土ノ不備大方針

（通稱）マルコボルト口橋ノ地点

一九三七年七月一日午後一時四〇分區清掃附近ニテ赤衛軍ノ日本軍一隊ハ薩王廟ニ於テ中國軍ノ射撃ヲ受ケマシタ。當時日本軍及ビ現地中國地方官憲ガ事態ヲ迅速ニ且ツ局地的ニ解決セント努メタ事實ハ證據ニヨリ證明サレル事デアリマス。

此支ニ於ケル日本ノ駐兵ハ一九〇〇年ノ北京議定書ニ關連スル列國共同公文ノ第九節並ニ義和團事件議定書ノ第九節ニ基クモノデアリマス。而シテ日本軍ガコノ種ノ進出ヲナス權利ハ一九〇二年ノ天津議定書ニ關スル日支間ノ數次ノ交換公文ニヨリ認めラレテアリマス。コレハ大要次ノ如キ趣旨ノモノデアリマス。

「外國軍隊ハ教練、射撃又ハ演習ヲナスノ自由ヲ有ス。但シ、小銃又ハ大砲ヲ發射スル場合ニ於テハ、事前通告ヲナスコトヲ要ス。」

前述ノ事件ノ起ツタ當夜、日本軍ハ區内ノ豫行演習ヲ行ツテサタノデアリマシテ、警備ヲ

又 三〇三

1

1-2

1-1

トテズ、空包ヲ使用シテアリマシタ。コノ點ニ關シテハ證據ガ提出サレル豫定デアリマス。トシテ曰大軍ガカカル演習ヲ行ツタコトハ何等協定違反デハナカツタノデアリマス。コノ事件ガ日本軍ノ側ニトツテ全ク豫期セザルモノデアツタコトヲ立證スル證據ハ極メテ豊富デアリマス。正當ナ證據ハ次ノ諸點ヲ立證シアリマス。

(一)、事件勃發當時北平駐屯日本軍ノ主力ガ直趨準備ノタメ通州ニアツタコト、

(二)、ソレ以前ニ天津ニ駐屯シテサタ赤衛軍ニ聯隊ガ同ジク査閲ノタメ當時山海關ニアツタ

コト、

(三)、北支駐屯軍司令官田代中將ガ重病ノタメ指揮不能デアツタコト。並ニ同中將ガソノ後間モナク死亡シタコト。

(四)、赤衛軍長河邊「シヨウソウ」少將ガ第二師隊ヲ査閲スルタメ本来ノ任地タル北平ヲ去ツテ山海關ニアツタコト、

(五)、日本駐屯軍ノ基地タル天津ニ於テ兵器軍需品ノ供給ガ不能デアツタコト。

ソレニ對シ中國軍ハ豫メ永定河岸ニ陣地ヲ占メ約一大隊ノ兵力ヲソノ線マデ進メテサタノ下アリマス。一九三七年七月八日日本參謀本部ハ事件勃發ノ報ニ接スルヤ、直チニ事件ヲ當地ニミテ局限シ、且ツ現地ニ於テソレヲ可及的迅速ニ解決スル方針ヲ決定致シマシタ。爾

本相官長期ニ亘ツテコノ方針ハ幕ニ事件ニ對スル日本ノ政策ノ根本デアリマシタ。

コノ既午後六時四二分日本ノ參謀總長ハ支那駐屯日本軍司令官ニ電報ヲ發シ、事件ヲ局地化スルヲメ、爾後武力ヲ行使スルコトヲ禁シマシタ。次イテ七月九日參謀本部次長今井將軍ハ北京駐屯軍參謀長宛ニ電報ヲ發シ、又ノ如キ條件ノ下ニ事件ヲ解決スルコトヲ垂詢シマシタ。

- (イ)、事件ニ責任アル中國部隊ヲ永定河ノ左岸ニ撤退セラメルコト。
- (ロ)、今後ノ安全ノ保證ヲ得ルコト。
- (ハ)、事件ノ直接責任者ヲ處罰スルコト。

參謀本部ノ命令ニ依リ、在支日本軍代表ハ中国軍代表ト會見シ、證據ノ示スゴトク七月一  
日ニ前述ノ諸條件ニ基キ協定ヲ締結サレ、コレニヨツテ、事件ノ責任ヲ中国側ニ存シタコ  
トガ明カニサレマシタ。更ニ七月一八日第二九師長河文察哈爾政務委員官長宋將軍が天津ニ来  
リ、一一日ノ協定ヲ公式ニ承認シタ事實ガ立証サレルニ定テアリマス。

モシ続イテ七月二五日ニ許坊(フ)ノ事件ガ起ラナケレバ、事態ハコレダケニ解決シタデアラウ  
ト思ハレマス。證據ノ示スゴトク当時北平一帯同、官線ガ切斷サレテアリマシタ。ソコ  
ニ日本軍ハ中国軍ノ諜所ヲ得テ北平東南約五〇里ノ地ニ切斷箇所ヲ発見シ、コレニ北軍ナ  
ル修復ヲ加ヘタノデアリマス。トコロガ、修復作業ヲ了ヘタ後、日本軍ハ中国軍ヨリ特使ヲ  
受ケタノデアリマス。次イデ七月二十六日許坊(フ)ノ事件ナルモノガ起リマシタ。日本  
軍ハ中国軍ニ対シテ要前通告ヲナシ、且ツソノ承諾ヲ得テ在北平邦人ヲ保護スルタメニ北平  
ニ部隊ヲ派遣シマシタ。トコロガ、日本軍ノ一部ケ市街ニ入ルヤ、中国側ハ突然城門ヲ鎖シ、  
コレヲ部隊ヲ逐ハク切斷シ、次イデ双方ニ対シ砲火ヲ浴セルノ舉ニ出テタノデアリマス。  
コノ事實ハ当時實際ニコレノ事ハ是ガ如シタ一證人ニヨリ證言サレレル事デアリマス。當時既ニ  
中国軍ハ北支ニ多數集結サシ、豐台ニ於テ日本軍ヲ完全ニ包圍シテアリマシタ。證據ニヨリ  
明カトフレゴトク、七月二十七日日本駐七軍ハ要請ノ平和的解決ニ凡ニル文策ヲ盡シタガ

コトコ、ニ至ツテハ戰鬪ヲナス以外ニ途ガナイトイフ旨ノ聲明ヲナシマシタ。同日東京ニ於  
テモ内閣書記官長ガ同條ノ聲明ヲ発シマシタ。コレヲ聲明ニ於テ、日本ノ敵トスル所ガ中国  
軍ニシテアツテ、決シテ中国人民テハナイ旨ガ明カニサレマシタ。

更ニ、右聲明ハ日本軍ノ意向ガ、迅速ナル平和的解決<sup>版修正</sup>ノ尊重、及第三國民ノ生  
命、財産ノ保護ニマルゴトヲ指稱シテキマス。日本ガ北支ニ何ヲ領スルノ野心ヲ有シテキナカ  
ソコトモ亦ソレニヨツテ明瞭テアリマス。

此処マデハ、日本ノ行動ハ北京及其ノ周辺ノ地域ニ限ラレテ居ツタノデアリマス。七月二  
十九日ニ通州事件ガ勃發シ、同日、増兵及天津所在ノ日本軍モ亦、攻取ラ受ケマシタ  
コトハ證據ニヨツテ示サレモ直リデアリマス。右諸事件ノ結果、軍事支ハ、ハシナクモ該地  
或ニマテ其大ナレクノデアリマス。七月ヲ過シテ、事支ヲ局北的ニ上メントスル日本側ノ意  
向及努力ニハ何ラノ変リモアリマセンデシタ。七月十一日ノ協定ヲ用ニ三蹂躪シマシタノハ實  
ニ中国側ニアリマシタ。日本側軍行動ハ、進、テ立証サレマスヨワニ、曩ニ列強セル如ク  
ノ事件ニ於キマシニモ、全テ純自衛的性質ノモノデアリマシタ。  
證據ニヨツテ明カナル如ク、七月十日ニハ、中国空軍部隊及陸軍四師師が河南省北境ニ  
派遣サレマシタ。亦、十二日ニハ、山西、河南、湖北、中冀、江蘇、五省ノ軍ガ離散、京漢

福線ノ沿線ニ集メラレタノデアリマス。中国軍ハ引續キ大舉北進シ、八月ニハ中央軍ハ  
シタ。蔣介石ハ八月十五日ニ總動員ヲ發令シ、總司令部ヲ設置シ、自ら中国陸、海、空軍總  
司令官ニ就任シ、中国ハ四戰区ニ分テラレマシタガ、右事實ヲ明ラカニスル為ノ證據ヲ提出  
サレル予定デアリマス。

中国ハ、今ヤ、全ク戰爭遂行ノ準備成ツタノデアリマス。八月末迄ニハ、四十万近クノ中  
國軍ガ河北省ニ集メラレタノデアリマス。中国ハ、コレヲノ誦指置ヲ執ルコトニヨリ、一連  
ノ局部的ナ事件ヲ大規模ニナシ戰爭ニモ匹敵スル武カ抗争ニ迄拡大シタノデアリマス。

次ニ、八月三十一日ニ日本ガ中国ニ三個師團ヲ派遣スルコトニ決シマシタコトニ就キ立證  
致シマス。

前述ノ如キ兵力ノ集中及ビ日本軍諸部隊ニ対スル攻惠ハ一九三三年七月十日・梅津河本協  
定ニ反スルモノデアリマシタ。日本軍ハ此處ニ於テ局面ヲ打開スベク何ラカノ準備  
ヲナサザルヲ待マセンシタ。日本ニ於テ大本營カ設置サレマシタノハ漸ク十一月二  
十日ニナツテカラノコトデアリマス。斯クレテ前述ノ書證カ提出サレマシタナラ  
バ、日本カ中国ヲ攻惠シテモノデモナリ。一「檢察側ノ採用スル」

亦獲例提呈書證ノ示ス如ク、日支事變ハ不慮ノ地方的事件カ動機トナツタモノテ  
アリ。夫レヲ局部的ニ止メント努力セル日支ノ一貫セル方針ニモ拘ラズ。遂ニハ大規模  
ナ戦争ニマデ拡大シテデアリマス。

吾人ハ蘆溝橋事件以前ニ發生シ且進展ヲ見ケル北支自治運動カ日支事變トハ何ラ  
關係性カナラツタコトヲ立證スレワモリデアリマス。其ノ兩者間ニハ全ク関係ガナカ  
クデアリマス。

一九三三年五月、塘沽協定締結後ニ於テ、同年六月十七日ニ河北・察哈爾・山東  
山西・綏遠五省及ヒ北京・天津ニ市ヲ統治スル北支那政務委員會ヲ設置シタノハ實ニ  
中国々民政府自身デアツタノデアリマス。委員會ノ長ニハ黃郛ガ任命サレタノテ

アリマス。北支政策ハ當該機關ニヨリ決定サレタノデアリマス。

右ニ段々耕ハ、北支那政務委員會委員長黃郛ノ推薦ニヨリ、冀東非武裝地帯ニ  
十三州、特別行政委員長ニ任命サレタノデアリマス。一九三五年ニ農民自治運動  
ノ勢熾トナリ、同年十一月ニ冀東及共自治委員會カ設置サレ段々耕カソノ主席  
トナリタノデアリマス。嚴密ニ云ツテ、之ハ中国ノ地方的事件ニ過ギナイデアリ  
マスカ国民政府ハ是ヲ取り上げテ又曰宣伝ノ資ニ供シ、扶勢ヲ一層惡化セシメタ  
ノデアリマス。

一九三五年七月ノニ張作霖・秦德純規定ノ結果、張作霖將軍カ察哈爾省主席  
一十九軍司令官、職ヲ退ケ其ノ后嗣モ一ノ北京天津警備隊司令官ニ任セラレタ  
編制ハ整頓ニヨリ明ニサレト思ヒマス。一九三五年十一月末ニ察ハ華北ノ自治ヲ  
要求シマシタ。同年十一月一日ニ中国国民政府行政院ハ右要ヲ認メ、全  
國ニ三日警察隊委員會カ設立サレ、河北・察哈爾兩省及北京・天津兩省ヲ右  
ノ要トナリ、張作霖ハ右委員會委員長トナツタノデアリマス。  
是モ亦、地帯ニ中国ノ内閣ヲシテマツタノデアリマス。  
トク思ヒマス。此ノ委員會ハ軍事・外交・財政・通信及人事ノ諸問題ニワイテ

ノ処理ノ権限ヲ有シテ居ツタリテアリマス。然シ定憲ニハ右委員会ハ国民政府ト  
 緊密ヲ連絡ヲトツテ居ツタリテアリマス。委員会ハ大部方国民政府要人ニ依リ  
 組織アレテ居ツタリテアリマス。余哲元ノ北支進出ニハ共產主義的分子ノ進出ヲ  
 伴フテナシガコトハ證據ニヨツテ明カニサレルト思ヒマス。  
 余自身ハ報日談テハアリマシタガ、彼下ニハ抗日及共產運動ヲアウマテ續ケ  
 シトスル多数ノ共產黨員居ツタリトモ證據ニヨツテ立證サレルト思ヒマス。

(担当 菅田 大馬、レグイシ)

第三部門 支那共產党ノ活動及排日運動

赤蠶劍證據ノ示ス如ク排日運動ヲ創リ上げノモノハ中国ニ於ケル共產運動デアリマス。  
 一九二〇年九月上海ニ於テ中国共產党組織會議ガ、コミンテルン極東部長ウグイチンヌキ  
 ノ指導ノ下ニ開カレマシタ。一九二一年五月ニハ共產党ノ正式ナ組織ガ生レ、一九二四  
 年ヨリ一九二七年迄ハ共產党ト国民党トノ根柢ノ時期デアリマス。其ノ后兩党向ニ軌轍ガ  
 生シ漸ク中国ニニツテ國家ヲ毒害スルニ至リタ。而シテ互ニ對立シテ文ヘルニ至リタ。テア  
 リマス。而シテ中国共產党ハ一般的ナ排日運動ヲ發展セシメ遂ニソノ運動ヲ化シテ文戦行  
 ハシレニ至ラシメタ。デアリマス。一九二五年第七回總会ニ於テコミンテルンガ其ノ國家  
 統一、人民戦線、フアシスム反對、帝國主義的ニ覺醒後ヲ振振シ且ツ対日戦争ヲ要求シタ  
 事與ハ右ニ證明サレルデアリマシヨウ。

尙モナク、同年八月一日ニハ中国共產党ハ対日戦争ヲ其ノ所請「ハ一宣言」ヲ行ヒ、事與  
 戦争ノ準備ヲ始メタ。デアリマス。コノ宣言ハ右ニ證明セラル、如ク滿州ノ東亞ニ於ケル  
 重要事件ト重大ナ因縁ヲ有スルモノデアリマス。



翌年十二月ニハ中国共産党ハ所謂「二月決定」ヲ行ヒ、右ニヨリ排日連合軍ノ組織及ビ対日戦争ヲ予想スル国防政府ノ機構ヲ樹立シタノデアリマス。一九三六年十二月ニハ西安事件ガ発生シマシタ。コレハ蒋介石ノ誘拐事件デアリマス。蒋介石解放ノ條件ノ一ツハ彼ガ対共戦ヲ終止シ之レニ代アルニ対日戦ヲ以テスル言質ヲ與ヘルコトデアリマシタ。西安事変以來中國ノ排日運動ノ性格ニミツク重要ナ変化ノ起ツタコトガ後ニ証述ニ依ツテ示サレルデアリマシヨウ。

其ノ第一ハ排日ガ中国国策遂行ノ一手段トシテ欲リ上ゲラレタコト。第二ハコノ運動ノタメ兵カニヨル支援ヲ行ツタコト。第三ハ共産主義運動ガ益、發展シタコトデアリマス。蒋介石ガ西安幽閉カラ解放サレルタメニ共産党ト和議ニ同意シ、対日戦ヲ行フコトヲ余儀ナクサレタ事實ハ後ニ証明サレマス。且共産軍ヨツテ公ニ聲明サレタコトノ協議政策ガ全ク対日戦線擴張ノ一便法ニ過キナカツタコトモ証明サレルデアリマシヨウ。而シテ今ヤ共産党運動ハ国民党政府ノ反対ニ遭フコトガ無クナツタノデアリマスカラ其ノ活動ハ益々、縱横無礙トナリ、対日宣傳ハ益々、激化サレタノデアリマス。其ノ宣傳ニハ勿論共産主義ガ糺リ込マレテ居リマシタ。コノ運動ハ實ニ日本ノ安全ヲ危殆ニ陥入レタモノデアリマス。何トナレバ中国共産党ハ世界共産運動ノ武装セル先鋒デアリ且其レガ後ニ証明サレル如ク、一九三五年第三イン

ターナシヨナル第七回會議ニ於テ日本ヲ其ノ宿敵ト宣言シテ居ソタカラデアリマス。一九三五年ノコノ會議ノ宣言、一九三六ノ蒋介石ノ談話、一九三七年ノ蘆溝橋事件ハ緊密ニ關聯シテ居リ、日本ヲ対中国戦争ニ引キ込ム最速ナル陰謀ヘ國家トテ歩ヲ進メタモノデアアルコトヲ後程証述ニ依ツテ歴史付ケ且証明致シマス。他國トノ大規模ナ戦争ノミカ支那ヲ統一セシメ、内乱ヲ終止セシメルコトガ出來ルトイフコトヲ考ヘラレテ居ツタコトヲ示ス中国高級官吏ノ種々ノ聲明ガ後ニ提出サレルデアリマセウ。斯ル諸々ノ証據ハ日支紛争ヲ計畫シ招来セシメタ責任ガ決シテ日本ニアラス何レカ他ニアツタコトヲ証明スルデアリマセウ。

七月八日即チ蘆溝橋事件ノ翌日共産党ガ電報ヲ送ツテ国民党政府軍ニ協カシテ日本ト戦ハウト言ソタコトガ後ニ証明サレマセウ。亦中国共産党<sup>（この頃にはまだ）</sup>前コミンテルンノ間ニ緊密ナ連絡ノアツタコトモ証述ニヨツテ示サレマス。中国共産党ハ既ニ述ベラレタ如クコミンテルンノ指導ノ下ニ構成サレ、且コミンテルンニ対シ其レガテ指令ヲ與ヘラレルマデ發展ナ關係ノ下ニ立ツテ居ソタノデアリマシテ斯ル指令ノ性質ハ後ニ証述ニヨツテ明ラカニサレマス。

中国ニ共産党ガ蔓延シ、漸クソレガ日本自身ニ蔓延スルコトハ日本ノ破滅トナルデアラウドイフコトヲ日本ハ恐レルベキ理由ヲ有チ且實際ニ恐レタノデアリマス。今日世界ノ地圖ヲ眺ムルモノハ、ヨーロッパニ於テモアジアニ於テモロシアノ隣國及ビ且ツテ隣國ニ如何ナル

ニトガ起ツタカラ得ルノデアリマス。共產黨ノ蔓延ニ対スル日本ノ正當ナル懸念ヲ裏付ケル決定的ナ証拠ハ本問題ニ關シトルーマン大統領尤先月米國議會ニ於テナシタ演説及ヒ其ノ蔓延ヲ阻止スルタメ彼ノ懲罰スル非常措置デアリマス。(担當、大原、伊藤、カニングム)

### 第三部門 事変ノ中支ヘノ波及

上海事件ハ北支事変ト全然別個ノモノデアリマス。一九三二年上海停戦協定サレマシタ。而シテ証拠ノ示ス如ク北支事変ノ頃中国ハ前記停戦協定ニ違反シテ軍備禁止区域内ニ陣地ヲ構築シテ居タノデアリマス。

國際的于涉ヲ誘発スル目的ヲ以テノ事変ケ國際都市ニ上海ニ起ツタコトガ後ニ証明サレマス。

八月九日、日本陸軍隊中隊長大山海軍大尉ガ建艦手ト共ニ慘殺サレマシタ。中国ハ隠ス所ナク上海附近ニ兵カラ集結シ八月十二日ニハソノ數五万ニ達シテ居リマシタ。上海居留民保護ノ要ニアル日本陸軍隊ハ僅カ四〇〇〇人ニ過ギズコレヲ兩兵カガ八月十三日衝突シタノデアリマス。茲ニ於テ日本政府及ヒ參謀本部ハ緊急ニ陸軍隊ノ安全ヲ確保シ、日本居留民ヲ保護スルタメニ二箇師団ヲ上海ニ派遣スルニ決シタノデアリマス。

派遣軍ガ八月二十三日上海ニ到着シタ時ニハ既に優勢ナリシ中国軍ハ更に増加サレテ居リ

マシタ。日本政府ハ事變局地解決ニ政策ヲ堅持シ、兵カノ衝突ヲ避ケヨウトシタノデアリマス。而シテ遂ニ事變ヲ終結スヘカラサルコトガ明カトナツタ十一月五日一軍團ガ港口ニ揚陸サレタノデアリマス。(担當、宗宮、ローバーツ)

第四節 南京の領土日本ノ平和實現全四

昭和十一年十一月、北支州上陸ノ日本軍ト歐戰ヲ文ハツテアツタ四國軍ハ、西ガニ救護致シマシタ。日本軍ハ其ノ反響ヲ恐レテ之ニ蘇州、蕪湖ノ線ニ右テ立軍シ次イデ蕪湖、湖州ノ線ニマデ及ビマシタ。

南京陥落前獨逸大使ニヨツテ情和條件ヲ提議セマシタ。其ノ主要點ハ滿洲國ノ承認、北支又ビ内蒙古ノ經濟改善、防共協定、經濟補充ニ対スル協定及損害賠償ノ同盟デアリマシタ。

然シ中国ハ之ニ對フル回答ヲ遲延致シマシタ結果、昭和十三年一月十五日トイフ期限ガ切レ同時ニ和平實現ノ機會ニ消滅シテデアリマス。「バカ」及ビ「バード」事件ハ証據ニヨリ、同カニナレルゴトク斷罪ト相續ニ因テ解決シタノデアリマス。事件ハ當時ノ 國際公法及ビ外交慣行ニヨツテ終結シテモノト思ハレマシタ。

中国ノ各都市攻取ニ對スル計画四五乃至五五ニ因テハ吾々ハ次ノ諸件ニ就テ証明ヲ試ミ度イト存ジマス。先ヅ日本軍ノ軍令系統日本領領軍ガ都市ニ入城セントスル場合先ヅ司令官カラ發セラレク命令、一般市民ニ對シテ之ヲ保護シテ軍令會議ニヨツテ謀セラレク規則、及ニ歐戰前ニ於ケル賠償行爲ノ擴張的報道及ビ歐戰前ニ於テハ其レヲ全然存在シテカッタコト、尚中国人ニヨリ侮辱行爲ニシテ日本人ニ對シテモ、最後ニ漢口、長沙、衡陽、桂林及柳州ニ於ケル侮辱行爲ノ統計等デアリマス。猶更戦下正規兵ガリテ其ノ他ノ正規兵タルノ身分ヲ主張スルコト能ハゲルモノ及ビ國際法ガ規定トシテ宣言交戦後ニ對シテ與フベキ保護ノ國外ニ置カルベク右ニ對シテ條約條件ニ就テハ國際法ノ規定ヲ援用シテ證明致シ度イト存ジマス例ヒ三三三三ノ極東條約ニ對シテ各報告ノ例ニ對シテハ決定的ニ證明セラレデアリマセウ。

第五節 漢口攻略ト其ノ後

上海專使以表日本ノ政策ハ事變ヲ出来ル限リ速カニ解決セントスルニアツタコトガ証據ニヨリ、明カデアリマス。然シテ日本ガ中国ニ於テ領土的野心ヲモクナカッタコトハ昭和十三年十一月三日ノ近衛公ノ聲明、同十二月二十日ノ岡公ノ宣言ニヨツテ明カデアリマス。尚ニノ兵ニ對スル明確ナル証據トシテ昭和十五年十一月ニ締結サレタ日支間ノ條約ヲ舉ゲルコト、デキマス。コノ條約ニ於テ日本ハ從來ノ諸國初ニヨツテ宣言シテキルトコロノ若外主權ニシテ放棄シタノデアリマス。

所謂經濟的侵略ニ就テハ日本ハ中國經濟ヲ細心シタコトニ無ケレバ又第三國ノ活動ヲ阻害シタコトモアリマセコトシタ。日本ハ日支兩國ニ投資シ、又中国ノ未開發資源ヲ開拓致シマシタ。北支南支各社ハ昭和十三年十一月セロニ締結サレタ日支間ノ資本ヲ以テ設立サレ、南支中公司ヲ改造シテ之ヲ自己ノ從屬会社トシタノデアリマス。

北支那会社ハ其ノ資本ヲ交通、香港施設、通信、電氣事業、鉱山及製塩事業ニ対シテ投資  
致シマシタ。昭和十三年十一月七日ニハ中支那会社ガ一億円ノ資本ヲ以テ設立サレ、中部  
支那ニ於テ鉄道、一級運輸、電氣事業、瓦斯事業及鉱山業ニ対シテ投資シマシタ。

而シテ其、中国ノ福祉ニ貢献致シマシタコト大ナルモノオアツタト云ヒマス。

日本ニヨツテ行ハシタ経済統制ハ軍事上ノ必要ニ基イタモノデアリ、戦争中占領國ニ依ツテ  
行ハレ、且ツ國際公法ニヨツテ承認サレテ其ルモノト何等異ナルトコロナキモノデアルト存  
ジマス。此等ノ手段ハ日本ノ産業施設ヲ暴力行爲カラ保護シ且ツ占領軍ヲ維持シテユクタク  
ニ必要デアツタノデアリマス、更ニ尙証拠ニヨリ示サレ、ゴトク軍事上ノ必要ガ無クナルト  
直ニ經濟統制ハ中国ハ自由ニ委ネラレタノデアリマス。戦争ガ起リテ他ノ方面ニ於テ  
是中ノ場合アスラコノ方針ヲ進ミマシタ。戦争中緊急ノ必要上第三國ニ対シテモ同様ニ一  
時同条件ヲ初ヘルノ止ムナキニ至ツタコトハ間クアリマシタ。

阿片ニ関シテ、被禁側ハ日本ハ中国ヲ弱ムルタメニ且ツ日本ノ財政的目的ノ爲メニ阿片ノ使  
用ヲ奨励シタト主張サレテオリマス。然シナガラソレ以前ニ於テ鹽業、裁縫ハ中国ニ於テハ  
一向中止シテタコトガナク、且ツ阿片カラ莫大ノ税金ヲ徴收サレ、且ツ其ノ使用ハ根絶タコ  
レガナカツタノデアリマス。

阿片ニ関シテ、モ成功裡ニ日本、朝鮮、及セ台湾ニ於テ行ヒ来ツタ阿片統制々度ヲ中国政府  
ニ於テモ採用スル様之ニ対シテ勸奨シタ事モ立証サレル筈デアリマス。カフスル事ニヨリ既ニ  
知ラシテ且レ阿片常用者ニ許可ヲ与ヘ、然レ、徑路ヲ通シテ彼等ニ供給ヲナスコトヲ必要ト  
スリモ、デアリマス。國際聯盟モ中国ノ阿片問題解決ニハ之ヲ禁止スルヨリモ寧ク統制スル  
事ヲ推奨シタノデアリマスガ此事モ立証サレル予定デアリマス。甚ダヤ数字ヲ擧ゲテ日本ニ  
ヨリ日漸ニ其領土内ニ実行セラレタ本制度ノ有効性ヲ示スコトニ致シマス。事實日本ガ中  
國カラ最モ多ク阿片ヲ購得シテ居タリ、モノハ公認ニ於テ已ニ実行セラレ世界ノ承認ヲ得テ居タ  
リ。漸次政策ノ採用デアツタノデアリマス、絶対禁止ヲ強行サレ得ナイ事モ立証致スコトニシマ  
ス。其レニ依リマスト習俗的阿片喫煙者ハ空明書ヲ呈示シテ其最少限ニ妥量ヲ公然ト得ル事  
ガ出来ル様ニ制度ニシテアリマス。斯ウスレバ其等證明書保持者ニ対スル賣買モ制限ヤラ  
シ其他ノ人々ハ阿片入手ガ出来ナクナルノデアリマス。此クシテ阿片ノ使用ハ統制サレ得タ  
ノデアリマス。尚ホ阿片販賣ヨリ生ズル利益ハ中国新政府ノ金庫ニ載メラレ一文タリトモ檢  
察官ノ主張スル如ク日本軍又ハ日本政府ノ手ニ渡ツタ事ハ未ダ當ツテナカツタ事ハ証拠ガ立  
証致ス事デアリマス。

(拒當) 神崎 塩原 三文字 高野 フリーマン ウイリヤムズ

第六部門——中國新政府

日本ハ其統制下ニ一ツ或ハシムルニ分難政府ヲ樹立シテ之等ヲ中國ニ於ケル其侵略ノ具ニ供セ  
ントシテ事ニツイテ非難サレテ居マス。處デ中國デハ證據ノ示ス如ク、其尠大サト其貪因ワ  
ト而モ各地方ノノガ廣ク離レテ居ルコト等ノ爲ニ地方自治體ガ屢々發生シマシテ中央政府ガ  
平和ヲ秩序ヲ維持スル事ガ出来ナイ時ニハ此等自治體ガ其維持ノ任ニ當ツタノデアリマス。  
日支紛争ノ際ニモ同様ノ自治體ガ現出シマシテ事件ノ進行ニツレ、此等自治體ハ一總ニ合體  
ス。擴大シテ、前ノ政府ニ取ツテ替フタノデアリマス。此等ノ自治體ガ平和ト秩序ノ維持ニ  
寄トタノデアリマス。日本ガ占領地區内ノ安定ヲ確保スル爲メ固ヨリ彼等ヲ援助シタコ  
トハ證據ガ立証スデアリマセウ。此等ノ自治體ハ決シテ檢察側ノ主張スルゴトニ德僱政府  
デハナク、前ニ採用サレタ日本中國條約ニヨリ証明サレテ居ル通り獨立ノモノデアツタノ  
デアリマス。中華民国主席汪精衛ガ單ナル成リ上リデハナク、中華民国ノ副總理デ同時ニ蔣  
介石下ノ国民党中央委員會々頭デアツタ事モマタ立證サレル言デアリマス。彼ハ孫連仙ト相  
立シテ国民党革命ニ劇ヒ中華民国樹立ヲ援助シタノデアリマス。彼ハ終結中國政府ニ於ケル  
指導者デアツタノデアリマス。

證據ガ示スデアラウ如ク汪精衛ハ重慶ヲ脱出シテ早く日本ト和平ヲ取結ビ度イト希望シテ居  
タノデアリマス。日本ハ支那トノ和平ヲ急速ニモタラサント望ンデ居タノダカラ彼ヲ支援シ  
タノハ固ヨリ事デアリマス。彼ガ一九四〇年三月三日日中國人民政府ヲ樹立シタ際ニハ彼  
ハ支那國旗ヲ使用シ、孫連仙ノ三民主義柱ビニ又共和平政策ヲ採用シ首府ヲ南京ニ遷シタノ  
デアリマス。

日本ハ支那トノ和平ヲ早日ニ促進スル最良ノ方法トシテ汪精衛政権ヲ中國人民政府トシテ承  
認致シマシタ。再度申上ケマスガ日本ト中國トノ條約ハ新政府ガ決シテ德僱政府トミナシテ  
ハレテ居ナオツタ事ヲ示シテ居リマス。各被告ガ何等協同謀議ヲアセス。  
シタク中國ニ對スル侵略戦争ヲ企圖シ開始シタモノデナク、中國人民ヲ精落セシメ又堂賢ヲ  
斂スル爲ニ阿片ヲ使用シタモノデハナク、汪精衛ヲ支援スルコトニヨツテ中國ニ德僱政府ヲ  
持シツケタモノデモナイト云フ事證據論争点ハ證據ニヨリ支持サレルデアリマセウ。

(証言 三文字 山田 花子 アルトエット ファーネス)

週報特報局編

昭和十二年七月（一九三七年）發行

週報第四十號所載

派兵に對する政府聲明（七月十一日）

相違なく支那領の毎日行爲に對し支那駐屯軍は歴忍難く中の處從來非と提議して北支の治安に任じありし第二十九軍の七月七日夜半、瀋陽附近に於ける該軍と衝突の已むなきに至れり。遂に平遼方面の情勢危殆に瀕するに至りし。我方和平解決の望を棄てず、局部的解決に努力し、一旦第二十九軍に於て和平的解決を承諾したるに不向、突如七月十日夜に至り、彼は不法にも更に我を攻撃し且び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而も更に第一線の兵力を増加し更に西苑の部隊を前進せしめ、中央軍に出動を命ずる等武力的準備を進むると共に平和的交渉に憑するの誠意なく遂に北平に於ける交渉を全面的に拒否するに至れり。以上の事實に鑑み今次は全く支那領の計畫的武力抗日なること最早疑の餘地なし。

Def. Doc. # 985

22  
 支那領の治安に任じありし第二十九軍の七月七日夜半、瀋陽附近に於ける該軍と衝突の已むなきに至れり。遂に平遼方面の情勢危殆に瀕するに至りし。我方和平解決の望を棄てず、局部的解決に努力し、一旦第二十九軍に於て和平的解決を承諾したるに不向、突如七月十日夜に至り、彼は不法にも更に我を攻撃し且び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而も更に第一線の兵力を増加し更に西苑の部隊を前進せしめ、中央軍に出動を命ずる等武力的準備を進むると共に平和的交渉に憑するの誠意なく遂に北平に於ける交渉を全面的に拒否するに至れり。以上の事實に鑑み今次は全く支那領の計畫的武力抗日なること最早疑の餘地なし。

Def. Doc. # 935

22

通報特報局編

昭和十二年七月（一九三七年）發行

通報第四十號所載

派兵に關する政府聲明（七月十一日）

相續く支那側の無日行爲に對し支那駐屯軍は屢忍難堪中の處從來時と提議して北支の治安に任じりし第二十九軍の七月七日夜半三溝橋附近に於ける不法射撃に暴を發し、該軍と衝突の已むなきに至れり、當に平津方面の情勢逼迫し我在留民は正に危殆に瀕するに至りし。我方和平解決の望を棄てず日許不顧大の方針に基き局地的解決に努力し、一旦第二十九軍側にて和平的解決を承諾したるに不測、突如七月十日夜に至り、彼は不法にも更に我を攻撃し再び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而も更に第一軍の兵力を増加し更に西苑の部隊を増進せしめ、中央直に出動を命ずる等武力的準備を進むると共に平和的交渉に懸するの誠意なく遂に北平に於ける交渉を全行的に拒否するに至れり、以上の事實に鑑み今次暴行は全く支那側の計画的武力抗日なること最早疑の餘地なし。

裏面白紙

思ふに北支治安の維持が帝國及朝鮮にとり緊急の事たるは茲に實言を要  
 せざる處にして、支那側が不法行爲を勿論排日行爲に對する謝罪を爲し  
 及今後斯かる行爲をからしむる爲の適當なる保障等をなすことは東亞の平和  
 維持上極めて緊要なり。  
 仍て政府は本日の閣議に於て重大決意を爲し北支派兵に抑し盟府として執  
 るべき所要の措置をなす旨に決せり。  
 然れども東亞平和の維持は帝國の常に顧念する所たるを以て政府は今後共  
 局面不廣大の爲平和的折衝の望を捨てず、支那側の速なる反省によりて東  
 亞の圓滿なる解決を希望す。又列國權益の保全に就ては固より十分之を考はせ  
 んとするものなり。

裏面白紙



文部ノ出所證ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 義之助ハ外務省文部課長ノ職ニ居ル者ナル證ニ付セラレタル日本  
國ニ表ツテ發カレ貳頁ヨリ成ル通報第四十號所載派兵ニ關スル政府證明ト  
スル證頭ハ日本政府(外務省)ノ印章ニ係ル公文書ノ模造ノ正確ニシテ真  
ナル高シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月二十七日

於 東京

林

義之助

右署名捺印ハ自分、西園ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同所

立會人

佐藤 武五郎

裏面白紙

22

(R) 974

支那軍の進軍  
支那軍の進軍  
支那軍の進軍

通報情報局編輯  
昭和十二年七月二十一日發行

北支張兵に至る經過

陸軍省新聞班  
通報第四十號所載

昭和十二年七月七日夜我が支那上屯軍に屬する豊登陸屯部隊の一部が蘆溝橋の北方地區で夜間演習實施中、午後十一時四十分頃突如數十發の射撃を受けたので、同部隊は直ちに演習を終すと共に之を監視し此の旨上司に急報した。

該部隊を重視し、森田中佐を派遣し、宛平縣長王冷河及冀察外交委員會專員林耕雨氏等も亦同中佐と同行した。然るにこれより先豊登陸部隊は直ちに蘆溝橋の支那兵に對し其の不法を詰問し、且同所の支那兵の退去を要求したが、其の交渉中八日午前四時頃、韓王廟附近及永定河而側の長平店附近の高地から集結中の我軍に對し、迫撃砲及小銃射撃を以て挑戦し來つたので、我軍も己むを得ず自衛上之に應酬して韓王廟を占領し、蘆溝橋の支那軍に對し、武装解除を要求した。

週報情報局編輯

昭和十二年七月二十一日發行

週報第四十號所載

北支派兵に至る経緯

陸軍省新聞班

昭和十二年七月七日夜我が支那駐屯軍に属する豊臺駐屯部隊の一部が蘆溝橋（北平西直門三里）の北方地區で夜間演習實施中、午後十一時四十分頃蘆溝橋の支那兵から突如發射銃の射撃を受けたので、同部隊は直ちに演習を中止して部隊を築結すると共に之を監視し此の旨上司に急報した。

そこで北平部隊では事態を重視し、森田中佐を派遣し、宛平縣長王冷河及冀察外交委員會專員林耕雨氏等も亦同中佐と同行した。然るにこれより先豊臺部隊は直ちに蘆溝橋の支那兵に對し其の不法を詰詰し、且同所の支那兵の撤退を要求したが、其の交渉中八日午前四時頃、荷王廟附近及永定河河側の長平后附近の高地から築結中の我軍に對し、迫撃砲及小銃射撃を以て抗戦し來つたので、我軍も己むを得ず自衛上之に應酬して荷王廟を占領し、蘆溝橋の支那軍に對し、武装解除を要求した。

Reg. No. 974

22

本戦に於て、我軍は死傷十数名を生じたが、支那側の損害は死者二十  
 十数名、負傷者少くも六十名を下らぬことは確實である。  
 午前九時三十分に至り、支那側の隊形混乱により雨雲一先づ停戦状態  
 に入り我方は兵力を棄給しつつ支那軍の行動を監視した。  
 北平の各城門は八日午零時二十分閉鎖して内外の交通を遮断し、午  
 後八時には戒嚴を施行し、孫支隊（憲兵司令）が戒嚴司令に任せられた  
 が、市内には奴が歩兵の一部が留つて居留民保護に任じ比較的平靜であつた  
 森田中佐は八日朝現地地に到着して支那橋に赴き交渉したが、外交委員  
 会から我が北平橋門を通して兩軍の原狀復舊を主張して断じられた。  
 ところが九日午前二時に至り支那側は遂に午前五時を期して直隸橋に在  
 る部隊を全部永定河右岸に撤退することを約したが、寧寧府西橋附近の  
 支那軍は午前六時に至るも尙撤退せざるのみならず逐次其の兵力を増加  
 し、監視中の我軍に對し時々射撃を行ふの暴舉に出たので、我軍は已む  
 を得ず之に應戦して支那側の射撃を沈黙せしめた。

Def Doc 984

軍は支那側の協定不履行に對し嚴重なる抗議を行つたので、支那側は已むを得ず九日午前七時旅長及參謀を盧溝橋に派遣し、支那部隊の撤退を更に督促せしむる所あり、其の結果午は零時十分同地の支那兵は一小隊を残し永定河右岸に撤退を完了し、残置した一小隊は保安隊到着後交代せしむることをした。

然るに支那側は永定河沿岸に續々兵力を増加し、彈藥其の他の軍需品を補充する等、著々軍備を整へつゝある状況であつた。此の日午後四時軍參謀長は蔡傑と共に交渉の爲天津發北平に向つた。

十日拂曉以來永定河對岸の支那兵は、時々盧溝橋附近の我が監視部隊に對暴を加ふる等の不法行爲があつたが同夕刻過、衙門口方面か南進せる支那兵は九日午前二時の協定を無視して不法にも龍王廟を占據し、引續き盧溝橋附近の我軍を攻撃して來たので牟田口中隊長は敢然逆襲に轉じ、之に徹底的打撃を與へ午後九時頃龍王廟を占據した。本戦闘に於て我方は戦死六名、重傷者十名を生じた。

軍は十一日拂曉龍王廟を撤去し、主力は盧溝橋を北方約二行五里店兩

Def Dec 9/18

近に集結したが、當時砲を有する七、八日の支那軍は八寶山及其の南方  
 地区にあり、且長辛店及蘆溝橋には兵力を増加しき定河西嶺及長辛店高  
 地端には陣地を設けし、其の兵力詳ではないが逐次増加の模様であつた。  
 一方駐屯軍參謀長は北平に於て冀察主編部及前衛之努めたが、先方の  
 態度強硬であつて打開の途なく交渉決裂の外無い形勢に陥つたので、十  
 一日午遂に離平して飛行場に向つた。

然るに冀察側は我が討討一致強硬なる決意あるを看取するや急遽態度  
 を變し、當時現つてゐた交渉委員松井中將機長に對し、午後八時、支  
 那側は責任者を派分し、將來再び斯の如き事件の起るを防止する事、盧  
 溝橋及龍王廟から兵力を撤去して保安隊を以て治安維持に充てる事、凱  
 日各機關採取等を馬寺等に關する我方の提議を答へ、二十九軍代表た  
 る張自忠、張兆森の名を以て署名の上、我方に手交した。

そこで我軍は事件不擴大の方針を待じて支那側の實行を監視中である  
 が、其の後に於ても我が警戒部隊に對する射撃攻撃等諸部落に對する侵  
 入其の他の挑戰的行動の發展を見つ、ゆる次第で、又八寶山附近の支那

Def Doc 4924

017D007984

軍は依然陣地を占領し、其の警戒部隊は從來より頻々前進した模様で、  
永定河沿岸には更に平漢鐵道により軍用物資を運送し着々裝備を整  
へし居る。

裏面白紙

然るに十三日とると、午前十一時頃、我が陸境に侵入する一小部隊が居村（北平西方約三軒）を自衛隊にて捕縛中、支隊兵（約三十七師に属するもの）は不法にも銃撃を以て我方に射撃を加へたので、已むなく直ちに復讐しての退したが、此のためには死傷者数名を思した。

一方支隊に於ては、八寶山から平泉路に亘る間に三師の陣地を襲撃中であつて、其の陣地は河沿門より箭門口に至り、逐次襲撃をくりつゝある。又、長辛庄及永定河兩岸には保安から北上した高橋旅団の一部が到着したものと如く、又直隸（平泉路）上苑平百南方約十五軒）にも、直方から隊兵部隊が到着したと報告である。

北平城西に於ては支隊便隊及官憲の反日感情激化に幾度であつて我が隊兵二名が検束せられ、其の他邦人に對して支隊兵隊の家宅侵入、婦女子への迫害等相次ぎ、人心は二度に悪化し、西境から東境に或は天倉に避難するものが出する有様である。

以上紅土として西境方面に於ける状況であるが、直京政府は事件發生直後發行部隊に對し帥員命率部を下し、且四ヶ師を北上せしむるから所手坑

Def Doc 7974



日せよと警報を發する非武力抗日の意向を以て標榜するのみならず、  
この發生の實は日本にありと宣言し、是は抗日に當る當然の行動たる我  
が復讐を以て領土領海の保護行動なりと公言し、これを本國に宣明し、或は  
日本はのちにより生じた死傷賠償の責任を至急善処すべきを要  
請に要求する等、定款に大意の語である。

1937年7月24日  
つて、第一、政府の對日方針を窺察するに、其可成り打撃、無難促進に努  
めつゝある如く見ゆるも、吾國では却て之が實現阻止に奔走し、殊に「ソ」  
克近來の日滿境に於て日作軍備の進展に伴ひ、吾國の抗日氣風を熾烈な  
らしめ、或は蘇日間の紛争中、多少の騒動があるとも一々取り上げて、小  
報上に曲筆し、或は日本の領土が不統一であり、國庫空乏たる點を以て、  
ずと見くびり、或は文部省が日本兵士との衝突を起しつゝ、  
る有様であつて、昨年八月以來、吾國に於て治安の甚だしく悪化するの情勢であ  
つて、中央は更に北支に於て治安の甚だしく悪化するの情勢であ  
や大學生に働きかけて、抗日の熱意を燃らし、反日は抗日となり、  
今や抗日の熱意と化しつゝある有様で、今次の紛争に於て支那の上下一致

裏面白紙

せる日行所であることの手続の急迫のたゆみである。

今日政府は、北支の方針を堅持し、日清協定に依りて力し來つかののであるが、支那側の態度は、如何なるものなく、亦支那人の生命財産の安全は、何處に脅かされつゝある状態にある。之を以て、支那側の不協行爲及び日行所に對する妨害の虞なる状態を、十一月北支派兵に對する、近衛首相は、北支に對する上陸の許可を仰ぐに至つた。然し乍ら直轄軍の北支に對する、支那側が其の容共抗日反動の進歩より、日清協定の望を捨て、決意を見事に至るべきを切望しつゝあるに、日清協定の望を、支那側に押し返さるべきを仰する次第であり、此の法に對しては、十一月政府の聲明により、明確である。

Del Dec # 969

尙七月十五日、北支の現勢に對し、内務省より一紙の電報を派遣することになり、其の旨は電報省から公表した。

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 啓ハ外務省文學課長ノ職ニ居ル者ナル處、其ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ七頁ヨリ成ル北週報第四十號所載林ト關スル書翰ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月二十七日

於東京

林

9.

Ref. No. 974

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 佐藤武五郎

EXH 2478  
ref. file no. 552 (index 6)  
to report

72

紳士自警隊第五〇二號（抜粋第八）

近衛内閣ハ事件ノ範圍ヲ狭メメントノ意圖ノモトニ、北京地方政權ト  
ノ間ニ於テ問題ヲ併決スベク努力ニツトメタ。

スルモ「ヨリノ抜粋  
（不明）

バート、クレイギー卿著  
「日本人ノ假面ノ背後ニ  
アルモノ」ヨリノ抜粋

（四〇頁）

24

EXH 2478  
Ref. No. 502 (Enc. 6)

第 五 〇 二 號 ( 披 粹 第 八 )

近衛内閣ハ事件ノ範圍ヲ狹ベメントノ意圖ノモトニ、北京地方政權ト  
ノ間ニ於テ問題ヲ解決スベク努力ニツトメタ。

ロバート、クレーギー卿 著

「日本人ノ假面ノ背後ニ

アルモノ」ヨリノ披粹

( 四 〇 頁 )

24

裏面白紙

212

辨段圖書第五〇二號 (抜添第九)

當時 (一九三七年) 中華蘇維埃人民政府ハ獨逸人ニヨリ訓練サレタル強ク且  
整備サレタル軍隊ヲ有シ、ソレハ某獨逸將軍ヲ顧問格ニ、支那古今ヲ通ジ  
府デモアル蔣介石元帥ニヨリ統御サレテ来タ。

22-4-22 (10 (12))  
支那の事情  
(支那の歴史)

方政府ニ對スル支配力ハドチラカト云ヘバ、精悍弱  
後者モ亦自身ノ軍隊及徴税額ヲ有シ、トカク、兩

方ノ干渉ヲ大イニ快カラズ思フテ来タカラデアル。

ロバート・クレイギー卿著

「日本人ノ假面ノ背後ニアルモノ」ヨリノ抜添 (四〇頁)

Ref No. 5.2 (Excerpt 9)

(2)

25

212

勅諭第五〇二號（號第九）

當時（一九三七年）中華爲國民政府ハ獨逸人ニヨリ訓練サレタル強ク且  
 整備サレタル軍隊ヲ有シ、ソレハ某弱逸將軍ヲ顧問格ニ、支那古今ヲ通ジ  
 テノ名政治家デアリ武將デモアル蔣介石元帥ニヨリ統御サレテキタ。  
 近來中央政府ノ北京地方政府ニ對スル支配力ハドチラカト云ヘバ、稍薄弱  
 デアツタ。トイフノハ、後者モ亦自身ノ軍隊及徴稅制ヲ有シ、トカク、南  
 方ノ干涉ヲ大イニ快カラズ思フテキタカラザアル。

ロバート・クレイギー 御達

「日本人ノ假面ノ背後ニアルモノ」ヨリノ抜粋（四〇頁）

Ref No. 5/2 (Excerpt 9)

(P)

25

裏面白紙

氏名 重光 國名 日本

(在京米商大使館長任奉府停職長官宛一九三六年八月二十七日  
P S D 第二〇〇六號「ジョセフ・シー・グルー」(J O G 七  
〇一、九四六一)二三、件名 重光氏ノ註簿大使任命)

最近前外務次官重光氏ノ註簿大使任命ニ關シ重光氏ガ有田氏ノ後任トシ  
テ駐米大使トシテ派遣セラレニカツタ理由ヲ説明スル或ル興味アル事實ガ  
最近余ノ注意ヲ惹クニ至ツタ。或ハ前月重光氏ハ同任地へ行クモノトシテ  
大イニ喧ニ上ツテ居リ、有田氏共右任命ヲ希望シテ居ルモノト了  
解セラレテ居タ。事實ハ次ノ通りノヤウデアアル。重光氏ハ過去ニ於テ陸軍  
ノ信用ヲ受ケテハ居タガ軍部ハ夫レニモ拘ラズ在北平日本公使館ガ大使館  
ニ昇格シタノハ重元氏ノ勢力ニ依ルモノデアアルトシ重光氏ニ對シ大ニ怒ツ  
テ居タノデアアル。重元氏ハ滿洲事及上海事件ノ間駐華公使トシテ官中席  
次ガ上位テアル陸軍將官ニシテエズ相圖サレ、ヤツツケラレテ來タノテ大  
イニ目ツタタメ、將來日本ノ外交代表ノ優越的地位ヲ確保シヤウト思ツテ

裏面白紙



居タ、公使館ヲ大使館ニ昇格スル案ガ野議ニ上ツ。時、當時ノ陸軍大臣林  
 大將ハ其ノ裏面ノ意味ニ氣付カズ欲ツテ同案ヲ通過サセタモノノキヲテ  
 アル。コノ情報ガ参謀本部ニ達シテ始メテ陸軍ノ遺憾ハ彌キオコツ。ガ手  
 廻レテ效果ガナカツタ。軍部ガ中國ニ於ケル權力ガ陸軍カラ外務省ニ移ル  
 コトヲ欲シナカツタノハ明カデアツタ。重光氏ガ此ノ動キノ責任者デア  
 ル事ヲ知ツテ軍部ノ怒ハ氏ニ向ケラレ、駐華大使トシテ氏ノ名ガ出タ。野  
 議ニ之ヲ通サナカツタ。然シ軍部ハ然ラ打ツタノデ、實ハ何時デモ  
 氏ニ反對スル理由モナク今迄ニ判ツタ所デハ、重光氏ガ最近駐露大使ニ  
 任命セラレタ時ハ反對シナカツタ。殊ニ有田氏ガ一般ニ最モ強ク最モ意  
 ノ固イ閣員ノ一人ト視ラレテ居タカラデアアル。又、有田氏ハ以前ニ駐露大使  
 ノ地位ヲ現外務省歐亞局長與野氏ニ譲東シテ居タモノラシク、氏ハ重光氏  
 ノ任命ヲ聞イタ時大イニ失望落膽シタ。ソコデ彼々大ダメル爲メ任  
 ソウ一日本公使館ヲ大使館ニ昇格シ後ニ同地陸軍大使ノ地位ヲ與ヘルコト  
 ニナラウト思ハレテ居ル。シカシ此訂整ハ夫ダ重光氏ニテ居ナイ所レシ  
 重光氏ハ之ニ反對シテ有田氏ノ任ヲカニ置ルハキ。

裏面白紙

第九六二三號

米合衆國領事館

本文書ヲ開スル各領ニ擬テテ設ス  
余ハ茲ニ委任セラレタル文書ガ諸君ノ誤込ヨリノ眞正ナル事ナルコトヲ證  
明ス

右證據トシテ領務長官タル余「ジョージ・シー・マーシャル」ハ一  
九四七年一月二十三日「ワシントン」市領務官證照官代理ヲシテ同  
省ノ官印ヲ押捺シ余ノ姓名ヲ記入セシメタリ

領務長官 ジョージ・シー・マーシャル (署名)  
領務官證照官代理 ビー・イー・キャッシュ (署名)

裏面白紙

22

支那文書第二〇六―ル(一)

支那事変始末

一九三七年七月九日

北平から無線から北京特電で、日兩軍間に戦闘が勃発した。何れが事  
件の口火を切つたかは不明だが、ホルソン・ジョンソンは日本軍が中調守  
衛隊のすぐ近くで演習をしてゐる事實を考へればかゝる事變がもつと以  
前從つたのではないに却つて不思議であると云つてゐる

12-8-22 (5)  
支那文書  
支那事変

氏記

二二頁

IMP LOC # 206 L-1

22

股文番那二〇六一〇(一)

支那暴徒始末

一九三七年七月九日

北平から強暴な攻撃がなされ、日兩軍間に戦端が勃発した。何れが事件の口火を切つたか不詳だが、ネルソンジョーンソンは日本軍が中国守備隊のすぐ近くで演習をしてゐる事實を告げればかゝる事變がもつと以前に起つたやうな結果を招いて不思議であると云つてゐる

前 米軍大佐ケルン氏日記

二二二頁

REF LOG # 206 L-1

29

裏面白紙

# 訂正

訂正理由

撮影ミス為

訂正箇所

直前の

1コマ取消

1コマ再撮影

訂正年月日

平成 18 年 11 月 30 日

このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。

撮影者 鈴木康二郎



印

受託責任者

神奈川県 高尾市 沼210番地  
富士写真フイルム株式会社  
代表取締役 古森重隆



印

22

支那文書第二〇六一頁(一)

支那最邊始末

一九三七年七月五日

北平から種族から種族を論じて、日兩軍間に戦闘が勃発した。何れが事件の口火を擧げたか不明だが、ホルソン・ジョンソンは日本軍が中國守備隊のすぐ近くで演習をしてゐる事實を考へればかゝる事變がもつと以前に起つたやうなものは却つて不思議であると云つてゐる

前 米國大領事ルソウ氏日記抄録

一一一頁

REF 106 W 206 L-1

めくれず

裏面白紙

21  
第 二 〇 六 号

親 善 使 節。

一九三七 年 十 月 五 日

松方幸次郎が米國に出発するに先立ち話しをし尻いとやつて來た。予が  
神山や副島や其組の等に所謂親善使節を送るのは奨めた事ではないと内

22-4-22 (2)  
松方幸次郎  
（松方幸次郎）

務の親善使節が出掛けようとしてゐる。即ち松  
治郎は米國に、石井子爵は英國及び佛蘭西に、  
梶山正二郎は伊太利にといふ風である。米國では彼等  
を終るだらう。

彼等の根本趣意は彼等は自衛上中國と戦争してゐるのだといふのである  
が、米國人は一人として、どのやうに言はれても、かかる論議は聞入れ  
ない。米國人は先天的に中國に對して今も昔も同情的である。尙殆ど何  
時にも敗ける者に同情してゐる。日本は中國の土地で戦つてゐる。此の上  
何を言ふ必要があるのだ。余の考へが間違つてゐない限り是等使節は烈  
しい衝撃を受けることだらう。

DLB 100 / 206 L-2

22  
解 親 督 使 節 二 ( 六 ) 頁

親 督 使 節。

一九三七 年 十 月 五 日

松方幸次郎が米國に出発するに先立ち話しをし戻いとやつて来た。予が  
諒山や刺島や其組の爲に所謂親督使節を送るのは褒めた事ではないと内  
閣で述べ一説にこの大勢の親督使節が出掛けようとしてゐる。即ち松  
方、藤田、高石及び鈴木治郎は米國に、石井子爵は英園及び佛蘭西に、  
佐堂中將は鄂豫に、大倉勇将は伊太利にといふ風である。米國では彼等  
親督使節の努力は徒勞に終るだらう。

彼等の根本題目は彼等は自衛上中國と戦争してゐるのだといふのである  
が、米國人は一人として、どのやうに言はれても、かかる論議は聞入れ  
ない。米國人は先天的に中國に對して今も昔も同情的である。尙殆ど何  
時も敗ける者に同情してゐる。日本は中國の土地で戦つてゐる、此の上  
何を言ふ必要があるのだ。余の考へが間違つてゐない限り是等使節は烈  
しい衝撃を受けることだらう。

DLB 100 7 206 D-4



然し松方は親善使節として行かうとするのではなくて、唯商賣上の延結を  
しに、又石油屑鐵トラツク等の必要品を買ひに行くのだと云ふ。予は彼  
を警めて、米國の輿論は中國こそ現在の紛争に責任があるといふ日本の  
主張を受付けないことが分るだらうと云つた。又日本はこの頻引演き弱  
弱政策でやつてゆくことが難くなる機な事を大ひにしてゐると云つた。  
そして又米國政府は政策を變てるにも、行動を定めるのにも國內の輿論  
に依らねばならぬと云つた。彼は、今日米國の日本に對する影響は歴例  
的であつて、それは日本に戦争を止めさせる上に大いに役立つ得ると主  
張してゐた。

前米國大使グルー氏日記抜萃（二百〇頁）

REF ID: A6061-8

31

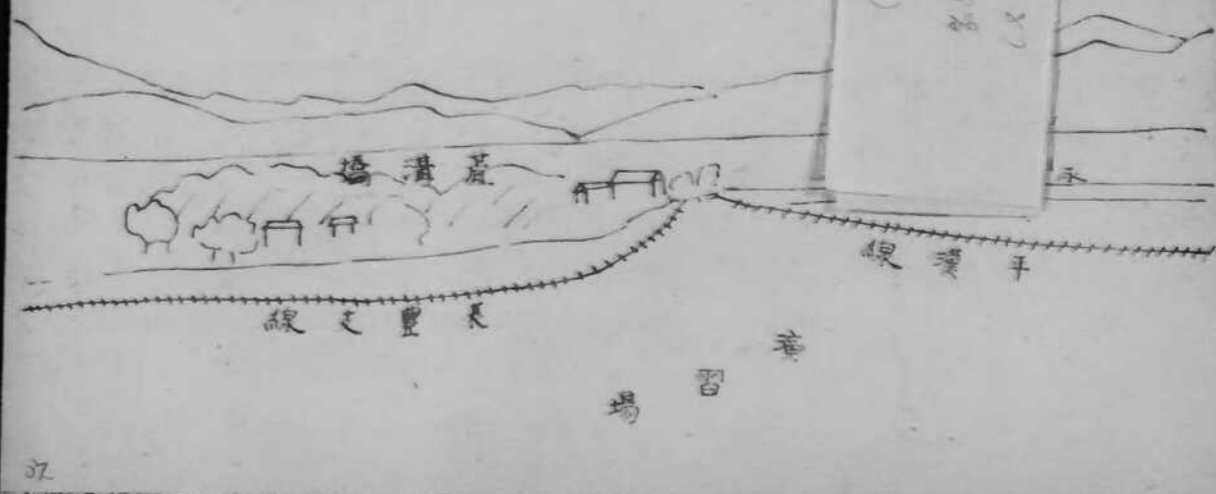
裏面白紙

DD1091

NR /

一文字山ヨ  
甘藷溝橋ヲ望ム

一文字山ヨ  
甘藷溝橋ヲ望ム  
(又新本夜)



江

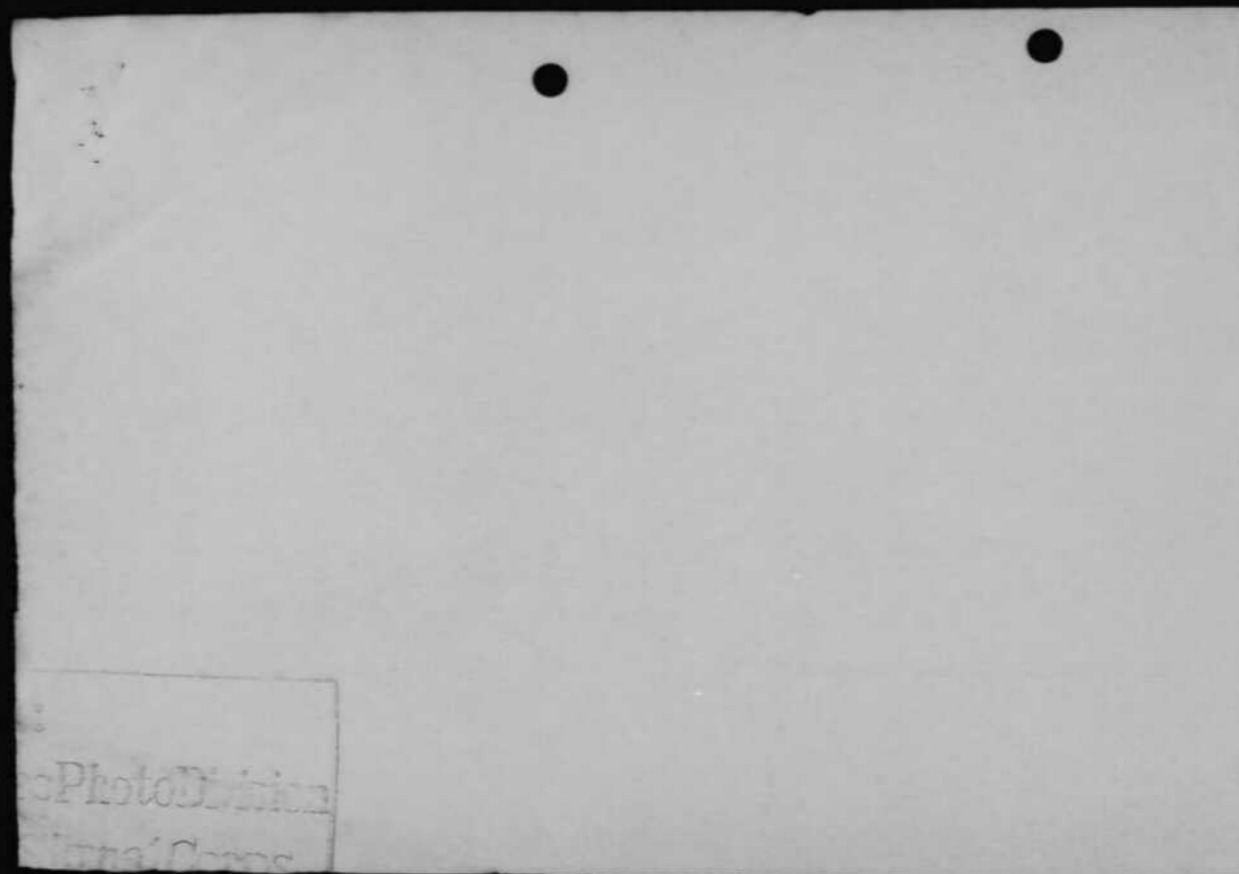
DD1091

NR L

上文字山ヨ  
草盛溝橋ヨ



めくれず

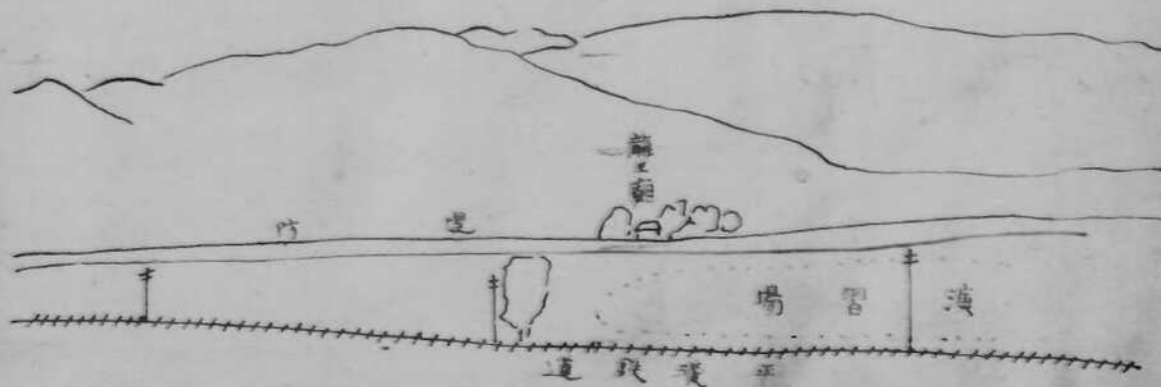


PhotoD...  
.../...

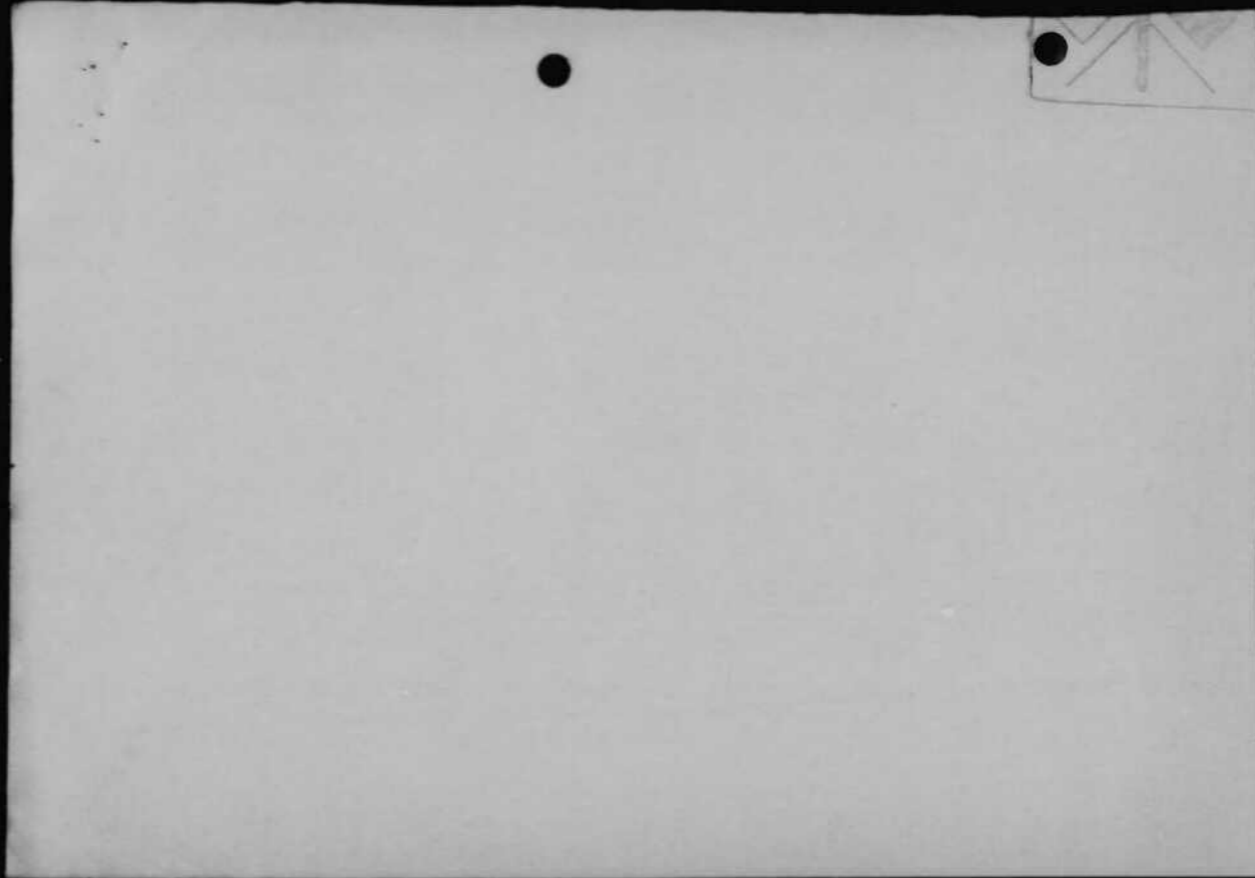
DD091

№2

一文宇山ヨリ  
龍王廟ヲ望ム

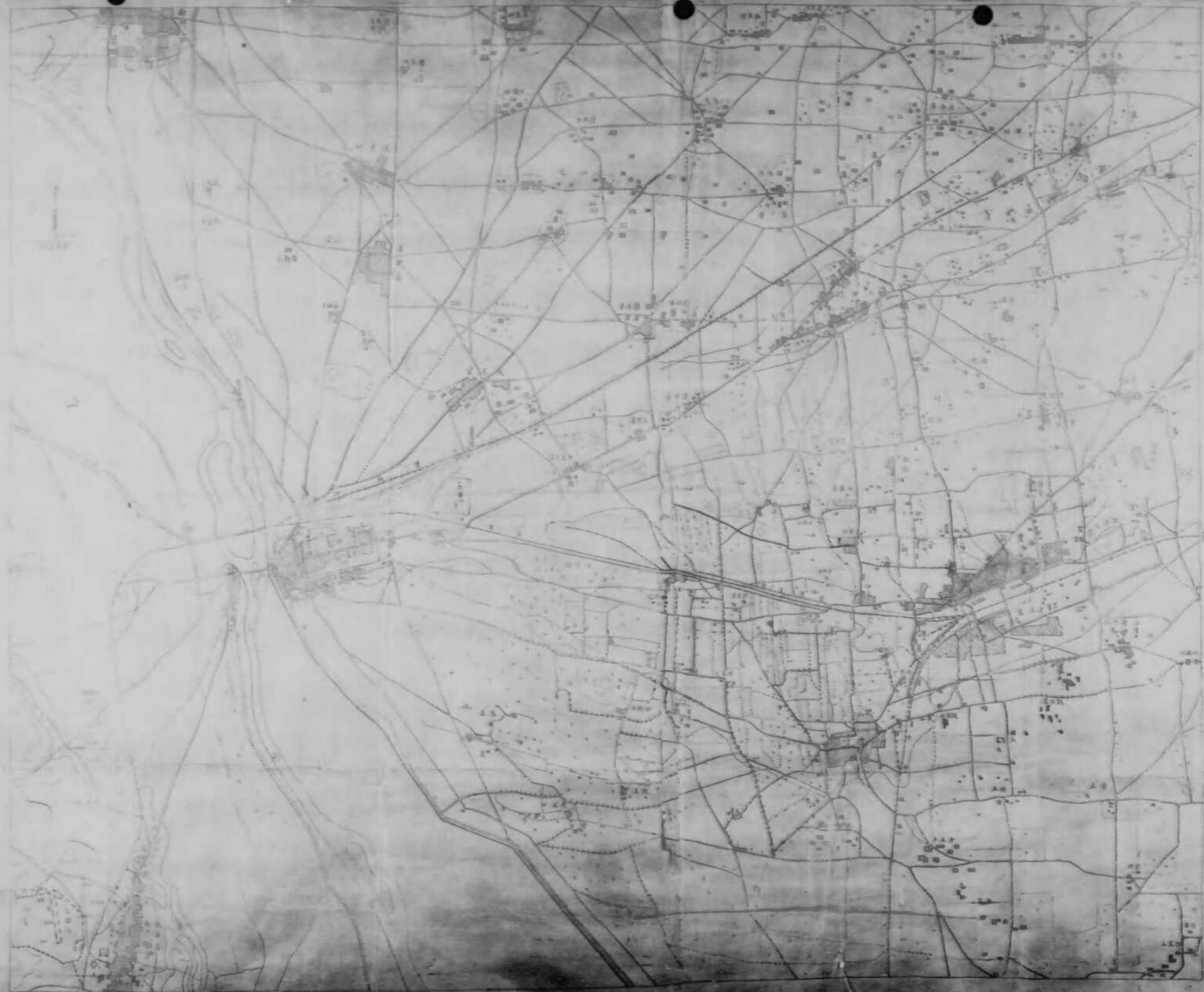



場 習 渡





近附橋津産及台置



Copy by:  
War Crimes Photo Division  
 Signal Corps  
U.S. Army

34



Ref. Doc. # 1091- B



裏面白紙

遺囑ノ因所成ニ成立ニ関スル證明書

自分東京朝日新聞社社長之職ハ朝日新聞社東京本社ニ在リ且チ主任ノ職ニ任ル若ナル處ニ終ラレタル日本新聞ニ依ツテ辦ラレ一紙ヨリ成ル實業ハ東京朝日新聞社ノ経営ニ係ル爲メノ正統ニシテ眞實ナル得シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月十七日

於東京

朝日新聞東京本社調査部

調査主任 渡邊 長之助

右記各項目ハ自分ノ印シニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 渡邊 長之助 夫

Def. Doc. No. 1051-B

解 明

別紙豊及... 徳田シタルモノニシテ別紙豊二葉ハ當時予ガ一文宇山ヨリ... 及徳王向方ウチ影シタルモノナルコトヲ曉明ス

明治二十二年三月二十日

東京中野區... 丁目四七二番地

元... 田 純 久

裏面白紙

20

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其記

對

荒木貞夫其他

Handwritten notes in a box, including "マーク" and "河邊正三" (Kawabe Masamichi).

被告

河邊正三

1

自分或後國ニ行ハルル方式ニ從ト先ツ別紙ノ通宣旨ヲ爲タクル上テノ如ク決進致シマス

私、河邊正三ハ昭和二十一年（一九四六年）十一月二日東京ニ於テ當田及「ブレクニ」辯護人ノ訊問ニ對シ左ノ如ク認答シマシタ

間 貴殿ノ北京ニ於ケル支那駐屯歩兵旅團長トシテノ職務期間ヲ述ベラレ度

E.H. 2479  
Doc. No. 37C

38

22

極東國際電報發刊所

亞米利加合衆國其誌

對

荒、木、頁、夾、其、他

宣、言、供、送、書

供、送、者、河、邊、正、三、

自分或我國ニ行ハルル方式ニ從ト先ツ別紙ノ題宣言ヲ爲セタル上、次ノ如ク供送致シマス

私、河邊正三八昭和二十一年（一九四六年）十一月二日東京ニ於テ宣言及「ブレクニール」辯護人ノ訊問ニ對シ左ノ如ク應答シマセタ

間、帶般ノ北京ニ於ケル支那駐屯歩兵旅團長トシテノ服務期間ヲ述ベラレ度

EXH. 2479  
Def Doc No. 970

38

裏面白紙

Def Doc No. 970

答 西曆十一年（一九三六年）四月ヨリ昭和十二年（一九三七年）八月迄デアリマス

問 派員長トクテ賞銀ノ有クタル兵力及其ノ配置ヲ述ベラレ度

答 歩兵二師団約五千名ナリ歩兵第一師団ハ其ノ本部ヲ北京ニ據キ北京、魏城、天津ニ各一大隊ヲ通州ニ一中隊ヲ試運シテアリマシク

歩兵第二師団ハ本部及二大隊ハ天津ニ置キ一天隊ハ山海關及天津以東ノ沿道沿線ニ配置シテアリマシク

派員司令部ハ北京ニ在リマシク

問 軍司令部及其他ノ特許部隊ノ配置如何

答 軍司令部及騎兵、砲兵、工兵及機械部隊ハ天津ニ在リマシク

問 北京ニハ其ノ他ノ軍機關ハアリマセンデシクカ

答 北京ニハ特許機關ト大使館附武官憲兵隊ガアリマシク此等ノ機關ハ各々獨立シテ設置デアリマス

問 盧溝橋事變ノ際ノ支那軍ノ配置ノ概要ヲ述ベラレ度

答 北支ニハ天津、北京、保定、張家口ヲ含ム地域ニ於テ崇正元ノ指揮

裏面白紙

問  
答

スル第二十九軍が駐屯シテオリ軍司令部ハ北京ニ在リ一師團ハ北京附近、天津附近、張家口附近、保定附近ニ在リマシク

瀋陽附近ニ於テハ南苑、北苑、八寶山、宛平城（約一大隊）ニ在リ清王朝ニハ其ノ一部がアツタ義デシク

前ニ於ケル日支兩軍ハ禮和親睦ヲアオリマシタカ

日支兩軍ノ關係ハ昭和十一年（一九三六年）秋以迄ハ甚メテ良好デアリマシタ、然ルニ昭和十一年（一九三六年）九月十八日瀋陽附近ニ於テ日支兩軍部隊ガ行進行進トノ隙小競合起リ旭ク衝突ガ起ロウトシマシタガ爾軍幹部ノ努力ニ依リ事ナキヲ得マシタ、其ノ結果トシテ瀋陽駐屯ノ支那軍一部ヲ他ニ移駐スルコトトナリマシタノデ支那軍トシテハ不快ナル印象ヲ持ツニ至ツタ義デアリマス、而シテ同年十二月西安事件ガ起ツテカラ一敏ニ北京附近ノ日軍ハ不良トナリ共産黨ノ暗躍ガ盛トナリ其ノ結果トシテ又那軍隊ニ之カ波及スル虞ガアツタノハ益定シ得マセン、然レドモ又那刺上層部ニ於テハ依然日支提携ヲ圖ロウトスル空氣ハ強クアリマシタガ下級將兵ニ於

Def 700 No. 970

クル對日感情ハ相當惡化シテ層々誠ニ觀察セラレマシタ  
 問 員肆ト宋管元氏其他支那別幹部トノ間柄ハ如何デラタカ  
 答 宋管元氏トハ公的交感ノ外特別親密ナル關係ヲ結ブニハ至リマケン  
 デラタ、但シ備員長ナル張自忠氏トハ極メテ惡感デアツテ屢々日支  
 協警ニ屬シテ對日ナキ意見ノ交換ヲ行ヒ氣厭相起ツルモノガアリマシ  
 タ  
 問 支那駐屯軍ノ對支態度ニ付上司ヨリ如何ニ示サレテオリマシタカ又  
 之ニ關スル日支ノ部下府事ノ方針ヲ述ベラレタ  
 答 支那軍トハ友軍トシテ控制シ互ニ監視ヲ禁ベヨト云フノガ軍ノ根本  
 方針デアリマシタ、旅團長トシテハ此方針ヲ誠ニ守ラ支那軍ト友誼  
 的關係ヲ結ブベク部下ヲ指導致シマシタ  
 亦カ旅團長ヲ拜命シ參謀本部ニ張少ノ爲出願シタル際時ノ參謀本部  
 作戰部長デアツタ石原莞爾少將ハ飛ニ對シ私的談話ヲガラ「中央部  
 ハ支那ト戦フコトハ毛頭考ヘナイナイ旅團長モ此ノ主旨ニテ服務セ  
 ラレクニト中央部ノ意圖ヲ明示サレマシタ

4

41

横 田 白 旗



Ref Doc No. 370

問 支那駐屯軍ノ任務ヲ述ベラレ度

答 北支ニ於ケル公館及居留民ノ保護ト以テ道交通道路ノ修築ニ在リマシ  
ク

問 支那駐屯軍ノ對支作戦計畫ニ付テ述ベラレ度

答 對支作戦計畫ニ付テハ何等指示セラレタルコトガアリマセシ

5

42

裏面白紙

問 準備計画ニ付テ述ベラレ度

答 旅團ハ任務ニ基キ即チ鐵道交通通信ノ防務倉庫及居留民ノ保護ノ爲平時ヨリ鐵道沿線及北京天津ニ兵力ヲ分散配属セラレタル部隊ハ其位置ニ於テ夫々準備ノ任ニ當ツテ居リマシタ

問 北京附近ノ準備要領ヲ述ベラレ度

答 北京附近ニ於テハ豐臺、北京、通州ノ三陸軍地ヲ夫々一單位トシ之ヲ北京警備區トシテ予自ラ之ヲ指揮シマシタ豐臺ニ在リテハ大隊長北京ハ中隊長、通州ハ中隊長ヲ夫々陸軍隊長トシテ予自ラノ任務ヲ命課致シマシタ

問 支那陸軍トシテノ對支作戰準備ニ對テ述ベラレ度

答 支那ト戰フコトハ余ク愈々ニナク從テ對支作戰準備ハ余クアリマス故ニ編制上ニ於テハ機動力ヲ有ヤス軍需品モ常時補給ノ外作戦用トシテ準備集積シタルモノハアリマヤンデシタ

問 旅團ハ標幟及兵學地誌調査ニ關シ任務ヲ受ケテオリマシタカ

裏面白紙

答 全ク其ノ任務ハ受ケテオリマヤン

問 支那駐屯軍トシテ教育訓練ノ主眼ヲ何レニ置クヤニツキ指示ヤラレテアリマシタカ

答 官ヨリ教育ニ関シ指示ヤラレテアリマシタガ其ノ内容ハ幾備優秀ナルモノヲ相手トシテ訓練スルコト内地ノ各部隊ト同様デアツテ支那軍ヲ対象トシテ訓練スルコトハ示サレテ居リマヤン支那軍ト戦フ意志ハナカツタノデ支那軍ヲ対象トスルコトハ全ク考ヘタ事モアリマヤン

問 豊臺附近日本軍ノ配備並ニ演習場ノ關係ヲ述ベラレ度

答 豊臺日本兵營ニハ一木少佐ノ指揮スルーケ大隊歩兵連若干連中シテオリ兵營ノ北側ニ敵少ナル練兵場ガアリマシタガ豊臺附近ハ耕作地多ク演習場ナク築テ置キ西方約三百米附近ノ鐵道砂取場ハ草原デアツテ耕作地デナク演習場トシテハ好適デアリマシタノデ一文字山ヲ中心トシテ一帯ノ草原地ヲ支那軍ト協議シテ借用シ日本側ノ演習場トシテ使用スルコトトナツテ居リマシタ同意ハ北緯鐵道局ノ「パラス」採取地デアリマシタ

7

44

裏面白紙

問 北京ノ部隊ノ演習場ハ何處デアリマシタカ

答 北京城内交民巷東側ニ決少ナル各國電線井道ノ隊兵地ガアリマシタカ  
野外的訓練ノ爲ノ演習場ハ北京部隊ハ通州涿州隊ノ周圍ノ演習場ヲ利  
用シテオリマシタ

問 演習場使用ハ隨意デアリマシタカ

答 ハイ 自由デアリマス

從來日本軍ハ演習ヲ實施スル際何種支那側ニ通告スル必要ナク充分  
自テ實施シテオリマシタ然ルニ六月ノ始メ支那側ヨリ「夜間演習ハ民  
衆ヲ刺激スルヲ以テ豫メ通告シテ欲シイ之ニ依ツテ其旨爾前ニ民衆ニ  
布告シ假キ刺激ヲ防止シタイ」トノ好意的要請ガアリ軍ニ於テモ之ヲ  
隙トシ爾後時務機關ヲ經テ其都府通告スルコトニ致シマシタ

問 露軍勃發時ハ毎夜演習ヲ實施シテオリマシタカ

答 ハイ 六月末ヨリ殆ンド連夜實施シテオリマシタ軍隊ハ第二期檢閲前  
デアツタ爲テ訓練ヲ實施シテオリマシタ

問 貴國ハ七月七日露軍當日ハ北京ニ居リマシタカ

答 私ハ不在デアリマシタ當時兩大神(山、海、川、南方)演習場ニ歩兵第二聯隊ノ檢閲ニ臨場スベク七月六日北京ヲ出發致シマシタ

問 留守中ノ警備司令官ハ誰デアリマシタカ

答 歩兵第一聯隊長牟田口大佐ガ私ノ代理ヲシテ居リマシタ

問 北京ノ部隊ハ凡テ陸軍地ニ居リマシタカ

答 北京内ノ歩兵聯隊ハ一中隊ヲ殘シ全部通州ニ演習ニ赴イテオリマシタサレバ北京城内ニ一中隊警備ニ一大隊アルバカリテ手薄デアリマシタ

問 費費ハ自費先ニテ如何ニシテ事情勃發ノ情況ヲ知リマシタカ

答 七月七日夜ハ終夜演習ノ檢閲デアリマシタ八日午前三時頃演習場ヲ私ニ對シ北京聯隊長カラ電話ヲ報告アリトテ筆記シタルモノヲ通信所ヨリ持參シマシタソレニ依リマス陸海軍演習場ニテ一ヶ中隊演習中支那軍ノ射撃ヲ受ケ兵一名ガ行方不明トナリ一六大隊ハ警備ノ態ニ移リ兵ノ喫食ヲ實施シテイルトノ事デシタ私ハ之ニ返事ヤズ朝ニ至リ天津ノ軍司令部ニ連絡シ北京ニ歸ルコトニ決意シマシタ幸ヒカラ飛行機ヲ提供セラレタノデ正午頃山海關ヲ出發シ天津ニテ汽車ニ乗換ヘ午後三時頃崑崙關直チニ自溝橋ヘ急行シマシタ

9

46

Def Doc No. 670

裏面白紙

問 天津ニテハ軍司令部ニ出頭シマシタカ  
答 汽直ノ時間ノ關係上出頭ガ出來ズヨリ電報ニテ軍ノ橋本參謀長ニ  
貴條シマシタ處參謀長ハ一電ハ現地解決ノ方針デアル現狀ノ益ヲ備  
河ヲ監視セヨトノコトニテ軍ノ不協大方針ヲ知リマシタ  
問 齊大軍ノ歩兵隊二營ノ檢閲ハ中止シマシタカ  
答 門隊長ニ對シ檢閲ハ依然執行セヨト命令シテ保キマシタ  
問 蘆溝橋ニ到リタトキ門隊長ハ該地ニ居リマシタカ  
答 ハイ、該地ニ居リマシテ概略左ノ如ク情況ヲ私ニ報告シマシタ  
陸 夜十一時ヨキ一未大砲隊ヨリ一着弾中ノ一中隊ガ支隊官ノ射撃ヲ受ケ兵  
一名ガ行方不明トイフタノヲ捜索中デアル大砲ハ蒸一ニ徹フル一文字山  
ニ發射シテイルトノ報告ヲ受ケタノテ門隊長ハ大砲ニ對シ一其ノ彈ノ發  
射ヲ待命セヨ現地ノ情報ヲ至ノ日支兩方ヨリ即不自ラ知所ニ派兵スル  
處デアル旨一電報ニテ傳ヘマシタ  
ソレヲ特殊機口ガ信介トイリ日支兩方カラ委員ヲ出シ共同調査ヲ行フコト

トナリ西門附藤田中佐ヲ爲員トシテ理地ニ渡營シマシク支那側悉くハ地  
 平野ニテアリマシク  
 午前二時西門大砲兵カラ苑平野城ノ支那官カラ射撃ヲ受ケタトノ報傳ガアリ  
 西ニ午前四時再ビ支那側カラ射撃ヲ受ケタ旨ノ報傳アリ西門ハ一再テ  
 ナク日天門トナリテ日本軍ノ觀望ガ容易ナルニ抑ラズ支那側ニ於テ射撃マ  
 ルノハ幾ク日本軍ヲ驚惶スルモノデアリ今後更ニ射撃ヲ受ケタラバ大砲  
 ハ之ニ應戰シテ善支ヲイストノ命令ヲ與ヘマシク一方福谷爲員一行ハ自衛  
 重テ現場ニ到着シタノハ午前五時西門アリマシク森田秀昌兵長現場ヲ見マ  
 スト一本大砲ハ攻門扉閉シ今モ強クセントスル情勢デアリマシクノデ中  
 佐ハ大砲兵ニ對シ其ノ不法ヲ詰シマシク尙ガ大砲兵ハ今西門カラ砲撃  
 善支ヲイト云フ命令ヲ受領シテイルト符ヘテ罷リマストキ又支那側ヨリ射  
 撃ヲ受ケマシク、ソコテ森田中佐ハ支那側悉くニ對シ支那側ノ不法射撃ハ  
 許賢ガ見ラレルヲ指テアリマシク  
 私ハ一本大砲兵ノ砲撃ニ對スル決意ヲ總メ又報ハ奉リマセシトテ大隊長ノ

11

48

Ref Doc No. 370

裏面白紙

決意ヲ承認シマシタカクシテ大段ハ午前五時迄龍王廟ノ支那軍ニ對シ  
攻撃スルニ至ツタモノデアリマス

問 右報告チニケタ旅團長ハ爾後ドウシマシタカ

答 私ハ軍門ニ對シ現状ノ儘支那軍ヲ監視セヨ輕暴行動シテハナラ  
ズト命ズルト共ニ死傷者收容ノ處ハナリセマシタ

問 獲獲ニ於ケル日支兩軍ノ擧獎ハ第三營ノ獲賊ニ類シテ殺ストノ  
號ガアリマスガドウデスカ

答 ソノコトハ判然トハ云ヒ得マセンガ七月七日暴發以後日支  
兩軍對峙ニ晝夜不替對峙ガ激登シマシタ其ノ都度日支兩軍ノ情  
況ヲ觀察シマスト兩軍トモ對峙シタ形跡ナク日支兩軍ノ何レニ  
モ局セザル第三營ガ兩軍對峙セル早固野區カラ射撃シテ居ルコ  
トガ落々判明シ難カニ何時カノ策謀ガアル様ニ判明セラレマシ  
タ

問 七月七日以後兩軍對峙シ日支交渉固ニ於テハ不詳事件ガ懸念シ  
マシタカ

12

49

Ref 106 B. 970

裏面白紙



Leaf Two No. 470

答 七月二十日一文字山ノ不法射撃(中隊長負傷セリ) 七月二十五日  
坊事件、七月二十六日隈安門事件等ノ不祥事件行發シマシタ文  
部以下級將兵ノ抗日宣戰ハ誠烈デアツタト思ヒマス

13

50

裏面白紙

Let 100 Ho. 373

宣 誓 書

良心ニ従ヒ辱責ヲ逃ベ何事ヲモ敢秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

河 邊 正 三

昭和二十二年（一九四七年）二月二十七日於東京

供進者 河 邊 正 三

右ハ管立會人ノ目前ニテ宣誓シ且ツ其ニ捺印シタルコトヲ證明シマス  
二月二十七日 於 京 京

立會人 池 田 綱 久

14

57

裏面白紙

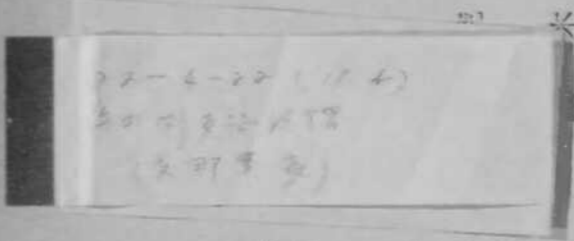
221

冠東國際電話掛所

取米利加合衆國其他

附

米 未 實 夫 其他



供送者 河 邊 正 三 子 次

自分儀執願ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ廻リ宣覺ヲ爲シタル上  
次ノ如キ供送願シマス

私ハ明治十九年十二月五日日本歸地高山原東郷波野尻村菅加ニ  
生レ現住所ハ東京都北多摩郡小金井二八七四デアリマス  
私ノ住居ハ左ノ様リデアリマス

EXH. 2477-A

Def Doc No. 923

1

12

221

遠東國際算藝級列所

取米利加合衆に其他

博

兎木貞夫其他

益豐口鶴登

供通省河邊正三

マサカズ

自分僱職自ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ廻リ實寄ヲ爲シタル上  
次ノ如キ供送ニシマス

私ハ明治十九年十二月五日日本籍地富山縣真紡浪部東野尻村<sup>ノ</sup>加ニ  
生レ現住所ハ東京都北多摩郡小金井二八七四チアリマス  
私ノ信長ハ左ノ如キアリマス

EX11.2477-A

Def Doc No. 923

1

12

裏面白紙

Leaf Doc No. 823

- 一九〇七年 陸軍士官学校卒業
- 一九一五 陸軍大学校卒業
- 一九三六 陸軍少将
- 一九三六、 北支那駐屯歩兵旅団長
- 一九三七、九 北支那方面軍参謀副長
- 一九三八、二 中支那派駐軍参謀長
- 一九三九、一 豫鄂總司令部参謀
- 一九四〇、三 第十二師団長
- 一九四一、三 第三軍司令部参謀
- 一九四二、八 支那派遣軍参謀長
- 一九四三、三 ビルマ方面軍司令官
- 一九四四、一二 中野軍司令部参謀
- 一九四五、三 陸軍大將
- 一九四五、四 統帥部参謀司令官

2

53

裏面白紙

- 一、 衆ハ一九三八年二月以降四年十二月迄中支那派遣軍司令官加藤大  
大將ノ下ニ隷屬シテ、次デ一九四二年八月以降一九四三年真珠  
支那派遣軍司令官加藤大將ノ下ニ隷屬シテシマシタ
- 二、 如大尉松井石根大將ノ總管トシテ中支那派遣軍司令官ニ任命サ  
レタノデアリマス  
如司令官ノ任命ハ前駐松井司令官ノ任命ト其ノ本質ヲ異ニシ如軍ノ  
ノ任命ハ前六師團ヲ以テ南京、沈陽、上陸ヲ終ブ三角地帯ノ治安  
維持ニ當ルトシテ局限サレタ點ニテ相違シタモノデアリマシタ  
從ツテ如司令官ハ松井前司令官ヨリ作戦ニ付テ何等ノ申渡ラ受ケタ  
事實ハアリマセンデシタ
- 三、 如軍ノ任命ハ治安維持ニ限馬サレタ相違シタモノデアツタニ物ラ  
ズ徐州待機ヲ行ツタノハ次ノ事由ニ依ルモノデアリマス  
即チ一九三八年四月上旬頃北支那ハ濟南附近ニテ居リ中支那ハ淮河  
附近ニテ居リマシタガ北支那ハ徐州ノ東方蕪兒莊ノ點ニ於テ幾十回  
日ガ相營ノ攻撃ヲ受ケ第五師團モ亦攻撃ニ參與シタ爲其ノ總攻作

5

14

裏面白紙

ニ日糧ヲ來タシテホリマシタノデ比ノ北支軍ト中支軍トノ中間ニア  
 ル故軍ヲ西方ニ懸懸シテ西軍ノ糧食ヲ補供スル必要ガアリマシタノ  
 デ大軍營ヨリ其ノ作戦行爲ニ關ツベキ事ヲ命ゼラレタノデアリマス  
 右ノ如キ事情ニ際リ如左ハ五月十日頃行務ヲ起シ約三個師團ノ兵力  
 ヲ以テ徐州ノ東方臨兗縣ニ於ケル鳳臺ノ政廳ヲ閉鎖シ北支軍ハ約四  
 個師團ヲ以テ之ヲ攻圍シ五月二十日頃敵軍ヲ驅逐シテ徐州會戰ヲ修  
 ツタノデアリマス

四、徐州會戰ノ東期即チ五月中旬頃大軍營ヨリ中支軍總軍ヲ中心トシ  
 テ義口作戦ヲヤル機ニトノ内示ガアリマシタノデア戦々ハ一西徐州作  
 戦ヲ行ケテアガラ他置義口作戦ノ準備ヲシナケレバナラヌ事ニナリ天  
 際リ約ニ際クノ如キ作戦命令ヲ發ケマシタノデア非營ニ機微シテ居ル  
 内六月中旬大軍營ヨリ正式ニ義口作戦ノ命令ヲ發ケ義口作戦ニ必要  
 ナル兵力ヲ賞ヒ存貯ノ爲メノ爲ノ再編制ヲ行ヒマシタガ賞ツタ兵力ハ  
 東久根營ノ第二軍及ヒ岡村中隊ノ事デアリマシテ初戦ヲ類シテ義口  
 政廳ヲ許容シタノデアリマス

Def Doc No. 823

54

裏面白紙

濱口政時ハ十月廿六日ヲ如司令官ガ濱口入城サレタノハ十一月三日  
デアリマシタガ其ノ際濱口市内ノ民心ハ電メテ平靜ヲ治ルモ信譽サ  
レ市街モ秩序整然トシテ關東軍ノ市街地下思ハレヌ業ナ状態デアリ  
マシタ

此ノ武震政時ハ郊外二三基位ノ地點迄ハ微震ノ抵抗ガアリマシタ  
ガ其ノ後ハ餘リ抵抗モナク殆ンド無血政時ノ状態デアリマシタカラ  
兵隊進モ速メテ冷靜ヲ態度デアリ時ニ終氣立ツテ居ル様ナ事ハ全然  
ナカツタノデアリマス

5

司令官ハ部下ノ各軍ニ對シテ感戴ナル訓令ヲ發シテ軍紀ノ維持ニ  
付民心ノ注意ヲ與ヘラレタノミナラズ濱口政時軍ノ市街地ニ於ケル  
規則ヲ防グタメ命令ノ附録ノ儀ニシタ細カイ規定ヲ以テ警備軍ノ指  
示トシテ各軍ニ與ヘタノデアリマス、此ノ指示ニハ陸軍官團及ビ陸  
軍内務ノ總隊等モ然ラシ陸軍ト海軍ノ各占領地直ヲ定メ又市内ニ於  
ケル諸般ノ刑罰等ニツイテハ海軍トノ間ニ宛然ト取リ電メラ爲シ又  
市街地區ニ入ル兵隊ハ各軍ヨリ優待ナル者ヲ選定スル事ニシタノデア

56

Def Doc No. 823

裏面白紙



アリマス御子賞賜ニ趣向ハ御事シタ郡縣ハ之ヲ後方ニ慕ケテ市街地  
 ニ入ラシメテ其地ヲ教育興隆ノ出架タ乘順溫和ナ城十三門口ノ中ヨリ  
 更ニ信守ヲ一觀ヲ選拔シテ市街地ニ入レタノゾアリマス  
 御事ニ御事ニ御事示ヲ興ヘ細心ノ注意ヲ以テ俾辰ノ崇徳ヲ得タノ  
 ノゾアリマスナラシメ口ニ於テ害福、暴行、縁邊等御事ニ進言スル御  
 事御事ハ益御事カツタモノト編書シテ居リマスシ又定御事御事ヲ得  
 ケタ御事ナク御事御事イダ御事御事ニアリマセン 然ルニ御事ニ於テ  
 御事御事ハレタ御事ニ御事シタ御事ガアル御事ヲ御事御事ニ其ノ益御事  
 ノ御事ニ於テ私ハ不可御事ノ念ニ御事マセヌ  
 御事御事ニ於ケル御事御事ノ御事ハ御事御事トモ御事御事九御事ニ御事  
 御事御事シテ御事ノゾアリマシテ御事ノ御事御事モ御事御事シテ御事  
 御事御事ノ御事御事ノ方ニトラレタ御事ニ御事御事サレテ御事御事  
 御事御事ハ御事御事マセヌ  
 三ノ御事御事ハ御事御事御事トハ御事御事御事アリマシテ御事御事  
 ラレタ御事御事御事ノモノゾアリマス

Lof Doc No. 893

裏面白紙

六、陸軍省事務を察見ヨリ甲斐縣に駐在ニハ何等ノ關係ハアリマセズ  
 且中支那邊境ノ方デハ滿洲方面日本軍カラ飛符除ヲ貰ウ事ニナツ  
 テ居リマシテノニ強要此事務ガ趣ツタ第ニ之ヲ貰ウ事ガ出衆ナクナ  
 リ門々中支那ハ山口作戦ノ際中デアリマシタノデ固ツタト強要シタ  
 位ノ關係ガアルカデアリマス

七、中支那邊境軍司令官トシテ屬大尉ノ權限ハ單ニ治安維持ト武ヲ構  
 造的任務ニ局限サレ兵カラモ省シテ居リマセンノデ行動スルニハ  
 大本營ノ命令ヲ受ケ其ノ指示ニ從ツテ兵カラ貰ハネバナラヌ立場ニ  
 アリマシテ獨自ニ行動スル權限ハ許サレテイナイノデアリマス  
 支那邊境軍司令官ノ權限ハ作戦上ノ任務ト實感トデアリマシテ政  
 務作戦ノ權限ハ與ヘラレテ居リマセンデシタカラ單ニ占領地ノ防衛  
 ノ權限アルノミデアリ行旅ノ權限ハ大使ガ出衆マシタノデ大使ガ之  
 ヲ行ウ事ニナツタノデアリマス

7

八、兵部省ガ出衆マシテカラ從來支那軍司令官ノ取扱ツテ屢々陸軍  
 ハ無關係ノ仕事ハ兵部省ニ移ス事ニナリマシタガ兵部省ガ際ハナ

Def Doc No. 823

f8

裏面白紙

イ間ハ各州ニ在ル地籍調査ガ支那領ノ既製ニ照シテ實際上ノ仕立ヲ  
シテ居タ事ハ秘案デアリマス

九、支那軍ノ停駐ニ付テハ領土モ出來テ居リマセンデシタノデ中央政  
府ニ之ヲ引渡ス事ニシテ居リマシタ莫ノ責任者ハ其ノ地ノ軍司令官  
（即チ軍司令官ノ部下ニアル各軍ノ司令官）デアリマシテ之既軍省  
ノ許可ヲ受ケテヤツテ居タノデアリマス

十、支那ニ於ケル共産黨ハ民心犯濫ニ務メ共産黨ノ支配下ニアル村落  
ニ於テハ村民悉ク反日抗戦ノ聲ニ出テ日軍ガ該村落ニ入レバ之等ハ  
地下ニ入り村ガ地下トニ露ニ出來テ居ル様ナモノデ結局斯カル地獄  
ニ於テハ日本軍ハ民衆ヲ相手トセネバナラス警備ニ立タザルヲ律ナ  
カッタノデアリマス

十一、支那ニ於ケル阿片問題ハ支那派軍トハ何等ノ關係ヘナイノデア  
リマシテ私共ハ阿片問題ニ付テハ何等ノ知識ヲモツテオリマセン阿  
片買買ニヨル金ヲ軍ヲ使用シタト云フ事實ハ絶對ニアリマセヌ  
支那派軍ノ機密費ハ全部陸軍省カラ貰ツテ居タノデアリマシテ其

8

59

裏面白紙

Def Doc No. 823

自ノ金ヲ復却シテ取賞ハアリマセス從テ阿片ノ問題ハ軍司令官トハ  
何等關係ガナイ事ハ既述デアリマス然シ陸軍乃 陸軍總務部ガ如何  
ナル組織ニ阿片問題ヲ知ツテ居ルカト云フ事ハ私ニハ全然判リマセ  
ス

十二、一九三二年四月東京ヲ政變セル派行粉微ニ對スル軍機會議ハ陸軍  
省ノ指令ニ對ツイテ行ハレタモノデアツテ軍機會議ガ行ツタ事ハ總  
ベテ陸軍省ノ指令ニ對シテ行シタニ違キナイノデアリマス

十三、一九三八年二月畑大將ガ中支派駐軍司令官トナツテカラ陸司令  
官ハ最初ハ上部ニ在リマシタガ後ニハ南京ニ移ツタノデアリマス次  
ニ畑大將ガ支那派駐軍總司令官ニナラレタノハ一九三八年三月ガ陸  
軍大將ノ後任デアリ陸軍司令官ハ南京ニ在ツタノデアリマス  
從ツテ畑司令官ハ中支派駐軍司令官官位（一九三八年）最初ハ上部  
ニ居ラレタノデアリマシテ武漢停戦ノ時ニハ最初出陣命令ハ南京ノ  
司令部ニ於テ下シタノデアリマス然シ八月二十五日南京ヲ陥落シ九  
江ニ司令部ヲ置キ十月三十日畑司令官モ九江ニ居ラレマシタ而シ

9

60

裏面白紙

Def Doc No. 823

テ十一月三日海口ニ入り同月中旬遼河口ニ着ラレ、激進ヲ行ハレ  
 タ然南京ニ直引揚ゲラレタノデアリマシタ  
 十四、中支郵政總局司令官トシテ如大尉ノ任職ハ暴怒的作爲デハナク占  
 領地境ニ於ケル治安維持ニアツタ爲既司令官ハ其ノ任職ヲ果ス爲ニ  
 ハ軍紀ノ保持ニ最重ク注カレタノデアリマシテ、如司令官ノ委任  
 直上ニ於テ兵團集會體ヲ開キマシタガ其ノ席上ニ於テ如司令官  
 ガ軍紀保持ト云フ事ヲ付テ心血ヲ注イダ開示ヲ致サレタコトヲ與  
 員ヘテ届リマス從テ如司令官ニ可テハ自立ツタ作爲モナイ門上何  
 等ナルサイ問題モ起ラナカツタノデアリマス

一九四六年十二月六日

於 吳勝盛 派

供 送 者 河 邊 正 三

10

61

裏面白紙

Def Doc No. 823

右へ當立會人ノ面會ニテ重旨シ且ツ懸念シタルコトヲ  
鑑視シマス（但シ印信ヲ所持セザルヲ以テ察印セス）

一九四六年十二月六日 於 東京 監 獄

立會人 龜 介 友 治

//

62

裏面白紙

Def Doc No. 823

其 密 誓

真心に従ひ偽誓ヲ越へ何事ヲモ誤認セス又何事ヲモ附加

セザルコトヲ誓フ

河 邊 正 三

12

63

裏面白紙

營區側卷一〇三

慶安門事件

北京に於る我が陸軍當局は我が居留民の生命財産保護の爲、北平に流屯してゐる日本軍の増援を決定した。従つて軍當局は豊台の守備隊から約一個

Handwritten notes in a box, including the number 1103 and some illegible characters.

遣した。その分遣隊は本月二十六日午後六時頃トラ北平外城々壁に於る門から城内に入らうとした。委員會當局から諒解を得てゐたにも拘らず、中國軍した。敵隊の上旬、遂に門は開かれたが、しかし日

(R)

1103  
本軍の三分の二が門を通過した時再び閉められた。そして門の内側に行進しそして内城々壁と外城々壁の間に殆ど浦堤の形になつた日本軍に對し中  
譯軍は發砲した。我が兵反それと共にめた新聞記者の中で戦死或は負傷した  
ものが相着居るやうであるが損害は未だ明でない。  
日本軍特務機關の寺平大尉及び第二十九軍顧問笠井氏は現場に赴けつ



懲罰例巻第一〇三

廣安門事件

(R)

Sept 11 1103

北京にある我が陸軍當局は我が居留民の生命財産保護の爲、北平に駐屯してゐる日本軍の増強を決定した。従つて軍當局は皇台の守備隊から約一團大隊程度の分遣隊を派遣した。その分遣隊は本月二十六日午後六時頃トラツクで到着し廣安門（北平外城々壁に在る門）から城内に入らうとした。併し、以前に河泰敵務委員會當局から諒解を得てゐたにも拘らず、中國軍は日本軍の入門を妨害した。激論の上旬、遂に門は開かれたが、しかし日本軍の三分の二が門を通過した時再び閉められた。そして門の内側に行進しそして内城々壁と外城々壁の間に殆ど溝渠の形になつた日本軍に對し中國軍は機關銃や手榴弾を以つて激しく攻撃した。日本軍は止むなく之に應じて發砲した。我が兵及それと共にゐた新聞記者の中で斃死或は負傷したものが相若居るやうであるが損害は未だ明でない。

日本軍特務機關の寺平大尉及び第二十九軍顧問笠井氏は現場に赴けつた

裏面白紙

Ref. No. 1103

内城々壁内の支那軍をある地點に集結せしめんと成功した。  
六月二十七日午前二時日本軍の一部は北平公使館地域の兵舎に入った

裏面白紙

22

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣 誓 供 述 書

供 述 者 松 井 德 太 郎

（以下に略す）  
（以下に略す）  
（以下に略す）

茲ニ從ヒ先ツ別紙ノ宣誓書ヲ爲シタル上、次ノ如

1

私、松井徳太郎ハ昭和十一年（一九三六年）五月ヨリ昭和十二年（一九三七年）八月迄支那駐屯軍司令部附デアリ同時ニ冀察政務委員會顧問兼第二十九軍軍務顧問トシテ主トシテ北京ニ於テ支那軍ニ服務シマシタ私ハ蘆溝橋事件ノ際親シク現地ニ在テ日支兩軍間ノ調停ニ奔走シ遂ニ慶安門事件ノ際同城門ニ於テ負傷致シマシタ經歷ヲ持ツテオリマス從テ以下蘆溝橋事件ヲ中心トシテ當陣ノ實情ヲ申述ベマス

F.H. 2480  
Sep Dec. # 969

22

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

寫 寄 供 述 書

供述者 松 井 德 太 郎

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通貫書ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

1

私、松井徳太郎ハ昭和十一年（一九三六年）五月ヨリ昭和十二年（一九三七年）八月迄支那駐屯軍司令部附テアリ同時ニ露露政務委員會顧問兼第二十九軍軍務顧問トシテ主トシテ北京ニ於テ支那軍ニ服役シマシタ私ハ蘆溝橋事件ノ際親シク現地ニ在テ日支兩軍間ノ調停ニ奔走シ終ニ廣安門事件ノ際同城門ニ於テ負傷致シマシタ經歷ヲ待ツテオリマス從テ以下蘆溝橋事件ヲ中心トシテ當國ノ實情ヲ申述ベマス

66

F14.2480  
copy Acc. # 969

機 密 文 書

一 日本側ノ對支關係ニ付テ

嘗時日本ノ對支關係ハ支那ト親善提携ヲ圖ルコトニアリマシテ支那駐  
屯軍司令官其他上司カラ日本軍隊ハ支那側ト親善ニ努ムラシメテハナラ  
ズ時ニ支那軍隊ハ之ヲ友軍ト考ヘ之ト提携親善ヲ圖ラネハナラズト屢  
々訓戒セラレテ居リマシタ私カ支那軍ノ意向トナリマシタコトモ益ク  
日支兩軍隊親善ノ爲メノ設制ヲ勤ムル爲デアリマシタ

二 私ノ任務ニ付テ

私ハ尋ラ支那憲法二十九章ノ教育訓導ヲ奨励シ其ノ向日支兩軍ノ親善  
融和ニ努ムルコトデアリマシタ私ハ親善融和ヲ圖ル爲メハ先ツ以テオ  
互ニ理解シ合フト云フコトガ設メ大切デアルト信ジマシテ支那駐屯部  
ニ對シ日本ノ事情ヲ紹介スルトカ日支兩軍幹部カ相互ニ相手方ノ親善  
ヲ行フトカ又ハ兩軍幹部交款ノ斡旋ヲスルトカ可ナリ努力致シマシタ  
私ハ昭和四年(一九二九年)カラ同六年(一九三一年)迄北京ニ在ル  
支那軍醫官大學校ノ教官ヲ勤メテ居リマシタノデ支那軍ノ實情ニハ通  
曉シテオリマシタシ嘗時ノ第三十七師長湯治城氏、團長張慶雲氏、  
旅長劉日珍氏及義旅長等ハ學生デアツタコトガアリマシタノデ万々好

Copy No. 9969

2

67

裏面白紙

都合デアリマシタ

私ハ業務遂行ニ當ツテハ北京特務機關長松井次太郎大佐ノ直屬ヲ受ケ  
ルコトニ定メラレテアリマシタ

四 當時ノ支那軍ノ對日態度ニ付テ

支那軍上層部ノ對日態度ハ觀望反動的デアリマシテ私ガ顧問トナルコ  
トア心ヲ喜ンデタレマシシ特ニ長官宋哲元氏ハ私ニ對シ日支關係  
ノ必要ヲ力説シ之ニ努力スル誠懇示シタ

然ルニ支那軍下級部ノ態度懸崖ハ必スシモ愈部カ觀望デハアリマセ  
ン中ニハ抗日的ノガ動キアリマセンデシタ私ハ彼等ノ態度變テ爲  
非常ヲ努力ト苦心トヲ働ヒマシタ

特ニ西安事件勃發後彼等ノ對日態度ハ惡化シタ様ニ見榮ケマシタ駐  
ノ内ニモ共産黨員ガアリ外部ノ黨員ト連絡シテ軍内ニ抗日意識ヲ煽  
動シテオリマシタ

四 盧溝橋事件勃發當日ノコトニ付テ

私ハ昭和十二年（一九三七年）七月七日夜ハ北京ノ官舎ニ居リマシタ  
午後十一時頃北京特務機關ヨリ電話ヲ受ケ「只今盧溝橋ニテ日支兩軍ノ

*Ref. No. 969*

裏面白紙

間ニ紛争ガ起ツタスグ来イ「ト云フ知ラセガアリマシタ私ハ直グ特務  
 機関ニ参リ色々ト事情ヲ聞キマシタガ後關長ノ命テ第二十九軍副軍長  
 泰徳純氏ノ許ニ至リ事情ヲ確メルコトニナリ同氏ノ許ニ行テオリマス  
 ト日支兩側カラ調停ノ爲現地ニ發員ヲ派遣スルコトニナリマシタ私モ  
 發員トナリマシタガ先發スルコトトナリ支那軍周永樂少將ト共ニ自働  
 車テ先ヅ現場タル一文字山北側ノ日本軍ニ参リマシタ其處ニハ一木大  
 隊長ガ居リマシタ其ノ時一木大隊長ハ牟田口聯隊長カラ支那軍再参ノ  
 不法射撃ニ對シ懇誠差支ナイトノ命令ヲ受ケ今カラ軍隊ヲ部署シヤウ  
 トスル處デアリマシタ

4

*Exp. Doc. # 969*

私ハ大隊長ニ對シ苑平城内ニハ住民モ居ルコトナレバ城ニ向テスル攻  
 撃ハ見合セテモライタイト述ベマシタ處大隊長ハ之ヲ是認シ射撃現場  
 タル龍王廟ノミヲ攻撃スルコトニ決心シタ破デアリマシタソコデ私ハ  
 直ク苑平城内ニ参リマシタソシテ縣廳デ支那側大隊長金氏ニ會ヒマシ  
 タノデ私ハ龍王廟カラ何故日本軍ヲ射撃シタカト詰問シマシタ處大隊  
 長ハ龍王廟ニハ自分ノ部下ハ居ラス射撃シタトセバ兇賊カ或ハ無罪ノ  
 徒デアロウト云ヒマシタ

69

横 田 白 紙

ソコテ私ハハノ勲勳齋縣揚州ヲ一木大隊長ノ計ニ派遣シテ其ノ督ヲ傳  
 ハマシタ  
 然ルニ午前五時四十分頃龍王廟方面ニ敵シテ既降ガ起リマシタ此ノ時  
 金大隊長ハ私ニ對シ前督ヲ戒備シ其ノ部下ガ龍王廟ニ在ルコトヲ告白  
 シマシタ被ハ私ヲ偽ツテイタノデアリマス  
 私ハ金大隊長ヲ伴ヒ白旗ヲ掲ケ城壁ニ上リ親砲ヲ觀察致シマシタ此ノ  
 トキ龍王廟ニ對スル日本軍ノ攻撃ハ始メラレテイマシタ一木大隊長ハ  
 私トノ約束ヲ守ツテ苑平城ニハ攻撃シマセシテシタ  
 日本軍ガ龍王廟ニ進シタトキ永定河西岸ノ支那軍カラ射撃ヲ始メマシ  
 タノテ私ハ危險ヲ犯シテ永定河左岸ニ移リ射撃ヲ中止セシメマシタ  
 更ニ私ハ苑平城ニ歸リマシタ支那軍騎兵長官氏ニ會ヒマシタ此ノ時  
 伴不權大ニ諷シ打合セ行々所屬ニ延ヒ上司ニ報告スルコトニナリマシ  
 タ私ハ體行シテキタ北京侍務員寺平大尉ヲ報告ノ爲北京松井大佐  
 ノ呼ニ歸シマシタ  
 七月九日朝停戰協定ガ成立シマシタ私ハ支那側周恩瑞參謀ト共ニ龍王  
 廟ニ参リマシタ是ガ其處ニハ支那軍ノ死傷ガアリ支那軍ノ小銃彈藥焚

11/10 1700 1919

5

70

裏面白紙



ガ散亂シテオリマシタ私ハ之ヲ見テ樞王廟ニ支那軍隊カ駐屯シテイタ  
コトヲ確認シマシタ

私ハ其處デ七日夜營初事件ニ際會シタ日本軍中隊長及下士官兵ノ語ヲ  
聞キ同夜支那軍カラ突然射撃ヲ受ケタ旨ノ事情ヲ確メマシタ

其後ノ情況ニ付テ

私ハ其後苑平城内ニ於テ支那側保安隊ト共ニ潛泊シ情況ヲ見テ居リマ  
シタ庭ガ夜ニナルト射撃ガ起ルノ予調益致シマスト日本軍ハ常ニ射撃  
シテオリマセンガ支那軍ニ尋ネマスト日本軍ガ射撃シタカラ震ツタト  
云ツテ射撃シタニトヲ確認スルコトガ屢々アリマシタ

6

現地配兵ナキ日支兩軍ノ中間部落カラ爆竹ガ起リソレガ動線トナツテ  
支那軍カラ猛烈ナル射撃ノ起ツタコトガアリマシタソコデ私ハ誰レカ  
日支兩軍ニ屬シナイモノガ中間ニ在テ偵察スルモノダト察シ確メテ警  
戒ヲ長スルモノト思ヒマシタ

其後支那軍ニ依ル不法行為ガ頻發シマシタ  
私モ屢々支那軍歩哨カラ射撃ヲ受ケマシタ殺多ノ不法行為ノ内侍ニ永  
定門外テ日本兵カ射撃セラレ高苑高方圍梁ニテ日本ノ騎兵ガ射殺サレ

71

*Ref. Det. 11944*

裏面白紙

タコトヲ知ツテオリマス私ハ其死体ヲ收奪ニ参リマシタ  
 兵頭支那側ハ新聞、ラヂオデ盛シニ抗日ヲ運動シ北京ニ於ケル共産黨  
 ヤ東北系ノ利益ノ抗日運動ガ自立ツテ参リマシタ

六 廣安門事件ニ付テ

北京城内ニハ居留民ハ約三千居リマシタガ日本軍隊ハ豊台方面へ退マ  
 シタノデ城内ニハ電カニ五十名前後アルノミデアリマシタ之デハ万一  
 ノ場合ニ危惧デアルト云フ御テ豊台カラ一大隊ヲ城内ニ派遣セシムル  
 コトニナリマシタ機嫌ヲ悪クシタル為支那側當局ニ似メ諒察ヲ求メテ僅キ  
 マシタガソレデモ万一ノコトガアツテハテラスト愚ヒ私ハ支那軍烈祖  
 湯大佐ト二人デ廣安門ニ到リ城上ニ於テ日本軍ノ調遣ヲ待ツテ居リ  
 マシタ

7

*Ref. Lic. #1919*

午後七時頃豊台ハ自動車ニ乗リ城門ニ近ツイテ來マシタソレテ其二、  
 三台ガ第一門ヲ通り抜ケ第二門ニ登壇ルト城上ニ在ツタ支那軍隊カ  
 ラ突如射撃及手榴弾攻撃ガ日本軍ニ加ヘラレマシタ日本軍ノ約半部ハ  
 撃タレ乍ラ急退スルデ第二門ヲ通過シマシタ  
 此ノ突發事件ニ遭ヒ私ハ非常ニ驚キ支那軍中隊長ト共ニ必死ニサツ

72

復  
 面  
 白  
 紙

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

實 質 供 述 書

供 述 者 櫻 井 德 太 郎

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通直書ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

1

私、櫻井徳太郎ハ昭和十一年（一九三六年）五月ヨリ昭和十二年（一九三七年）八月迄支那駐屯軍司令部附テアリ同時ニ冀察政務委員會員閣兼侍二十九軍軍部顧問トシテ主トシテ北京ニ於テ支那軍ニ服務シマシタ私ハ蘆溝橋事件ノ際親シク現地ニ在テ日支兩軍間ノ衝突ニ奔走シ遂ニ廣安門事件ノ際同城門ニ於テ負傷致シマシタ經歷ヲ持ツテオリマス述テ以下蘆溝橋事件ヲ中心トシテ當國ノ實情ヲ申述ベマス

Ref. No. 967

73

機 密 文 書

一 日本側ノ對支態度ニ付テ

當時日本ノ對支態度ハ支部ト親善提携ヲ口ルコトニアリマシテ支那駐  
屯軍司令官其他上司カラ日本軍隊ハ支那側ト絶對ニ善ヲ爲ヘテハナラ  
ズ寧ニ支那軍隊ハ之ヲ友軍ト尊ヘ之ト提携親善ヲ圖ラネハナラズト屢  
々訓戒セラレテ居リマシタ私カ支那軍ノ員向トナリマシタコトモ益ク  
日支兩軍隊親善ノ標ノ被刺ヲ勸ムル爲デアリマシタ

二 私ノ任務ニ付テ

私ハ専ラ支那軍備二十九章ノ教育訓練ヲ援助シ其ノ向日支兩軍ノ親善  
融和ニ努ムルコトデアリマシタ私ハ親善融和ヲ圖ル爲ニハ先ツ以テオ  
互ニ理解シ合フト云フコトガ最モ大切デアルト信ジマシテ支那軍幹部  
ニ對シ日本ノ事情ヲ紹介スルトカ日支兩軍幹部カ相互ニ相手方ノ視察  
ヲ行フトカ又ハ兩軍幹部交款ノ斡旋ヲスルトカ可ナリ努力致シマシタ  
私ハ昭和四年(一九二九年)カラ同六年(一九三一年)迄北京ニ在ル  
支那軍陸軍大學校ノ教官ヲ勤メテ居リマシタノデ支那軍ノ事情ニハ頗  
曉シテオリマシタシ營部ノ第三十七師長馮治安氏、編師長張炎霖氏ハ  
旅長劉貞珍氏及養旅長等ハ學生デアツタコトガアリマシタノデ万幸好

Copy No. 0969

類 田 副 類

都合デアリマシタ

私ハ業務遂行ニ當ツテハ北京特務機關長松井太次郎大佐ノ區處ヲ設ケ  
ルコトニ定メラレテアリマシタ

四 當時ノ支那軍ノ對日態度ニ付テ

支那軍上層部ノ對日態度ハ軍警反動的デアリマシテ私ガ孤獨トナルコト  
トテ心カラ書シテクシマシテ守ニ重長朱習元氏ハ私ニ對シ日支親善  
ノ必要ヲ力説シ之ニ努力スルヲ勸示シタ

然ルニ支那軍下級官吏ノ對日態度ハ必スシモ全部力親トテハアリマセ  
シ中ニハ抗日的ノモノガ尠クアリマセンデシタ私ハ彼等ノ蒙ラザル  
非常ナ努力ト苦心トヲ拂ヒシタ

特ニ前安暴件勃發後彼等ノ對日態度ハ惡化シタ様ニ見受ケマシタ  
ノ内ニモ共謀黨員ガアリ外親ノ黨員ト連絡シテ軍内ニ抗日意識ヲ煽  
動シテオリマシタ

四 盧溝橋事件勃發當日ノコトニ付テ

私ハ昭和十二年（一九三七年）七月七日夜ハ北京ノ官舎ニ居リマシタ  
午後十一時頃北京特務機關ヨリ電話ヲ受テ「只今盧溝橋ヨリ日支兩軍ノ

*Ref. No. 1969*

裏面白紙

間ニ紛争ガ起ツタスダ来イート云フ知ラセガアリマシタ私ハ直グ特務  
 長ニ参リ色々ト事情ヲ聞キマシタガ機關長ノ命デ第二十九軍副軍長  
 泰徳純氏ノ許ニ至リ事情ヲ確メルコトニナリ同氏ノ許ニ行テオリマス  
 ト日支兩側カラ調停ノ爲現地ニ委員ヲ派遣スルコトニナリマシタ私モ  
 委員トナリマシタガ先發スルコトトナリ支那軍周永業少將ト共ニ自動  
 車デ先ヅ現場タル一文字山北側ノ日本軍ニ参リマシタ其時一木大  
 隊長ガ居リマシタ其ノ時一木大隊長ハ牟田口聯隊長カラ支那軍再参ノ  
 不法射撃ニ鑑ミ應威聲ヲナイトノ命令ヲ發ケ今カラ軍隊ヲ部署シヤウ  
 トスル處デアリマシタ

4

私ハ大隊長ニ對シ苑平城内ニハ住民モ居ルコトナレバ城ニ向テスル攻  
 撃ハ見合セテモライタイト述ベマシタ處大隊長ハ之ヲ是認シ射撃現場  
 タル龍王廟ノミヲ攻撃スルコトニ決心シタ欲デアリマシタソコデ私ハ  
 直ク苑平城内ニ参リマシタソシテ縣廳デ支那側大隊長金氏ニ會ヒマシ  
 タノデ私ハ龍王廟カラ何故日本軍ヲ射撃シタカト詰問シマシタ處大隊  
 長ハ龍王廟ニハ自分ノ部下ハ居ラス射撃シタトセバ匪賊カ或ハ無算ノ  
 徒デアロウト云ヒマシタ

1919. 10. 19  
 1919

76

裏面白紙

ノコテ私ハ私ノ勅登齋齋歸州ヲ一木大隊長ノ許ニ送給シテ英ノ旨ヲ傳  
 ハマシタ  
 ルニ午前五時四十分頃龍王廟方面ニ飛シテ既岸方運リマシタ此ノ時  
 大隊長ハ私ニ對シ前當ヲ收備シ其ノ部下ガ龍王廟ニ在ルコトヲ告  
 シマシタ彼ハ私ヲ偽ツテイタノデアリマス  
 ハ金大隊長ヲ伴ヒ白旗ヲ掲ケ敵軍ニ上リ懇諭ヲ觀望致シマシタ此ノ  
 トキ龍王廟ニ對スル日本軍ノ攻撃ハ始メラレテイマシタ一木大隊長ハ  
 私トノ約束ヲ守ツテ宛平城ニハ攻撃シマセンデシタ  
 日本軍ガ龍王廟ニ進シタトキ永定河西岸ノ支那軍カラ射撃ヲ始メマシ  
 タノデ私ハ危險ヲ犯シテ永定河左岸ニ移リ射撃ヲ中止セシメマシタ  
 更ニ私ハ宛平城ニ歸リマシタ馬安部軍聯隊長菅氏ニ會ヒマシタ其テ事  
 件不愉快ニ謝シ打合セ各々所屬ニ戒ヒ上野ニ報營スルコトニナリマシ  
 タ私ハ體行シテキタ北京特務機關員寺平大尉ヲ報告ノ爲北京松井大佐  
 ノ許ニ歸シマシタ  
 七月九日朝停戰協定ガ成立シマシタ私ハ支那側周思賢少將ト英ニ講王  
 廟ニ移リマシタ是ガ其時ニハ支那軍ノ死体ガアリ支那軍ノ小銃彈藥發

11/1/100919

眞  
 面  
 山  
 書

ガ散亂シテオリマシタ私ハ之ヲ見テ福王廟ニ支那軍隊カ駐屯シテイタ  
コトヲ確認シマシタ

私ハ其處デ七日夜營初事件ニ際會シタ日本軍中隊長及下士官兵ノ語ヲ  
聞キ同夜支那軍カラ突然射撃ヲ受ケタ皆ノ事情ヲ確メマシタ

其後ノ情況ニ付テ

私ハ其後苑平城向ニ於テ支那側保安隊ト共ニ宿泊シ情況ヲ見テ居リマ  
シタ是ガ夜ニナルト射撃ガ起ルノテ調査致シマスト日本軍ハ常ニ射撃  
シテオリマセンガ支那軍ニ尋ネマスト日本軍ガ射撃シタカラ撃ツタト  
云ツテ射撃シタコトヲ確認スルコトガ屢々アリマシタ

6

或晩記兵ナキ日支兩軍ノ中間部落カラ爆竹ガ起リソレガ動機トナツテ  
支那軍カラ激烈ナル射撃ノ起ツタコトガアリマシタソコデ私ハ離レカ  
白支兩軍ニ屬シナイモノガ中間ニ在テ策謀スルモノダト感ジ疑メテ  
殺ヲ要スルモノト思ヒマシタ

其後支那軍ニ依ル不法行為ガ頻發シマシタ  
私モ屢々支那軍歩哨カラ射撃ヲ受ケマシタ幾多ノ不法行為ノ内待ニ來  
定門外テ日本兵カ射撃セラレ高苑育方園梁ニテ日本ノ騎兵ガ射殺サレ

*By Dec 11 1914*

78

國史館 白 紙



タコトヲ知ツテオリマス私ハ其死体ヲ收葬ニ参リマシタ  
英領支那領ハ新聞、ラヂオデ盛シニ抗日ヲ囂動シ北京ニ於ケル共産黨  
ヤ東北系ノ學生ノ抗日言動ガ目立ツテ参リマシタ

六 廣安門事件ニ付テ

北京城内ニハ居留民ハ約三千居リマシタガ日本軍隊ハ幾台方口ヘ出マ  
シタノデ城内ニハ遊カニ五十名前後アルノミデアリマシタ之デハ万一  
ノ場合ニ危ムデアルト云フ語デ幾台カラ一大隊ヲ城内ニ歸覺セシムル  
コトニナリマシタ標榜ヲ懸クル爲支那側營局ニ隠メ隊員ヲ求メテ置キ  
マシタガソレデモ万一ノコトガアツテハナラスト思ヒ私ハ支那軍製艦  
艦大佐ト二人デ廣安門ニ到リ城壁上ニ於テ日本軍ノ到着ヲ待ツテ居リ  
マシタ

*Ref. Doc. No. 169*

午後七時頃軍隊ハ自動車ヲ乗リ城門ニ近ツイテ來マシタソレテ其二、  
三台ガ第一門ヲ通り抜ケ第二門ニ達スルト城壁上ニ在ツタ支那軍隊カ  
ラ突如射撃及手榴弾攻撃ガ日本軍ニ加ヘラレマシタ日本軍ノ約半部ハ  
撃タレ乍ラ急遽退テ第二門ヲ通過シマシタ  
此ノ突發事件ニ遭ヒ私ハ非常ニ驚キ支那軍主中隊長ト共ニ必死ニナツ

裏面白紙

テ射撃ノ中止ヲ勸告シマシタ處ガ幸ウジテ射撃ハ中止サレマシタソコ  
デ私ハ門行シタ張祖徳大佐ヲ榮喬元氏ノ許ニ遣派シ事情ヲ報告スルコ  
トニ勸メマシタ彼ハ急遽宋氏ノ許ニ参リマシタ  
其間私ハ私ノ通譯ト共ニ茂然現場ニテ調停ニ努メテ居リマスト竊録ハ  
突然支那兵カラ拳銃ヲ射殺サレマシタ之ニ引續キ私ハ拳銃ヲ左腕ヲ還  
タレマシタ私ハシマツタト思ヒマシタ突如ニ城壁カラ飛下リマシタ城  
壁ハ高サガ十米アリマシタ石黒懸ニモ私ハ右足ヲ骨折シタダケテ命ハ  
助カリマシタ私ハ彼然城壁上ニ居レハ殺サレタデアリマセウ  
私ハ城壁下ノ民家ニ休息シテアリマスト周參謀ガ迎ヘニ参リマシタ私  
ハ彼ノ自働車ニ乘セラレ榮喬前副ニ到リ委曲報告シタ後直軍病院ニ入  
院致シマシタ

8

Doc # 969

私ハ七月廿六日同事件ノ責任ヲ認メ松井中尉ヲ副長ニ提出致シマシ  
タ其ノ控カアリマスノテ之ヲ参照トシテ本件通符ニ添附提出致シマス

90

裏面白紙

眞 實 登

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ賦物セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

後 井 徳 太 郎

昭和廿二年（一九四七年）一月二十七日 於東京

供 述 者 後 井 徳 太 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

一月二十七日

於東京

立會人

池 田 純 久

*Dep. Acc. # 169*

9

81

裏  
面  
白  
紙

慰安門の件報告

昭和十二年七月廿六日

天津軍司令官 都 衛

歩兵少佐 松井 謙太郎

一 事件部の状況

七月廿六日朝北平西門外保野の目的を以て歩兵第二師旅第二大隊（一  
 一中隊）と砲台より入城すとの意趣に依り中島旅長高野旅長等を作ひ現  
 場に向ふ午時四時頃砲台安門より入城すとの事となりしを以て急早に支那  
 側に通知せしめ却つて警戒心を増加し入城不能の補れあるを以て樂徳純  
 秘書長率隊に午後三時半までに保野砲台に到着す可きことを心懸せしも妙に  
 時刻に達するも察らず此頃松井少佐旅長は昨日の一切事件に關し軍の  
 最後の通牒を遺憾に於てある宋哲元に手交の爲にありし留守中ありし  
 を以て、復弁員間三時五十分頃保野砲台砲川村秀男及隊兵を同伴し  
 安門に至る  
 此時河東砲台砲台に乗りあり兼ねて前線ある第三十七師王旅長に交渉  
 し旅長司令部、劉目珍旅長に電話し開門に決す、依て所願をして此の  
 状況を連絡せしめんとせし時、自ら復安門に於ては長身の者旅長に

Ref. No. 969

横 面 白 紙

電話し再び延長を電話口に呼び出し、柴市長命令と傳し開門し城壁上の兵機動準備を行ひしを以て、河原をして塹台より來れる部隊に連絡せしむ。と共に顧問は飛隊司令部に至りしに到着し、篠塚隊長、共に遠征社に赴き不在なりしを以て一旦待機後歸に歸り開門の件を交渉す。午後五時半頃、篠塚側より開門の件電話し來り門の通過に關し柴督元秘使、板垣徳及外務委員會委員林新吾を立會せしむる旨通知し來りしを以て、柳井顧問は再び川村總統、吉原總務部長員を伴ひ廣安門に赴る。

二 事件の状況

其の一 先頭部隊取門通過直後に至るまでの状況

1942.2.29

柳井顧問は廣安門内警察分署所に於て王總長に面會し、篠塚側より已に開門に關する命令ありたる旨を知り延長を伴ひ城壁上に登り兵に對し日本軍の入城に際し絶対に射撃す可からざる旨を徹底し銃を手より広し懸け休懸せしめ城門外にありし巡警をして中島顧問に連絡せしむ。

(中島顧問は城門西方二百米鐵道屋切石炭所に位置す)

當らくありて、警察通譯自衛隊より城門外に至り連絡成る。此の時機秘使來りしを以て念の爲め延長をして緩解なき漢兵に傳へしめ門を半

11

83

新田副官

開す

此の時吉富は城門下に齊鼓伍城門外橋梁附近に榎井願間川村及懸は城門上城門北側にあり、午後六時過ぎ「我自動軍隊は中島弘間の自動隊を先頭に前進し來り、將に城門に入らんとするや俄然城門兩方五十米附近城壁より二三發、發砲す、城門上の兵之に激ひ城門射撃を開始す、因て願間川村と共に直ちに城門北側の砲臺に射撃せざる事を命し、城門南側より遠路を幾許中の砲臺の射撃を中止せしめ王運長を伴ひ東側城門及城壁上の兵（一三二師）に對し射撃禁止を命す、此の時我先頭砲十車程已に城門を通過し東側の城門上より射撃及手榴弾の投擲を中止せず城外の我軍砲臺主力は停止し下軍を始めたるを目撃す

969 砲力射撃中止を嚴命せし結果城壁上の射撃を中止せしむるを得たり

970 因つて直ちに發砲を停止し宋軍元へ連絡せしむ、願間及川村は運長を呼し城壁上の兵に對し「強暴な宋軍兵長に連絡す、爾後絶對に射撃す可からず」と嚴命す。

其の二 城壁内外の日本軍の攻撃開始より以降鹿出に至るまでの状況  
 午後七時前に於ては若干射撃するものありしも之を中止せしめ得たり。

12

84

裏面白紙

午後七時、城内外の戦軍行動するに及び再び城上より南方面の戦軍  
 に對し射撃を開始す、此の間真直門北側附近に二三名の損害を生じ懸  
 念せし兵は日本人を殺せと叫び懸向及川村に逃る。川村は退長を強く  
 編隊攻撃を中止せんとせしむるも力及ばず、先づ百廿二師の兵約十歩の  
 城より退却す、此時真直門北側の砲臺を射撃せんとせし川村之  
 を防壁し已に砲臺を攻めたるが如く西邊門方面より五六名程の砲臺  
 砲臺を射撃する。此の時真直門方面よりも十數名程射撃し來り一歩  
 左足に命中せしを以て巴音を呼ぶ如長と相向し之を突きたりしたる際  
 両身を離らし城壁内へ（東邊門の中側の北側）に飛び降りコンクリー  
 ト製屋敷上に右足をつき益根より城壁右側より退却す。

13

此の時城上より射撃及手榴弾攻撃を受けしを以て死傷を求め城の中  
 に入る此頃城上の射撃隊員にして我軍城内外より攻撃中なるものと  
 判別す敵兵は城門の中側運搬に任一兵も尋せず城の中は照筒を無  
 爲め城上より下り來らざるを信ぜしも万一を慮り棒及煤瓦を準備す  
 銃聲絶せしも日没と共に一時静寂に歸す、夜間時々銃聲あり  
 日本軍城内外より攻撃中なる為か城は恐怖せる支那兵の銃射せるも

85

裏面白紙

のか不明なり

道を天に委せ休憩すること数時間、午前三時頃麻陸の名を呼び捜索に  
来れり。面識ある巡警に助けられ霞宮門警察分局に至り捜索に来れる、  
周參縣に會し午四時頃特務機銃に歸り陸軍病院に入院す

一 我軍と交戦せし敵の兵力

事件當時、霞宮門にありし敵は第三十七師王連長の指揮する約六十名  
と之と交戦の爲派遣せられし第百廿二師の約六十名にして三十七師は  
霞宮門西方に百廿二師は東方霞宮門及城巖に位置せり。

終り

松井大佐 謹

此報告ハ私ノ記述シタモノニ相違ナキコトヲ證明敬シマス

昭和二十二年一月二十七日

松井徳太郎

E 7480  
Ref Doc. 7969

14

86

裏面白紙



EXH. 2481

L. 2. 2. L. 0. 0. 5. 9. 4

22

22-4-22, 162

高橋義次

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

22-4-22 (162)  
高橋義次  
(文部省)

供 述 書

供 述 者 和 智 恆 威

1

自分儀我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル

上 次 ノ 如 ク 供 述 試 シ マ ス

87

EX. 2481  
L. 2481 594

22

202-4-22, 112

高橋義次

極東國際算學裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣 賢 供 述 書

供 述 者 和 智 恒 藏

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣賢ヲ爲シムル

上次ノ如ク供述被シマス

1

87

裏面白紙

二 自分ハ一九二二年（大正十一年）海軍兵學校ヲ卒業シ日本海軍ニ士官  
 トシテ服務シテ居リマシム。一九三七年（昭和十二年）ニハ海軍少佐  
 デアツテ埼玉縣大和田ニ有ル海軍受信所ノ初代所長デアリマシム。此  
 ノ受信所デハ各國ノ無線電報ヲ傍受シテ居ツタノデアリマス。

三 右一九三七年七月十日（土曜日）午後三時過ギ北京ノ合衆國海軍武官  
 （時語 W I P 3）カラ本國海軍作戦部（時語 O P N A V）ニ宛テ一ツ  
 ノ暗號電報（至急信）ガ發セラレシノヲ傍受、此ノ電報ハ、シムブル  
 サイフアノ電報デ容易ニ解讀スル事ガ出來マシム。ソノ主旨ハ  
 「備ズベキ筋ノ情報ニヨレバ第二十九軍（宋軍元）ノ部下ハ現地協  
 定ニ満足セズシテ今夕七時ヲ期シ日本側ニ對シ攻撃ヲ開始スベ  
 シム  
 ト云フノデアリマシム。

四 茲ハ右電報ヲ重大ナリト考ヘ、直ニ海軍軍令部ニ電告シマシム。茲今日  
 ハ土曜日ノ午後テ人ガ居リマセンデシタノデ海軍省副官柳澤中佐ヲ呼  
 出シ、確カニ此ノ事ヲ報告シマシム。

2

28

裏面白紙

其後ニ聞イテ事デアリマホガ海軍ヨリハ直ニ之レヲ陸軍官ノ副官ニ移  
 原シムモノデアリマスガ陸軍デハ當日既ニ現地前庭ガ成立シム故デア  
 リマスカラ視メハ之ヲ借用シホカツムノデアリマス。  
 然シ事實ハ、ハ多シテ共銀瓦線ノ如ク十日夕方ヨリノ支那側ノ攻  
 ヲリ同日ノ陸軍ハ彼サレ事伴ハ收容困難ニ陥ツタノデアリマス。

5

89

裏面白紙

昭和二十一年（一九四六年）十二月二十三日於 極東國際裁判所  
内

供 述 者 和 智 慎 蔵

石ハ菅立留人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ証明シ

マス

4

同日 於全所

立 會 人 村 貞 一 郎

レ 証 書 第 〇 〇 〇 〇 号

90

裏面白紙

宣 誓 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ討加セザ  
ルコトヲ誓フ

(捺印 署名) 和 智 藏

6

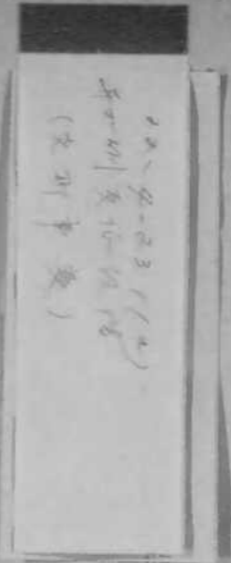
山王山王山王山王山王

91

裏面白紙

E.H. 2482

Box #/003



類 東 國 際 電 事 裁 判 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

對

貞 夫 其 他

供 連 考

和 知 應 二

自 分 獲 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 元 ツ 別 紙 ノ 通 リ 宣 誓 チ 爲 シ タ ル 上  
次 ノ 如 ク 撰 述 致 シ マ ス

葛 橋

Ex. 2482

Box #1003

22

新交國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞天其他

宣誓供述書

供述者

和 知 應 二

自分發我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

高橋

裏面白紙



Ref No # 1003

一 私ハ元日本陸軍中尉デアリマシキ。目下無職ニシテニシテ居ラレテ  
 居リマス。

二 私ハ一九三六年八月ヨリ一九三七年七月ノ末マデ支那ニ在リテ  
 駐トシテ天竺ニ居リマシキ。私ノ任務ハ海軍ノ主任デアリマシキ。

三 従ツテ一九三七年七月七日ニ於テシマシキ。海軍省ニ在リテ北京ノ  
 海軍部ニ在リテ海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメテ居リ  
 マスカラ次ニ海軍省トナルベキ職務ヲ行ハシメマシキ。

四 先ヅ海軍省ノ北京ノ海軍省ニ在リテ海軍省トナルベキ一、二ノ職務ヲ行  
 ハシマシキ。

五 海軍省ニ在リテ海軍省シマシキ。一九三六年八月ノ海軍省ニ在リテ北京ノ  
 海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。

六 海軍省ニ在リテ海軍省シマシキ。一九三六年八月ノ海軍省ニ在リテ北京ノ  
 海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。

七 海軍省ニ在リテ海軍省シマシキ。一九三六年八月ノ海軍省ニ在リテ北京ノ  
 海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。

八 海軍省ニ在リテ海軍省シマシキ。一九三六年八月ノ海軍省ニ在リテ北京ノ  
 海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。

九 海軍省ニ在リテ海軍省シマシキ。一九三六年八月ノ海軍省ニ在リテ北京ノ  
 海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。

十 海軍省ニ在リテ海軍省シマシキ。一九三六年八月ノ海軍省ニ在リテ北京ノ  
 海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。海軍省ノ主任ノ職務ヲ行ハシメマシキ。

裏面白紙

Ref. No. #1003

ニモ本ル事アリデアキマス。然レ自由多ク及東北ハ西北支那ノ共産軍  
 ラ攻テスルタメ経テセラレタノデアリマスルガ此等東北軍ノ將士ハ  
 共産軍ト相対シテタノサトスルモノモ日本デアアル。共産軍ノサトス  
 ルモノモ日本デアアルカテ朝鮮ツベキデナイト言ツテ討伐ハ進ミマセ  
 ンデシタ。言ハレテハ朝鮮ツベキ言ハレタニテ今右ガ言ハレタニ行ツ  
 アテノ言ハレタカテツタモノデアアル言ハレタ占山ヨリ私ノ現言原文ニ  
 對ツタノデアリマス。又自分ノ言ハレタノ言ハレタニテ言ハレタノ事  
 實ヲ認セーレマシタ。

一九三七ノ秋ハ極寒ニ於テ韓軍ニ食ヒマシタ後ハ翌ニ中央ヨ  
 リノ消息トシテ北軍ノ秋ニハ日軍ノ西ニ進軍ガ始ルカラ言ハレタハ  
 昔ハ天津ニ行キトノ内示ガアツタガ若シ天津ニ行ケバ即ち中ニ由東  
 ノ消息ヲ言ハレタカラ日本軍ハ消息ヨリモ上陸スルデアラウトイフ  
 事ヲ認マデ前進スルニ止メルト言ツテ居リマシタ。

大正十二年春頃ヨリ軍部政務委員會ノ委員長官元ノ消息モ多ク及

裏面白紙

leaf Koc # 1003

日ニ送イテ行キマシタ。或ル時人トノ合見ヲ天邊ノ修行社テ行ハ  
 ントシマシタガ此ノ建勳ガ殿次郎（即日語）ノ家ニキユトイフ  
 由テソノ建勳ニアハ會ヘヌト言ツタコトガアリマス家元ノ二十九  
 號ノ三ヶ節ニモ共産軍ノ者ガ侵入込ム事ニナリマシタ  
 一方日本軍デハ昭和十二年三月ニ陸軍大臣西園寺三ハ上陸ノ時大  
 佐、建勳軍ノ下級少佐及北支隊隊長軍ノ私ヲ呼ビ寄テ其ニ於テハ  
 真ヲ實ヘルコトナカレトノ建勳ノ態度ヲ知ルベキ事ノ指示ガアリマ  
 シタ。

此ノ時ノ建勳軍作戦部長ハ下級少佐アリマシタ、私ヨリモ  
 北支ニ於ケル自軍の態度ニ付テ充分報告シマシタ。（以下余白）

裏面白紙

Ref. Doc # 1003

七 私ハ天津ニ歸任後東京ニ於テ受ケタ訓示ノ主旨ニ於テ北支軍ノ態度ヲ  
指導シテ居リマシタ。其後參謀本部ヨリ純本清中佐ガ來ラレ駐屯軍  
ノ情勢ヲ觀察セラレテ歸ラレルトキ支那駐屯軍ノ狀況テハ我方ヨリ事  
ヲ起スヤウナ形勢ハ全然ナイ、之テ安心ダト云ツテ歸ラレタコトガア  
リマス

八 盧溝橋事件ハ周知ノ如ク一九三七年七月七日ニ起ツタノテアリマスガ  
支那駐屯軍ノ田代中將ハ數月前ヨリ心臓性喘息ヲ患ハレ就床中デアツ  
テ到底軍ノ指揮ハ執レヌ様子デアリマシタ同中將ハ同月九日ニ逝去セ  
ラレル程ノ重態デアツタノデアリマシタ。天津ニ在ツタ歩兵第二聯隊  
ノ主力ハ機關ノ爲ニ山海關ニ出張中デアリマシタ北京駐在ノ大隊ノ大  
部分モ通州ニ行ツテ居リマシタ在北京歩兵旅團長河邊正三少將ハ北京  
ヲ離レテ部下ト共ニ山海關ニ出張中デアリマシタ駐屯軍ノ本拠タル天  
津ニハ兵器、彈藥及軍需品ノ貯藏ハ非常ニ少ナカッタノデアリマス。  
九 七月七日ノ夜半事件發生ノ通知ガアリマシタ私ハ參謀長橋本群ヨリ現  
地ニ行クコトヲ命ゼラレ翌日飛行機ヲ通州ニ行キ通州ヨリ自動車ヲ北

裏面白紙

Ref Doc# 1003

京ニ入り北京ニテ松井太久郎大佐ト共ニ現地解決ニ参加シタノデア  
リマエ、此ノ交渉ハ翌九日成立シマシタ、其ノ條件ハ斯ル出先ノ出  
來事ノ解決トシテアリ同レタヤウナ條件即チ中國ニ於テ盧溝橋ノ城  
廓及城廂外ニ兵ヲ退ケル、又責任者ヲ處分スル等ノ條件テ且解決シ  
タノデアリマス。

(以テシテ)

裏面白紙

Ref. No. #1003

一〇、右ノ解決ガマキマシタラ通州ヲ返テ天津ヘ歸任シタノデアリマス  
ガ通州ニテ殷汝霖及佃木(冀東政府ノ顧問)ニ會ヒマシタ。此時期  
ハ六大隊ヲ通州ニ集メルト言フテ居リマシタガ此ノ六大隊ガ後ニ同  
月二十三日ノ通州事件ヲ起シタノデアリマス

一一、天津ヘ歸任シテ後東京ヨリノ命ニ依リ十七日ニ東京ニ出張シ參謀本  
部及陸軍省ニ現地ノ情勢ヲ報告シマシタ。此時期陸軍省軍務局局長  
諒長田中將一ニ報告シタコトハ次ノ通りデアリマス

「北京ノ日本軍當局以下ニハ不續大和牛解決ノ主體ガ宛々徹底シテ居  
ル。例ヘハ主務課ニ菊池ヲ與ヘタ爲北京天津間鐵道ハ日本軍隊ノ侵  
襲ヲ禁止シテ居ルコト並ニ北京間ノ鐵道モ制服軍人ヲ乗セヌコト  
永定門通過ノ日本人ハスベテ支那憲兵ニ依テ檢査門ヲラレテモ之  
ヲ甘受シアルコト。北京城内ノ日本人家庭ニハ支那衛兵ノ監視銃ガ向  
ケラレアル状態ノ下ニ北京城内八千ノ日本人ガ僅々ニ二小隊ノ歩  
兵部隊ニ依テ監視セラレツタアルコト。負傷者ヲ手術ノ爲北京城内  
ニ運ブコトモ遺憾シ死屍モ放置シアルコト。及支那側ノ砲臺ニ

裏面白紙

Ref/Koc#1003

一二

對シ我ハ重ニ之ニ強敵ヲ得ル事情ニ在ルニ拘ハラヌ一々天津軍司令  
 部ノ指令ヲ仰ギツアルコト等一切ノ煩辱ト不便トヲ忍ンデ事情  
 大ノ親殺トナルベキ行動ヲ禁絕シテ石ル  
 以上ノ報告ヲ終リ北支へ歸還シタノガ七月二十八日正午頃デアリマ  
 シタ。コノ時飛行隊長饒俊少將ヨリ二十九日ハ前日即七月二十七日  
 ニ夏營ノ我軍ヲ襲撃シタ旨ノ電ヲ聞キマシタ。本日電二十八日天津  
 ハ中隊軍ノタメ襲撃セラレ天津飛行場ト天津駐屯軍トノ交通一  
 断絶シテ居リマシタ。ソレテ同月二十九日ニ原司令部ニ歸ルコトガ  
 出来マシタ。

我ハ東京出張中參謀本部ノ總務部長中島鐵藏ヨリ北支ノ事情モ大體  
 片ガ付クエラ步兵第四十四聯隊一高知一ノ聯隊長ニテレトノ内命ヲ  
 受ケテ居リマシタガ八月一日正式發令ガアリ右聯隊長ニ就任シタノ  
 デアリマス（以下余白）

裏面白紙

Ref No. #1003

私ハ一九三七年八月十日西四十四階ノ所在ニ兼任シマシクガ兼任三日ハ  
 後聯合員ヲ受ケ上海ニ派セラレ上海口ニ從軍後一九三八年三月陸軍少將ニ  
 任付トヨリ支隊ニ於ケル陸軍少將ヲ命セラレマシク。彼テ上海シテ參謀本部  
 ニ出頭シテ命令ヲ受ケマシク私ノ任務事終結ノ爲軍政府ト接續セヨトノ事イ  
 テリマシク。

一四私ハ一九三八年六月香港ニ渡リ命テ北支ニ於テ知合ヒノ番長ヲ通シテ  
 蘇聯政府ト交渉ヲ設キマシク。先方ニ於テハ漢口ガ蘇聯ニ在リテ定メント  
 ノ希望ヲ持テアリマシク。彼ニ一先ヲ得マシク。ソレハ滿洲ノ同盟ハ後日ニ  
 離ル直、中国ニ於ケル陸軍ハ終止スルコト北京ニ於ケル臨時政府、南京ニ於  
 ケル臨時政府ノ人的要素ハ國民政府ニ包摂スル事、蔣介石ハ一時臣節ヨリ離  
 レル事等デアリマシク。日カ支隊ノ領土ヲ獲得スルトカ、利権ヲ割占スル  
 トイフ事ハ含マデ思ヒマセヨ。

一五一九三八年八月末頃私ハ東京ニ歸リ坂垣陸軍大臣、多田參謀次長ニ石ヲ  
 懸シマシク。トコロ右キ事ヲトシテ支隊ヲ爲スヤウトノ承認ヲ得マシク。

裏面白紙



Hof Doc# 1003

一六私ハ同任九月中香港ニ渡リ之ヲ<sup>漢口</sup>ニ傳ヘタトコロ是亦同意ヲ得テ交渉地  
 手照建省<sup>福州</sup>トシテ交渉ヲ開始セ<sup>ント</sup>シマシタガ同年十月漢口陥落ト<sup>ヨ</sup>リコ  
 ノ事ハ成立シマセ<sup>ッ</sup>デシタ。

一七其ノ後ト<sup>照</sup>モ<sup>漢</sup>子及<sup>漢</sup>奉<sup>漢</sup>其ノ他ノ事人ヲ<sup>照</sup>シ交渉ヲ<sup>照</sup>シ<sup>阿</sup>カ  
 日支ノ關係ヲ本然ノ姿ニ<sup>照</sup>サ<sup>ント</sup>盡力シマシカ。又私ノ外ニモ<sup>照</sup>コ<sup>ノ</sup>事ニ<sup>照</sup>力  
 シタ人ガ多數アル事實ヲ<sup>照</sup>知シテ居リマ<sup>ニ</sup>

裏面白紙

Ref No. 1003

昭和二十二年（一九四七年）四月三日 於

東京國際軍事裁判所控内

供 述 者 和 知 庭 二

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 香 瀬 一 郎

11

10

10Z

裏面白紙

Ref No # 1003

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘ヤス又何事ヲモ附加ヤサル  
コトヲ誓フ

宣  
誓  
書

(署名  
印)

和  
知  
處  
二

12 //

裏  
面  
白  
紙

部方事件以後

（隨軍新聞班）

決意と支那赤軍の嚴正なる諒解とにより發  
 し、十八日宗雷元は第二十九軍を代表して軍  
 一日事件の責任者たる衛長と見解、第三十七  
 師團馮治安を總責任者とした。又我が要索に應じ、日支國交に妨害ある人  
 物として先づ營副衛を捕縛し、廿二日永定河左岸地區及蘆溝橋對岸に  
 る第三十七師の部隊を圍苑に激退せしめ次いで同師の第百九旅第二百十  
 八團（原駐地は保定）を二十二日午後五時四十分、二十三日午前七時十  
 五分、午前九時三十分、午前十一時十五分發の各列軍により長辛店良鄉及  
 涿州に向け進發せしめたが、從來北平にあつた部隊は全く激退の模様な  
 く、二十四日以後は軍糧不足を名として一列軍をも運送せざるのみなら  
 ず、第百三十二師の獨立第二十七旅は約に背いて既に北平に進入したの  
 で城内の兵力は却て増加し、更に其の第二旅は固安（北平南方四十五軒）

Ref. No. # 1067

支那赤軍の嚴正なる諒解とにより發  
 し、十八日宗雷元は第二十九軍を代表して軍  
 一日事件の責任者たる衛長と見解、第三十七

1

104

通報情報局編輯

昭和十二年八月（一九三七）發行

通報第四十二號所載

廊坊事件以後（隨軍新聞班）

我が母艦一機の半没する決意と支那駐屯軍の嚴正なる謝罪とにより露  
 露僑は遂に軍の要求を承諾し、十八日宗哲元帥第二十九軍を代表して軍  
 司令官を訪問し、二十一日事件の責任者たる程長と苑、第三十七  
 師團馮治安を罷責謝罪した。又我が長京に赴き、日支國交に妨害ある人  
 物として先づ營勳尙を諷し、廿二日永定河左岸地蔵及蘆溝橋對岸にあ  
 る第三十七師の部隊を兩苑に撤退せしめ次いで同師の第百九旅第百十  
 八團（原駐地は保定）を二十二日午後五時四十分、二十三日午前七時十  
 五分、午前九時三十分、午前十一時十五分發の各列車により長辛店良郷及  
 涿州に向け移住せしめたが、從來北平にあつた部隊は全く撤退の模様な  
 らず、二十四日以後は車輛不足を名として一列車をも退却せざるのみなら  
 ず、第百三十二師の獨立第二十七旅は約に背いて既に北平に進入したの  
 で城内の兵力は却て増加し、更に其の第二旅は固安（北平南方四十五軒）

Ref No. # 1067

104

めくれず

裏面白紙

に到着、第一旅は平漢線に依り北上を開始する砲兵兵に関する費察の  
誠意は見るべくもなかつた。

加ふるに八寶山附近の陣地は、石友三の保安隊を以て其の守備を交代  
せしめたが、彼等は依然陣地の補強工事を中止せず、第二百二十四は其の  
後方田村、空村、賈村附近及北平北方地區に陣地を構築する有様で、奈  
に參謀次長熊斌が二十二日北平に来て、秦德純、馮治安等を激勵してか  
ら、彼等の抗日意欲は更に強硬となつた様相である。

右の如く支那側は表面約束をしながら、現實に於ては其の實行を怠る  
様相があるので、二十四日軍は參謀副長と北平に設置し厳重督促すると  
共に、情勢の急變に對處し得るの準備を進めた。

天津北平間の我が軍用電線は、事變發生以來屢々支那側の為切斷せら  
れたのであつたが、二十五日郎坊嶺（天津南北方約七十軒）附近で又も  
や障得が起つたので軍は其の旨支那側に通告した後之が修繕の為、追償  
隊の一部及其の護衛隊として五ノ井部隊を天津より派遣した。該部隊は  
二十五日午後四時三十分頃郎坊に到着、同地にあつた支那軍と交渉の上

104  
105  
1067

107

隊内に入り故障箇所の見及修理を實施中、午後十一時十分頃、支那軍は突如小銃及機關銃射撃を加へ、更に廊坊諷北側三百米の支那兵營からも亦連發砲等の射撃を浴せたので、五ノ井部隊は之に應戦し孤軍奮闘よく敵の攻撃を支へた。

五ノ井部隊の忠誠に依り、天津座屯軍は風中に鐵蓋部隊主力を同地に急送したが、同隊は午前六時三十分乃至午前七時三十分の間に連次城線に加入し、北平居留民保護の爲北上した員部部隊及我が飛行隊の協力の下に午前八時頃支那軍を潰走西散せしめ、午前十時五十分頃から先づ雲<sup>3</sup>庭（北平南方向約三十軒）に向ひ追撃を開始し又員部部隊は北平方向に列車により追撃を始めた。廊坊の戦場に於て、我が損害は戦死、下士官一員三、負傷下士官一、兵九、計死傷十四名で交戦した支那軍は第三十八師（師長張自忠）の第二百二十六團である。

106

1067

前述の如く第三十七師の撤退は二十四日以来何等進捗せざるのみならず、更に第三十八師と日本軍との間に廊坊事件を發生するに至つたので支那座屯軍司令部は宋哲元に對し、二十六日午後三時三十分左の通告を

手交した。

「昨二十五日夜那坊に於て、通信交通の遮断の爲、派遣せる一部我軍に對する貴軍の不法射撃に起因し、遂に兩軍の衝突を見るに至りしは遺憾に堪へず。斯る如き事象を惹起するに至れるは、貴軍が我軍との間に協定せる條約に對する敵意を俟き、依然挑発的態度の緩和を爲さざるに起因す。貴軍に於て依然事象不測大の意思を有するに於ては、先づ速かに蘆溝橋及八寶山附近に配置せる第三十七師を明二十七日正午迄に長辛店に後退せしめ、又北平城内にある第三十七師は北平城内より撤退し、西苑にある第三十七師の部隊と共に先づ平漢線以北の地區を経て本月二十八日正午迄に永定河以西の地域に移し、爾後引續きこれら軍隊の保定方面への進退を開始せらるべし。

右實行を見ざるに於ては貴軍に敵意なきものと認め、遺憾ながら、我軍は獨自の行動を執るのやむなきに至るべし。此の場合起るべき一切の責任は當然貴軍に於て負はるべきものなり。」

其の後遺部隊は風台に到り、更に北平城内の日本兵營に入る事にな

Ref. No. #1067

4

107

裏面白紙



つたので、事前に我が松井侍務機関長から北平外城廣安門通過につき突  
渉し、崇徳純市長の意旨を得たので、午後六時頃冀察政府軍軍部顧問松井  
少佐が運船の爲廣安門に赴いたところ、同門警備中の支那軍は城門を閉  
鎖して居るので、再三支那側に要求し漸く開門を約請した。然るに現地  
の支那軍は何等誠意を示さず依然開門しようとしないので、其の後兩者  
間に忽々突渉の結果午後七時三十分頃漸く門を開いたが、我が部隊の三  
分の二を通過せしめた後突然門を鎖ざし我軍を城門の内と外とに分断し  
て置いて不意に手榴弾、機關銃を以て猛射を浴せた爲、我方も巴むを得  
ず門の内外から熾戦したのである。此の戦いで、我軍に戦死上等兵二、  
負傷少佐一、大尉、軍曹一、上等兵二、一等兵一、二等兵七、軍馬二、  
新聞記者二、計死傷一九外に松井顧問に同行した通譯が一名戦死した。

以上の事を停止するところを知らぬ暴長さと、絶対に反省を期待し得  
ぬ不誠意不信を恨のあたりに見ては和平解決は我々の望みを越たれ、陸  
軍司令部は七月二十七日夜半遂に前日の通告を取消し、更めて宋哲元  
に對し「認定履行の不誠意と屢次の荒暴的行爲とは、最早我軍の慥忍し

Ref No. #1067

裏面白紙

能はざる所であり、鹿中廣安門に於ける欺偽行爲は我軍を侮辱する甚だしきものにして、断じて赦すべからざるものであるから、軍は直に獨自の行動を敷る一ことを通告し、更に北平城内に、戦備を反復せざる爲、即刻支那側が全部の軍隊を城内より撤退することを通告した。

斯くて軍は二十八日早朝より平津地方の支那軍を降参する爲、所長の部署をなすと共に、一般民衆に對しても安民の布告を出して、軍は決して河北の民衆を威嚇するものにあらざることを、列國の福益を尊重し、其の居留民の生命財産の安全を期するに勿論北支領有の重國なきことを明らかにした。

内地方面に於ても本参意に備み、二十七日午後一時三十分左記長官の内閣書記官長談が發表せられた。

「北支の安寧は帝國の常に至大の關心を有する所なり。然るに支那側の以て示せる排日抗日政策は屢々北支の平和を脅威し遂に遼瀋綏綏等の物邊を見るに至れり。

Ref Doc # 1067

爾來帝國は東亞平和の爲事件不解決、現地解決を方針として平和的處

國史文獻館  
圖書部  
圖書室

強に努め、蘇聯側に対し支那軍の遼陽附近永定河左岸陣地停止附近に  
開する所望の保障、証書等の調劑及商標の編めて寛大且局地的なる  
條件を要求したるに違はず、蘇聯側は七月十一日夜右條件を承認したる  
も之が實行に誠意を示さずして今日に及べり、一方清國政府は七月十七  
日南京政府に對し、あらゆる飛行的行動を即時停止し且熱地解決を助得  
せざる態度を表明したるも、南京政府は蘇聯の暴行を許し清國政府  
の主張を容れず、肆て盡々威嚇を盡へ意々不安を増大せしむるに照れり  
然れども清國は尙隱忍、平和的解決に努力中、支那側は七月二十六日蘇  
聯に於て馬倭修通に在する我が部隊に不安行動を加へ、更に同日夕蘇  
聯の爲害暴動の部隊を得て北平鎮内に入城中急の我が部隊に對し、  
如城門を閉鎖し不意に應對するの準備に出でたり。

Ref Doc # 1067

右兩條件たるや我が軍本然の任務たる北平、天津間の交通線の  
保障及居留地の保護に對する支那軍の武力助得にして今や軍は此の任務遂  
行に勵むるの極行に於て必具なる諸行動を深るの已むなきに照れ  
り。固より會談の期する所は、今次事件の如き不許暴動の範圍を實際

裏面白紙

するに在りて善長なる民衆を激怒するものに非らず。又帝國は何等領土的企圖を有せず、且列國の利益保護には秘密の努力を惜まざること勿論なり。

東夏の平和確保を使命とする帝國は、事変に照るも今尙支那側の反省に依り形勢を急小の範圍に限定し、速かに圓滿なる解決を見んことを切望するものなり。」

かくて支那軍は二十八日拂説から北平周辺の支那軍に對し攻撃を開始した。

即ち北平南方に於ては川岸部隊、河邊部隊及宣武部隊は、飛行隊協力の下に早朝から南苑附近の第三十八師に對し、真圓筒の三方から攻撃を開始したが、支那軍は我が空陸の猛襲に抗し得ず、午前八時頃から逐次北方に向つて潰走したので、河邊部隊は一部を以て南苑の原を攻撃せしめ、主力は馬村附近に突進し午前十一時頃南苑西北偏地區に達し、時時同苑東北地區に進出せる宣武部隊と相俟つて、支那軍の退路を遮断し川岸部隊は預兵を掃蕩して午後三時完全に南苑を占領し、以て南苑附近

10.10.67

8

111

裏面白紙

にあつた歩兵約四大隊の支那軍に暴発的穴打隊を興へ、北平城内に侵入し得た支那兵は朝かに百數十名に過ぎない程度であつた。

北平北方に於ては、福井部隊は午前十時三十分沙河鎮（北平面北方二十軒）に據れる敵を撃退、面荒に向ひ不良なる道路に備まされつゝ、前線夕刻高橋山北方地區に達し、鈴木部隊は午前十一時から主力は清河鎮（北平北方九軒）の支那軍を攻撃、午後三時頃には同地を攻陥して前線、夕刻には豊胡溝及西苑の東に對し攻撃を準備した。

此の間飛行部隊は猛烈な穴貫雨を習して出勤、午前五時三十分頃西苑を、午前六時二十分頃南苑に對して爆撃を加へ、敵に多大の損害を興へ、爾後起時各部隊の攻撃に働いた。

北平城内、我軍及民留民は異常ないが、交民巷の公使館區域は第二十九軍の敵中隊に依り包圍せられ、便衣隊は盛んに出没し、我が勤務の探査に努め、北平城外に通ずる我が有線電話は頻りに不通となり、北平城内外の連絡は益々断絶せられた。

長辛店方面の敵情は變化ない。保定方面の中央軍は北上しつゝ、ありと

224北平14/957

裏面白紙

判明せらるゝも確報を得るに至らない。

塘沽方面に於ては入港の遠送給に遅滞の爲激激された戦が舟艇が午後三時頃大沽附近を航行中、突如敵砲の支那軍から約四十發の迫撃砲射撃を受けたので我砲之に應射した。

天津方面に於ては二十八日の夕より支那軍の一部が天津を激射すると  
の情報があつたので警戒中、夜半から天津飛行場方面に於て数個の保安  
隊から攻撃を受けたが、飛行場守備の任にあつた我が部隊は之を阻止し  
二十九日拂國兵並に飛行機の急襲と相俟つて多大の打撃を與へて敵を回  
散せしめた。尙午重砲頭から軍司令部、大倉兵場、停車場、鹽業銀行  
所等に攻撃を受けたが午前四時半頃退した。觀察して来たのは第三十  
八師の獨立第二十六旅及保安隊の一部であつた。

軍司令部は天津市内の治安を維持し居留民を保護する目的を以て、自  
衛上市内に於ける支那軍隊の主要占領地誌を掃蕩するの已むなきに至れ  
る旨を聲明すると共に、午後三時半から空砲相呼應して、北平隊部兩營  
駐局、保安總隊本部、警備司令部、市政府、大酒公司其の他の重要砲撃

Ref No. #/067

裏面白紙

を開始し其の目的を達した。

大沽に於ては午前八時十五分我軍部隊は再び敵から射撃を受けたので  
陸海軍協同して直ちに之に息鼓十一時四十五分頃敵は多大の損害を蒙り  
て敗退を了へた。

北平方圓に在りて我軍は敵の勢を以て敗退を急迫し、福井部隊は夕  
刻迄に主力を以て賈河に、一部を以て衙門口を占領、鈴木部隊は頭屯附  
近の敵を撃破して北平西側地區に進出し、河邊部隊は午後六時通完谷に  
至り橋（宛平城）を占領した。

新しく二十九日夕刻迄に北平西北方の敵を永定河右岸に撃退し、茲に  
支那陸軍は作戦開始から僅か二日にして北平周囲の敵の掃蕩を完  
了したのである。

Play Rec #1067

11

114

裏面白紙

又警ノ出所迄ニ成立ニ關スル證明書

自分林君ハ外務省又警課長ノ職ニ居ル者ナル事ニ係リ  
ル日本國ニ領土ヲ管カレ給賈ヨリ成ル<sup>週報第四十二號所載</sup>以後ト起ス  
ル警署ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ披覽ノ正當ニ  
シテ眞實ナル事ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月二十七日

於 東京

宗

郎

12

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 佐藤武五郎

My doc # 1067

裏面白紙



EXH. 2483

My Rec #1144

(譯文)

天津遼附ニ關スル公文

本文書ハ一九〇二年七月十五日附清國全權慶親王宛佛、獨  
英、伊、日五國代表ノ公文ニシテ「マクマレ」編纂「一  
八九四年乃至一九一九年清國(中華民國)關係條約集」一

二七八一—二八四頁ヨリ採録セルモノナリ

撤ノ條件 一九〇二年七月十五日

行政(「北米合衆國外交關係」一九〇二年)

八四—二〇一頁参照)遼附ニ關シ同市都統衙門ヲ維持シ居タル五國(

即佛、獨、英、伊、日)代表ハ一九〇二年七月十五日附テ以テ清國政府

ニ對シ左ノ通り同文ノ公文ヲ送附セリ

本月五日附貴國ヲ以テ袁總督ノ書翰寫一通御送附相成リ受領セリ右ニ於

テ袁總督ハ成ルベク速ニ天津市ノ行政ノ遼附ヲ受ケタキ理由ヲ述ベラレ

タリ

本使ハ天津都統衙門ニ委員ヲ派シ居ル各國ノ同僚公使ト意見ヲ同クシ本

國政府ノ許可ヲ得テ都統衙門ノ裁撤ヲ承諾ス但貴國政府ガ以下各項ノ提

EXH. 2483  
K. Y. K. #1144

(譯文)

天津遼附ニ關スル公文

本文書ハ一九〇二年七月十五日附清國全權慶親王宛佛、英、伊、日五國代表ノ公文ニシテ「マクマレー」編纂「一八九四年乃至一九一九年清國(中華民國)關係條約集」一  
九二一年版二七八―二八四頁ヨリ採録セルモノナリ

天津都統衙門參撤ノ條件 一九〇二年七月十五日

清國官憲ニ對スル天津ノ行政(「北米合衆國外交關係」一九〇二年、一  
八四―二〇一頁參照)ノ遼附ニ關シ同市都統衙門ヲ維持シ居タル五國(英、  
佛、獨、英、伊、日)代表ハ一九〇二年七月十五日附テ以テ清國政府  
ニ對シ左ノ通り同文ノ公文ヲ送附セリ

本月五日附貴國ヲ以テ袁總督ノ書翰寫一通御送附相成リ受領セリ右ニ於  
テ袁總督ハ成ルベク速ニ天津市ノ行政ノ遼附ヲ受ケタキ理由ヲ述ベラレ  
タリ

本使ハ天津都統衙門ニ委員ヲ派シ居ル各國ノ向條公使ト意見ヲ同クシ本  
國政府ノ許可ヲ得テ都統衙門ノ裁撤ヲ承諾ス但貴國政府ガ以下各項ノ提

裏面白紙

議ニ同意セララルコトヲ條件トス

一九〇一年九月七日最終議定書第八條ニヨリ實國政府ハ太浩砲臺及北京海濱間ノ自由交通ヲ阻害スルコトアルベキ各砲臺ノ撤去ヲ承諾スルコト及右ニ付措置スル所アリタルコトヲ明言セラレタリ

然ルニ貴國全權委員ハ右條條履行ノ重責ノ責任ヲ免ゼラシメシトノ希望ヲ外交團ニ對シ表明セラレタルニヨリ署名各國代表ハ天津都統衙門ニ右事業ヲ委任セリ右ハ未ダ完成ニ至ラザルニヨリ之ガ條項ノ履行ヲ保障スル爲本使ハ撤去ノ事業ヲ天津都統衙門裁撤ノ時ヨリ天津ニ於ケル外國軍司令官ニ委任シ之ニ要スル資金ハ都統衙門ノ保有スル金額ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ貴國下ニ提議ス

同議交書第九條ニヨリ各國ガ北京、海濱間ニ天津市ヲ含ム特定ノ地點ヲ占領スルノ權利ヲ有スル旨規定セラレタリ 從ツテ都統衙門裁撤後ト雖モ聯合軍ハ依然トシテ目下其ノ占領シ居ル場所ニ引續キ駐屯スベク又之ニ對スル一切ノ物資ハ現在ニ於ケル通り引續キ諸税及賦課金ヲ免除セラレベシ外國軍隊ハ砲臺射撃ノ場合ヲ除キ清國官憲ニ通告スルコトナクシテ野外演習ヲナシ射撃ノ練習ヲ行フ權利ヲ有スベシ

Uy. Rec. 11/48

然レドモ外國軍隊ト貴國軍隊トノ衝突ノ機會ヲ出來得ル限リ避クルコト  
望マシキニ付テハ右目的ノ爲貴國政府ハ天津市又ハ天津駐屯軍隊ヲ距ル  
二十浬（六哩三分ノ二）以内ニ貴國軍隊ヲ駐屯又ハ接近セシメザルヤ  
ウ提議ス尙議定着調印前外國代表者ト貴國下自ラ其ノ一員タリシ貴國全  
權者トノ間ニ往復セフレタル文書ニ於テ交通線ニ沿ヒ設クベキ 所控  
指官ノ發効權ハ鐵道兩側二哩ノ距離ニ及ブベキ旨ヲ双方承諾シ右取極  
ハ議定書第九條ニ特定セラレタル 所線ノ占領ノ繼續セフル限リ維持  
セラレベシ

尤モ本使ハ同僚ト共ニ直轄總督ガ三百人以下ノ陸軍兵ヲ天津市ニ保有ス  
ルノ權利ヲ有スルコト及前記二哩ノ境界内ヲ流ルル 場合ト雖モ河川ニ相  
當ノ水上警察隊ヲ維持スルコトニ同意ス

露露ノ撤去ハ貴國ニ於テ之ヲ再禁セザルノ義務ヲ伴ヒ同様ノ義務ハ一九  
〇〇年ノ膠州中外國人居留地ノ安全ニ對抗スル爲メ 疊トシテ利用セラレ  
タル天津城壁ニ付テモ適用アリトス又貴國政府ガ日河口、奏皇島及山海  
關ニ何等海防ノ施設ヲナスハ本使等ノ承諾シ得ザル所ナリ

本使等ハ都統衙門ノ收支計算ハ二名ノ兼任者即聯合軍各司令官ノ選任ス  
ルモノ一名及直轄總督ノ選任スルモノ一名ヲシテ檢査セシメ砲臺撤去ノ  
完了ニ必要ナル金額ヲ控除シタル後餘剩金ハ之ヲ地方金庫ニ交付セシム  
ルヤウ提議ス

天津都統衙門又ハ外國軍隊ニ使用セラレタル清國人ガ其ノ使用セラレタ  
ル隊ニヨリ何等ノ累ヲ受クルコトナカルベキハ貴殿下ニ於テ勿論正當ト  
セラルベシ

交通線上ノ外國軍隊ニ使用セラルル清國人ハ身許證明書ヲ所持スベク不  
使ハ石清國人ニ於テ犯罪行為アリタルトキ其ノ清國人ヲ使用スル軍隊ノ  
指揮官ハ其ノ最モヨク正當ノ目的ヲ達スト信ズル所ニヨリ之ヲ處罰シ又  
ハ清國官憲ニ引渡ス權利ヲ有スルモノト貴國政府ニ於テ了承相成ル要ア  
ルベシ  
外國軍隊ガ其ノ必要ニヨリ夏季屯營地ヲ確保スル權利アルコトハ承認ア  
リタシ  
都統衙門ノ科シタル處罰ニシテ期間未了ノモノノ一覽表ハ該衙門發給ノ

裏面白紙

際地方官憲ニ交付スベク同官憲ニ於テ右處勸ヲ實施スベシ一旦都統衙門ノ判決ヲ終リタリ刑事又ハ民事ノ訴訟ハ發審ヲナシ得ズ天津都統衙門ノ記録ハ首席領事ニ委託シ之ガ至同ノ權限ヲ有スルモノハ同領事ニ申入ルベシ

納税ニ關シテハ天津市及天津一帯ノ地方ノ住民ハ都統衙門行政ノ總統期間中ニ於テ貴國政府ニ對スル義務ヲ果シタルモノト見做サレ本項ニヨリ滯納金ヲ督促スベキニアラズ以上ノ提議ハ本使ガ貴國政府ニヨリ受諾セララルヤウ貴國下ニ提出スル義務アリト思考ス所ニシテ右受諾ノ旨貴國下ヨリノ通報受領後四週間ニシテ天津都統衙門ノ裁量ニ同意ナル旨茲ニ明言ス終リニ都統衙門ヨリ天津一帯ノ地方ヲ正式ニ交付スベキ受領者ヲ選定アリタシ

敬具云々

Hy doc #1144

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 蘇ハ外務省文書課長ノ資格ニ於テ日本政府ト公ノ關係ニア  
リ右ノ資格ニ於テ別添一九〇二年七月十五日附英文五頁ヨリナル「天  
津還附ニ關スル公文」ト題スル文書ガ拔萃セラレタル原本タル書籍ヲ  
保管シ居ルコトヲ證明ス  
自分ハ更ニ別添文書ガ日本外務省ノ圖書室ニ屬スル原本ノ當該部分ノ  
眞實ニシテ正確ナル寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年 四月 六日 東京ニ於テ

林 (署名)

立會人 浦 部 勝 馬 (署名)

裏面白紙

EXH. 2484

Key No. 1143

93

清國政府  
天津  
1902年7月14日

天津附條件受諾ニ關スル公文

本文書ハ一九〇二年七月十八日附清國全權代表王ヨリ清國政府ヲ天津還附ノ條件ヲ受諾ナル旨米國駐支公使ニ送付ナル公文ニシテ「マクマレー」編纂「一八九四年乃至一九一九年清國（中華民國）關係條約集」一九二一年版三一六一—三一八頁ヨリ採録ナルモノナリ

清國政府ガ右公文ハ天津還附ニ關スル公文ニ各條項ノ受諾ヲ了承ナル趣附原親王ヨリノ公文ニヨリ米國公使ニ通告セラ

左ノ如シ  
一九〇二年七月十四日附ヲ以テ本大臣ハ締約

市及天津一帶ノ地方ノ直轄監督ノ管轄ハノ還  
ニ關シ右外國公使ニ於テ同意（同意見）ナル旨述ベタル公文ヲ受領ナリ  
各埠公使ハ又都督衙門ノ裁奪ニ付各本國政府ヨリ既ニ許可ヲ與ハラレ居  
ル邊ナリ但先ツ清國政府ニ提議セラレタル條件ヲ明確ニ受諾シ自ラ右受  
諾ノ日ヨリ四週間ニシテ都督衙門ヲ裁撤スルコトヲ約スベク從テ還附ノ

高橋



EXH. 2484

Key No. 1143

22

天津附條件受諾ニ關スル公文

本文書ハ一九〇二年七月十八日附清國全權代表王ヨリ清國政府ヲ天津還附ノ條件ヲ受諾ナル旨米國駐支公使ニ通告ナル公文ニシテ「マクマレー」編纂「一八九四年乃至一九一九年清國（中華民國）關係條約集」一九二一年版三一六一三一八頁ヨリ採録ナルモノナリ

清國政府ガ右公文ハ天津還附ニ關スル公文各條項ノ受諾ヲ了承ナル趣ハ一九〇二年七月十八日附慶親王ヨリノ公文ニヨリ米國公使ニ通告セラレタルガ右内容（略譯）左ノ如シ

光緒二十八年六月十日（一九〇二年七月十四日）附テ本大臣ハ締約國中若干ノ公使ヨリ天津市及天津一帯ノ地方ノ直隸總督ノ管轄ヘノ還附ニ關シ右外國公使ニ於テ同意（同意見）ナル旨述べタル公文ヲ受領ナリ各該公使ハ又都督衙門ノ執照ニ付各本國政府ヨリ既ニ許可ヲ與ヘラレ居ル旨ナリ但先ヅ清國政府ヲ提議セラレタル條件ヲ明確ニ受諾シ自ラ右受諾ノ日ヨリ四週間ニシテ都督衙門ヲ執照スルコトヲ約スベク從テ還附ノ

高橋

裏面白紙

裏面白紙

期ニ際シテ、天津衛門ハ天津市及天津一帯ノ地方ヲ何人ノ手ニ引渡スベキヤ  
ト示サントトヲ要請ナリ

本大臣ハ右公文申北京、海軍、陸軍、海陸及ハ交通、郵政ニ  
罪ノ懲罰ヲ有シ其ノ罪狀ハ、海軍、陸軍、海陸、交通、郵政各々ニ  
罪ニ及ブベシトノ罪ヲ詳述ナリ

本大臣ハ光緒二十七年六月（一九〇一年七月）首座公使「コロガン」閣下  
ヨリノ書翰ニヨレバ右ノ罪ニヨル彈劾ハ尋ラ復還、電線又ハ聯合軍  
隊若クハ其ノ財産ニ對シテハ本大臣ニ於テ異議ナシ

其ノ後ノ各條ニ對シテハ本大臣ニ於テ異議ナシ  
本大臣ハ既ニ本月十三日（七月十七日）本件ニ關シテ奏ヲ呈、勅令ニヨリ  
許可ヲ得タリ

依テ本大臣ハ速ニ新約條公使ニ回答シ此等公使ヨリ天津市及天津一帯ノ地方ヲ清  
ノ國者ヲ離脱シ四週間内ニ撤去、天津衛門ヲ撤去シ天津市及天津一帯ノ地方ヲ清  
國ノ行政ニ對シテ北洋大臣ニ引渡スベク北洋大臣ニ於テ地方文武官吏ヲ率  
テ現地ニ於テ引渡ヲ了シタルコトナリ

北洋大臣ニ於テ

Leaf No # 1143

尙後建設ヲ要スル事項アルトキハ外國文武官憲ハ隨時北洋大臣ト商議ス  
ベク右ハ地方ノ利益ニ合スルモノト期待ス  
〔「北米合衆國外交關係」一九〇二年二〇（一頁）

裏面白紙

File No. # 1143

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 俊ハ外務省文書課長ノ資格ニ於テ日本政府ト公ノ關係ニ  
アリ右ノ資格ニ於テ別添一九〇二年七月十八日附英文二頁ヨリナル  
「天津還附條件受諾ニ關スル公文」ト題スル文書ヲ披萃セラレタル  
原本タル書齋ヲ保管シ居ルコトヲ證明ス

自分ハ復ニ別添文書ガ日本外務省ノ圖書室ニ屬スル原本ノ當該部分  
ノ複製ニシテ正確ナル寫ナルコトヲ證明ス

明治二十二年 月 日東京ニ於テ

林

(署名)

立會人 浦 部 課 長 (署名)

裏面白紙

ExH. 2425

No. 956

北京山海關間鐵道ノ軍事占領ニ付スル  
北京外交團ノ決議

本文卷ハ一九一二年一月二十六日中口革命ニ當リ北京  
外交團ガオシタル決議ニシテ「マクマレー」願「一  
八九四年乃至一九一九年清國（中華民國）關係條約ニ  
一年版三一八一三一三一九頁ヨリ採録セルモノヨリ

年ノ革命中各代表ハ首府ヨリ山海關ニ至ル京奉鐵道  
ヲ然ルベシトシテ、英、佛、伊、獨及日本ノ軍隊ハ北京外  
交團ノ決議ニヨリ同鐵道前記區間ノ各持分ヲ占領セリ

一九一二年一月二十六日北京山海關間鐵道ヲ軍事占領ニ付  
スル外交團ノ決議

一、鐵道沿線ニアル重要ナル修車場、修築其他ニ陸兵ヲ駐ルコト  
二、清口政府及革命軍ハ共々給送、陸揚又ハ給送ノ目的ノ爲メ鐵道沿線及之ニ

E41.2425

No. 956

22

北京山海關開鑿道ノ實事占領ニ付スル  
北京外交團ノ決議

本文卷ハ一九一二年一月二十六日中口革命ニ當リ北京  
外交團ガキシタル決議ニシテ「マクマレー」編「一  
八九四年乃至一九一九年清國（中華民國）ノ係條約書  
一九二一年版三一八一三一八九頁ヨリ採録セルモノナリ

一九一一年一二月ノ革命中各親代表ハ首府ヨリ山海關ニ至ル京奉鐵道  
ニ守備隊ヲ行使セルコト然ルベシカシテ、英、佛、伊、獨及日本ノ宣稱ハ北京外  
交團ノ採決シ一九一二年一月二十六日附同口回章第一三A號ニ記載セラレタ  
ル左ノ決議ニヨリ同口前記區間ノ各持分者分チ占領セリ

一九一二年一月二十六日北京山海關開鑿道ヲ實事占領ニ付  
スル外交團ノ決議

一、鐵道沿線ニアル所屬ナル修車場、材料其他ニ陸兵スルコト  
二、清口政府及革命軍ハ共々輸送、貯揚又ハ積込ノ目的ノ爲メ鐵道沿線及之ニ

高橋

裏面白紙

三 兩江ニ對シテ道ニ干渉スルコトヲ且何禁之ヲ毀損セザルヤウ再告ス  
 コト、北清ノ路局ニ對シ山津門及天津ニ毀損修用資材ヲ搭渡セル修理  
 用列車ヲ檢ヘオクヤウ要請スルコト  
 四 停車場、機車場、檢校、修養其他ノ道ノ重要部分ヲ永久ニ毀損セントス  
 ル場合ニハハ道ノ守衛ニ協力スル大隊聯合ノ軍隊ハ之ヲ阻止スルコト  
 五 北清ノ路局ニ對シ増設部隊ヲ急派シ得ルヤウ歩兵二百五十人ヲ發遣スル  
 ニ足ル車輛ヲ山津門及天津ニ常ニ待機セシムルヤウ要請スルコト  
 六 電信局ヲ防衛シ電信線路ヲ維持スルコト清口人軍隊ハ双方共右線ヲ利用  
 シ得ルコト  
 七 第三、四及六項規定ノ條約ハ哨所及巡視隊指揮官ニ通知シ所屬部隊ヲ以  
 テ兵力之ガ一流ニシルヤウ申送ルコト

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分ハ林君ハ外務省文書課長ノ資格ニ於テ日本政府ト公ノ關係ニアリ右ノ  
資格ニ於テ別添一九一二年一月二十六日附英文二百ヨリナル「北京山海關  
開封道ノ領土占領ニ關スル北京外交部ノ決議」ト稱スル文書ガ拔萃セラレ  
タル書翰ヲ保管シ居ルコトヲ證明ス  
自分ハ更ニ別添文書ガ日本外務省ノ圖書室ニ歸スル脈々ノ管轄ノ部分ノ真  
實ニシテ正確ナル真ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月十二日 東京ニ於テ

立シ人 林 君 (署名)  
浦 部 君 (署名)

(3)



EIH 2486

Ref Doc No. 091

22

（大正二年）  
8.14.1913  
（大正二年）

條約、契約及既得權尊重ニ關スル支那國大總統ノ宣言

克彬

大正二年（一九一三年）一月一日

本大總統ハ前清國政府及中華民國臨時政府カ各外國政府ト訂スル所ノ總  
テノ條約協約公約ハ必ス當サニ恪守スヘク又前政府カ外國社會或ハ人民  
亦應サニ恪守スヘシ次ニ各國人民カ中國ニ在リ  
各項ノ威宗成例ヲ按シ已ニ享クル所ノ權利、特  
認シ以テ文誼ヲ聯ネ和平ヲ保ツヘキコトヲ聲明

FMH 2486

Der Doc No. 251

22

條約、契約及既得權尊重ニ關スル支那大總統ノ宣言  
 大正二年（一九一三年）一月一日  
 本大總統ハ前清國政府及中華民國臨時政府カ各外國政府ト訂スル所ノ總  
 テノ條約協約公約ハ必ス當サニ恪守スヘク又前政府カ外國社會或ハ人民  
 ト訂スル所ノ正當契約モ亦應サニ恪守スヘシ次ニ各國人民カ中國ニ在リ  
 テ國際契約及國內法律並各項ノ成案成例ヲ按シ已ニ享クル所ノ權利、特  
 權、免除等モ亦切實ニ承認シ以テ文誼ヲ聯ネ和平ヲ保ツヘキコトヲ聲明  
 ス

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 義 夫ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セラレタル  
日本語ニ依ツテ番カレ一頁ヨリ成ル條約、契約及既得權違重ニ關スル支  
那國大體統ノ宣言ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文  
書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日

於東京

林

義 夫

2.

石署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立台人 浦 部 勝 馬

裏面白紙

24/4 (rejection)

Def. Doc. # 1693

南京政府の直轄の支配下に置く、究極の目的  
は次の如くであります。

一九三七年昭和十二年七月八日外務省情報部長の  
行つた盧溝橋事件の説明

我々は盧溝橋事件の發生は根本的に支那、特に南京政府の如何に思ふ所

のたと所定する外はないのであります。

は次の如くであります。

て、南京政府の直轄の支配下に置く、究極の目的  
の南京政府當局勢力下の分子は、冀察政務委員會

を日本から顧問し、それに依つて、此委員會の管轄下地區に混濁  
たる状態を惹き起さんと秘に勢力中でありました。

北支に於ける日本特権は北清事變後締結された條約の規定に依り  
演習を行ふ完全な権利のある事は明白であります。

事件の發生した地區に駐屯してゐた支那軍は、そのやうな演習が其  
處で行はれる事に不同意の態度を示して來ました。此の意ある態  
度は、藍衣社其他の擾動により一層悪くなりました。

21/4 (signature)

Def. Doc. # 1493

一九三七年昭和十二年七月八日外務省情報部長の  
行つた盧溝橋事件の説明

我々は盧溝橋事件の發生は根本的に支那、特に南京政府の何か思ふ所  
のある計謀に依るものと認定する外はないのであります。

その主な理由の若干は次の如くであります。  
一、冀察地區をめぐり、南京政府の直轄の支配下に置く、究極の目的  
を以て藍衣社其他の南京政府當局勢力下の分子は、冀察政務委員會  
を日本から組織し、それに依つて、此委員會の管轄下に地區に混雑  
たる状態を惹き起さんと秘に勢力中でありました。

二、北支に於ける日本特権は北清善後締結された條約の規定に依り  
演習を行ふ完全な特権のある事は明白であります。  
事件の發生した地區に注意してゐた支那軍は、そのやうな演習が其  
處で行はれる事に不同意の態度を示して來ました。此の點をみる際  
度には、藍衣社其他の煽動により一層悪くなりました。

裏面白紙

Ref Doc # 1093

反日感情は昂まり一般の尋常気が非常に緊張して参りました。  
天津地区では六月下旬から次のやうな噂が盛に流布されて居りました。

即ち(一)日本(軍)は何かをやり出すだらう。

(二)藍衣社の活動は、テロ攻撃を開始するだらう。と。

六月二十二日頃から七月上旬に至る間、北京の内外では無時異常な警戒が行はれました。一方、冀察政務委員会の治安維持部の主務部では非常事態に對處する爲の具體的な準備をする爲、相談が行はれました。さうして七月三日迄に、それに従つて必要な警戒者が配置されました。

四 このやうな豫備的手配をしてゐたので冀察政務委員会は、前掲橋本件が勃發致しました時、恰も當然の事が起つたかの如く些々何等動搖の色を見せませんでした。さうして比較的短時間に、北京市に嚴重な巡査の警戒網を張りました。

裏面白紙

Ref. No. #1093

此事件が勃発すると直に南京政府は警察委員会に、若し必要なら中央軍團を調遣する旨の電報を北方に派遺すると激怒の電報を送り電話を掛けた張質の確證が得られてゐるのであります。  
これによつても南京政府が此事件を、警察検匪を己が勢力圏に置く千載一遇の好機であると認めたとことは明かであります。

裏面白紙

27/4 rejected  
Def Doc # 1096

最近支那兵より不法射撃を受けたる蘆溝橋附近に於ける日本軍隊の演習に因り、外務省スポークスマンは一九三七年七月九日金曜日夜左の如

27/4 rejected  
27/4 rejected  
27/4 rejected  
27/4 rejected  
27/4 rejected

共同覺悟第十條並に天津還附に因する日支交接、北支隊屯の日本軍隊は場所、時間について何演習を行ふのが從來の習慣であつた。然し、假を以ては個々の演習について布告をなすを要しないと思定されてゐるが、しかし實際問題として地方住民の懸念を以て、必要上豫て布告が發せられることになつてゐた。問題の演習に於ても、裝束演習ではなかつたが例の如く布告が發せられた。

ちなみに、支那に守備隊を駐屯せしめしある彼の諸國も又、種々同様の演習を行ふことが出来又草率之を行つて來たのである。  
一、軍隊が不法射撃を受けた龍王廟附近は蘆溝橋の北側に當り、人定も疎らで、軍隊の演習には最適の地である。昨年の秋季演習及び其後の大



最近支那兵より不法射撃を受けたる蘆溝橋附近に於ける日本軍隊の演習に因り、外務省スポークスマンは一九三七年七月九日金曜日夜左の如き説明を行つた。

拳匪の亂に因りる聯合國共同覚書第十條並に天津還附に因りる日支交渉覚書第四項の規定により、北支聯屯の日本軍隊は場所、時間について何等制約を受けることなく演習を行ふのが從來の習慣であつた。然し、これを除いては個々の演習について布告をなすを要しないと想定されてゐるが、しかし實際問題として地方住民の懸念を去るため、最近以來は布告が發せられることになつてゐた。問題の演習に於いては、演習演習ではなかつたが例の如く布告が發せられた。

ちなみに、支那に守備隊を駐屯せしめしめる彼の諸國も又、種々同様の演習を行ふことが出来又事實之を行つて來たのである。

一、軍隊が不法射撃を受けた龍王廟附近は蘆溝橋の北側に當り、人定も陳らで、軍隊の演習には最適の地である。昨午の秋季演習及び其後の大

裏面白紙

小多くの演習は其處で行はれ、そのため其地は殆も我が軍の正規の演習場の如くに見做されるに至つた。更に又、蘆溝橋より上流下流の永定河の河床は、西方の高地を目標に以て射的演習場として利用されてゐたのである。

二 我軍は目前に迫つた年度検閲にそなへて、連日連夜の演習を同地點に於て行つてゐた。

三 我が軍が射撃を受けた水曜日十一時過ぎ頃、我軍隊は指揮官が第一のたぬ機行してゐた、各兵につき一箱一箇寮の外は、全く官彈を所持してゐなかつた。輕機口銃の弾包は僅の一箱しかなかつた。之だけでは勿論應酬するにも足らず、指揮官は事態に應ずるため直に鳳台にある守備隊に増援を求めたのである。

守備隊は支那軍を邀つたため官彈及歩兵砲を携へて現地に急行した。木曜日の五時に至つて始めて我が軍は支那軍との交戦に於て守備隊を使用したのである。

Ref. Loc. #1096

Ref. No. 1096

支那側に於ては、我々の兵隊が蘆溝橋の部落内に入つたとき主張してゐるが、我が側は常に前例な事件の起らぬやう段に戒められ居り、更に又その特別の部落に於ては、支那側の歩隊が日本兵と見れば、たゞひ門を閉りたいたいといつても理由なく之を止めし入れないのが常であるため、論争を避けるため、決して無理に進らぬやう習慣づけられたのである。最後に部落の城門に近づくためには堤防に沿つて走る鐵道線路を二度横断するを要する。少数の我兵が城門内へ忍び入るが如きは不可能であり彼等が殊更に夜半部落に入らうとして自ら危険を招くといふ如きは考へられないことである。

西園寺原田日記 十年五月三十一日 百七十三回  
 我に會つた處「どうもまあいろ／＼考へて見るけれども現在元老か  
 らも重臣方面から北支の向還等に就て却つていろ／＼言つて敷かた  
 方が好いと思ふ。東軍司令も參謀長ノ宮も陸海軍大臣も自分も  
 之は殆んど全然一致した意見である、以上それが一途になつて出來な  
 ければどんた人か出て何とか言はれても、とても駄目だから先づ出來る  
 だけ自分語でやつて見るから此際公討にも見てゐていただきたい」とい  
 ふやうな話であつた。一々小坂を待た次第である。でやつはり今度  
 理左の處此支那のことは一々小坂を待た次第である。でやつはり今度  
 の問題に出先に使置された中に入りかみんたやつはり何とかしたといふ語  
 は々支那育ちの飯端な連中はかりであるのとそれから有吉大使に對する  
 反感が一層強しく執着したらしい。併乍ら一々から有吉大使に對する  
 所謂平和の工作といふことか五人の氣に入らないのか根本であらうと  
 はれる、さういふ風な話も整理とした。

将入不明

裏面白紙

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

27-4-23 (1/2)  
27-12-23 (1/2)  
(27-12-23)

述 書

供 述 者 備 本 部

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通宣寄ヲ爲シタル上テノ如ク供述致シマス

5月24日  
11.973

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣 審 供 述 書

供 述 者 病 本 部

自分機設圖ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通電符ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

EM 2487  
Dec. 11, 1948

裏面白紙

私ハ編本部デアリマス、私ハ昭和十一年（一九三六年）八月ヨリ昭和十二年（一九三七年）八月末迄支那陸屯軍參謀長トシテ服務シ支那尋常ノ物發ニ際會シマシタ以下當時ノ事情ヲ陳述致シマス

一 支那陸屯軍ノ兵力及配置ニ付テ述ヘマス

歩兵一旅團（二ヶ聯隊）騎兵一中隊、砲兵一聯隊（二大隊）、工兵一中隊、通信隊、憲兵隊、病院、特務機關（北平、張家口、太原、濟南、通州）カアリ軍司令部ハ天津ニ歩兵旅團司令部ハ北京ニ歩兵第一聯隊本部ハ北京ニ各一大隊ハ北京、豐臺、天津ニ一部ヲ通州ニ派遣シテアリマシタ歩兵第二聯隊ハ本部及二大隊ヲ天津ニ一大隊ヲ山海關ニ置キ其ノ一部ヲ塘沽、唐山、秦皇島ノ鐵道沿線ニ置キ騎兵砲兵、工兵及病院ハ天津ニ憲兵隊ハ本部ヲ天津ニ置キ一部ヲ各地ニ分駐セシメテアリマシタ

右ノ外北京ニ大使館附武官アリ參謀本部ノ直轄ヲアツタカ軍司令官ノ區域ヲ承ケテオリマシタ

又軍尋常三ノ支那第二十九軍ニ派遣シテアリマシタ

總兵力約七千名デアリマタ

支那陸屯軍參謀長

支那陸屯軍參謀長

二 支那駐屯軍ノ任務ニ付テ申述ヘマス

支那駐屯軍ハ明治三十三年北清事變議定書ニ基キ各關駐屯軍ト同一ノ任務ニ服シマシタ即チ公館及北京ト海港ニ到ル交通通信ノ確保並ニ居留民ノ保護ニ任シテオリマシタ

四 事變勃發時支那駐屯軍司令官及軍内首腦幹部ノ氏名ヲ申述ヘマス

軍司令官ハ田代統一郎中將ナリシカ塘溝橋事件勃發後日前ヨリ冀察危篤ニ陥リ九日逝去セラレ其ノ後任ニ香月清司中將カ兼任シマシタ歩兵旅團長ハ河邊正三少將、歩兵第一聯隊長平田口康也大佐、第二聯隊長ハ菅崎高六佐、砲兵聯隊長鈴木率道大佐ナリ、北京特務總團長ハ松井太一郎少將、大使館附武官ハ今井武夫少佐デアリマシタ

四 事變前北支ニ於ケル支那軍ノ兵力配置ニ付テ申述ヘマス

天津、北京、張家口、保定、大名ノ地區ニ宋哲元ノ指揮スル第二十九軍（各一ヶ師四ヲ統ネ前記四地區ニ配置ス）、山西省ニ閻錫山ノ指揮スル軍カアリ、山東省ニ韓復榘ノ指揮スル軍カアリマシタ冀察地區ニハ殷汝耕ノ指揮スル保安隊カアリマシタ。中央軍ハ北支ニハ存在致シマセン

ky sine 11973

8

140

横 面 口 港



北支ノ支那軍ハ山西ヲ除キ約三十万ト記憶シテ居リマス

五 冀東防共自治政府及冀察政務委員會ノ性格ニ付テ申述ヘマス

冀東防共自治政府ハ股汝耕之ヲ統管シ明カニ南京政府ヨリ離脱シ獨立政權ヲ謀務シテオリマシタ特ニ此政權ハ防共ヲ重大ナル政治目的トシテオリマス

冀察政務委員會ハ宋哲元之ニ委員長テアリ南京政府ノ容認スル地方自治政權テアツテ大綱ニ就テハ凡テ南京政府ノ指令ニ依ルカ又ハ之カ稟議ヲ經テ實行シテオリマシタ

六 中央部カラ示サレタ支那陸屯軍ノ對支態度ニ付テ申述ヘマス

支那ニ對シテハ政治的軍事的脅威ヲ與ヘス寧ラ日滿兩國トノ經濟的文化的融合提携ヲ圖ルト共ニ相共ニ防共ニ努力スルコトデアリマシ

七 私ハ參謀長ニ赴任ノ際東京ニ於テ中央部ニ挨拶ニ参リマシタトキ參謀本部ニ於テモ陸軍省ニ於テモ支那ト提携親善ヲ圖ルヘキコトヲ中心トシテ種々説明ヲ受ケマシタ

八 支那陸屯軍ノ移駐前ノ支那ニ對スル作戦計畫及準備ニ付申述ヘマス

*Ref No. 7973*

對支作戰ニ關シテハ中央部ヨリ何等訓令セラレタコトカアリマセシ  
 支那ニ對シテハ戰フコトハ寸毫モ尋ヘナカツタ爲對支作戰計畫ハ發  
 定致シマセン但シ不測ノ騷擾物發ニ際シ軍ノ任務達成ノ爲即チ公館  
 居留民ノ保護及交通線確保ノ爲各部隊ハ夫々管備計畫ハ持ツテオリ  
 マシタ全ク受働的防衛計畫テアリマス

尙支那陸屯軍カ對支作戰ニ何等準備カナカツタコトヲ申述ヘマス

(イ) 對支作戰計畫ヲ有セスコトハ前ニ述ヘタ通りテアリマスカ臨海橋樑  
 件物發シ情況カ樂觀ヲ許サス様ニナリマシタノテ軍ハ万一ノ場合  
 ニ應スルニ必要ナル作戰計畫ヲ七月十六日ニ至リ始メテ策定致シ  
 マシタ然シコレハ全面的對支作戰計畫テハアリマセン第二十九軍  
 ノミニ對スル計畫テアリマス

(ロ) 支那陸屯軍ノ編成ハ軍ノ機動ニ必要ナル編成、自動車ヲ有セサル  
 管備部隊ニ過キマセン從テ積極的作戰ハ出來マセン

(ハ) 軍ハ作戰ニ必要ナル兵器彈藥糧秣等ノ軍需品ハ全ク準備ナク常續  
 補給ノ外特別ノ貯藏ヲ持チマセンテシタ

(ニ) 支那陸屯軍ノ平時教育訓練ノ主眼ハ内地部隊ト同様裝備優秀ナル

Def Doc # 973

裏面白紙

暨隊ヲ目標ト致シマシタ時ニ支那軍ヲ目標ト致シマセン

ハ 支那陸屯軍ト關東軍トノ關係ニ付テ申述ヘマス

塘沽停戰協定ハ關東軍ト支那軍トノ尚ニ締結セラレタ關係上之事實  
施ニ關シ關東軍ハ營幕者トシテ北支ノ問題ニ干與シテイマシタ方面  
和十一年四月停戰協定ニ關スル管掌事項モ中央部ノ命ニ由リ凡テ關  
東軍ヨリ支那陸屯軍ニ移管セシメラルルコトトナリ兩軍ノ任務ハ判  
然トシマシタ爾後ハ相互ニ其ノ任務ノ分界ヲ守リ精勵力シテ參リマ  
シタカラ兩軍ノ間ニ紛糾ヲ起スコトハアリマセンテシタ

ハ 暴徒前日支兩軍及兩國民間ノ感情ニ付テ申述ヘマス

日本軍ニ於テハ日支親善ヲ基本トスル關係ニ則リマシテ支那軍ヲ友  
軍トシテ親善ヲ結フヘキコトヲ方針トシ之カ徹底ニツキ努力シテ來  
マシタ

Ref Doc #473

支那軍上層部ニ在リテハ大部ノ皆ハ日支提携ノ必要ヲ認メマシテ努  
力ヲ拂ツテ居リマシタカ下級將兵テハ上司ノ忌憚カヨク徹底セズ抗  
日的實効カ其ノ跡ヲ絶チマセンテシタ殊ニ綏遠爭鬪及爾安事件後共  
黨ノ暗黒カ熾烈トナリ軍隊亦其ノ影響ヲ蒙リタルコトハ否定シ得

横 田 白 雲

マセン

嘗時日支兩國國民ノ感情ハ親善ヲ必真トスルニ拘ラス近幾年ヲ兩國國民

間ノ感情ハ融和親睦ノ状態ニハアリマセシテシタ

具體的例證ヲ述ヘマスト次ノ通テアリマス

昭和十一年ハ一九三六年〜九月十八日豐饒ニ於テ日支兩軍隊行進行

進ヒノ際支那兵ノ一人カ日卒軍ノ馱馬ヲ殴打シタコトニ端ヲ發シ危

ク兩部隊ノ衝突カ起ロウトシタコトカアリマシタ然レコレハ兩軍陣

部ノ適切ナ措置ヲ取ナキヲ得マシタ

又北京天津間ノ公用通信線ハ屢々切斷セラレマシタ

又各地ニ於テ日本國旗ノ凌辱事件カ發生シタコトカアリマシタ

支那軍上層部ハ極メテ親日的テアリマシタ例ヲ舉ゲマスト寧夏カ起

リ第一線部隊ノ間ニハ血盟イ事件カ續發シ感情カ冷淡シテオリマシ

タカ日支兩軍ノ上層部ノ交渉ハ平素ト異ナラス極メテ友交圓滑的テ

アリマシタ特ニ宋哲元氏ノ遺屍ヲ申シマスト七月十六日田代軍司令

官ノ葬儀カ日本租界内テ行ハレマシタソノトキ宋氏ハ護衛兵ヲツレ

ス單身日本租界ニ参リマシテ葬儀ニ列シテオリマスソシテ電前テ良

*By Doc 1993*

6

144

裏面白紙

キ友達ヲ失ツタトテ號泣シテオリマス

己 溝橋ニ於ケル日支兩軍ノ衝突ニ付テ申述ヘマス

盧溝橋事件ハ決シテ日本側ノ計畫的謀略ニ非ス日本側ノ挑戰テモ  
イノテアリマシテ次ニ述ヘルコトヲ立證シ得マス

(イ) 華變勃發約一ヶ月前カラ田代軍司令官ハ病床ニ在リ漸次衰弱ニ陥  
リ七月九日逝去シマシタ若シ日本側ニ計畫的陰謀カアルトモハ軍  
司令官ハ速カニ交迭セシムヘキヲ至當トシタテアリマセウ

(ロ) 華變當日最モ責任アル部隊長タル河邊旅團長ハ檢閲ノ爲山海關ニ  
出張シ不在テアリマシタ

(ハ) 華變當日北京ノ聯隊ハ城内ニ僅カニ一中隊ヲ殘シ他ハ通州ニ演習  
出張中デアツテ北京ノ兵力ハ手薄テアリマシタ

(ニ) 天津ノ歩兵聯隊モ一大隊ハ山海關ニ演習出張中デアリマシタ

(ホ) 盧溝橋演習中ノ部隊ハ實彈ヲ操帶シテ居リマセン空包ニテ演習中  
デアリマシタカラ支那軍カラ射撃セラレテモ應射カ出來ス危險ヲ  
蒙リ現場カラ一文字山ニ後退シテ居リマス

(ヘ) 中隊カ演習シテイタ演習場ハ支那軍駐屯地タル苑平威及樞王廟カ

Ref Doc 41973

裏面白紙

ヲ包圍セラレテイル不利ナル地テアツテ然モ低地テアリマス  
カ  
カル不利ナル嶺ニ於テ日本軍カラ暴ラ侍フル事ハ金ク買取テア  
リマス

以上ノ如ク管見的情勢ハ日本側ニ不利テアツテ寧ロ極メテ危歟ナル  
情勢ニ在リマシタカカルトキニ日本側カラ挑戦スルカ如キコトハア  
リ得ナイノテアリマス

三、日本軍ノ演習理及演習ニ就キ申述ヘマス

明治三十三年北清學員會定會ニ基キ北支産屯各團軍隊ハ支那側ト協  
定シ各々演習場ヲ俵有シテナリマシタ

北京部隊ハ通州ニ演習場ヲ有シ置雲部隊ハ兵營北側ニ練兵場ヲ又向  
地箇方三汗米ノ草原地帯ヲ支那側ト協定シ演習場トシテ俵有シテナ

Sept 20 1903

リマシタ 天津其屯屯地康屯部隊ハ夫々演習場ヲ有シマシタ之ハ如  
リ日本軍ノミテナク各團軍隊亦同様テアリマス

乘德純證人ハ日本軍ハ演習ノ際ハ極メ支那側ニ通告セズ勝手ニ實施  
シテイルト述ヘテイルカソノ義務ハナイノテアリマス 農定會ニハ

無届告ニテ演習スル權利ヲ各團軍隊ニ與ヘテアリマス但シ昭報十二

6

146

裏面白紙

年（一九三七年）五月頃支那側カラ「夜間演習ハ民衆ヲ刺戟シ社會不安ノ原因トナルカラ以テ支那側ニ通告セラレ疑ヲウスレハ其ノ旨民衆ニ告知セシメ不安ヲ除去スル」トノ好意的申出カアリマシタノテ軍ニ於テモ之ニ同意シ夜間演習ハ豫メ通告スルコトニ決シマシタ

七月七日夜ノ演習ニ付テハ暴徒後取制ヘマシタカ特務機關ヲ知シ又那側ニ通告シテアツタコトカ判明シマシタ

三 盧溝橋事件物發ヲ知リタル以後ノ軍ノ處置ニ付テ申述ヘマス

第一線カラ日支共同委員ニテ真相調査スル旨ノ第一報カアリマシタノテ軍ハ之ヲ容認シマシタ七月八日朝ニ至リ一木大隊カ福王廟ノ支那軍ヲ攻撃シタ旨ノ報告ヲ聞キ軍ハ直チニ第一線ノ行動ヲ中止シ後命ヲ待ツコトヲ命ジマシタ

軍ハ臨時會議ヲ開キ不日大現地解決ヲ決定シ其ノ旨部下部隊ニ命令スルト共ニ中央部ニ對シ石軍ノ方針ヲ打電シ指示ヲ待ツコトニ決シマシタ之ト同時ニ出張中ノ河邊旅團長ヲ北京ニ歸還セシムル處置ヲトリマシタ同旅團長カ天津通過ノ際私ハ自ラ旅團長ニ對シ電話ヲ以テ軍ハ現地問題解決ヲ方針トスルカラ第一線部隊ノ軍事行動ヲ中止

*Ref Doc 973*

9

147

裏面白紙

スルコトヲ指令シマシタ又軍ノ方針ヲ儘シ誤ラシメナイ爲旅團ニ對シ  
シ軍參謀ヲ配屬派遣スシマシタ

七月、日午後六時紗麻島長電ヲ以テ「不損大主義ヲ堅持スヘク特ニ  
事件ノ擴大ヲ防止スル爲更ニ進ンテ武力ヲ行使スルコトヲ避クヘシ」  
ト訓令シテマシタ

軍ハ右ノ處置ニ引續キ現地解決案ヲ作製シ中央部ニ進達シマシタ  
テ私ハ北京ニ到リ七月十日支那側ニ之ヲ提示シマシタ處支那側ハ之  
ヲ容認シ同日復讞印ヲ了シマシタ其ノ要旨ハ次ノ如キアリマス

(イ) 第二十九軍代表ハ日本側ニ遺憾ノ意ヲ表シ且責任者ヲ處分シテ尙  
來責任ヲ以テ此ノ如キ事件ノ豫想ヲ防止スルコトヲ聲明ス

(ロ) 支那軍ハ豐登日本軍ト接近シ過キ事件ヲ惹起シ易キヲ以テ龍濟  
及魏王廟ニ軍隊ヲ留メス保安隊ヲ以テ之ヲ治安ヲ維持ス

(ハ) 本事件ハ鹽販社其他共産黨又ハ抗日團體ノ指導ニ原胎スルコト多  
キニ鑑ミ將來之カ對策ヲ爲シ且取締ヲ徹底ス

サテ斯クノ如ク兩軍ノ衝突ハ終リマシタカ支那側ノ協定實行カ速マ  
トシテ進ミマセン

Dep. Dec. 11/13

10

148



此ノ情況ヲ見テ七月十六日中央部ハ軍ニ對シ左ノ如ク訓令シテ  
マシタ

左ノ要領ニ依リ時局解決ノ基礎ヲ定ムルモノトス

A 七月十九日ヲ履行期トシ最少限左ノ要求ヲ爲ス

- (1) 宋哲元ハ正式ニ承認スルコト
- (2) 責任軍ノ處罰ハ滿治安ノ維持ニ及ブキコト
- (3) 八寶山附近ノ部隊ヲ撤退セシムルコト
- (4) 七月十日提出シタ解決條件ニハ宋哲元ヲシテ調印セシムルコト

B 支那側右期面内ニ我要求ヲ履行セサルトキハ我軍ハ現地交戦ヲ打  
切り第二十九軍ヲ齊齊魯ニ之カ爲期限満了時期ニ所要ノ内地部隊ノ

*Copy Doc # 993*

動員ヲ下命シ直チニ北支ニ派遣ス

C 期限満了後支那側カ我要求事項ヲ履行スル毎進展ヲ軟化スルモ蘇  
二十九軍ハ永定河兩岸ニ撤退セシム

D 帝國ハ飽ク迄局面ヲ北支ニ限定シ且現地解決ヲ期スル意圖ナルヲ  
以テ南京政府ニ對シ中央軍ヲ復原ニ復シ對日戰戰的行爲ヲ中止シ  
且現地解決ヲ防書セヌコトヲ要求スル

裏面白紙

依テ軍ハ石調令ニ據テ其ノ旨ヲ支那側ニ通告シマシタ處宋督元ハ之  
 ヲ受諾シ七月十八日自ラ天津ニ來リ軍司令官ニ對シ遺憾ノ意ヲ發シ  
 且曩ノ協定中ニ在リマシタ共産黨、抗日團體ノ取締リ條件ヲ提出試  
 シマシタ  
 カクノ如ク支那側ハ當方ノ申出ヲ聞入レ乍ラ實行ハ依然トシテ進マ  
 ス殊ニ協定中主トシテ支那軍隊撤退ニ關スル事項ノ履行ハ遲延スル  
 ハカリテナク反テ各地ニ不詳事件カ續發シテ全ク誠意カ認メラレマ  
 セン

12

三兩軍對峙時間ノ不詳事件ニ付申述ヘマス

*Dup Doc # 973*

- 七月十一日 蘆溝橋ニ於テ支那軍ハ不法射撃ヲ行ヒ日本側ハ死傷十  
 ヲ生シマシタ（内死六）
- 七月十三日 南苑河村通過中ノ日本軍隊ニ對シ支那軍ハ不法射撃ヲ  
 行ヒ日本側死傷一〇ヲ生シマシタ（内死五）
- 七月十六日 安平附近進行中ノ日本軍隊支那側ノ射撃ヲ受ケマシタ  
 カ幸ヒ死傷ハアリマセンテシタ
- 七月二十日 一文字山ニ於テ支那軍ハ不法射撃ヲ行ヒ日本側死傷四

150

機 密 文 書

七月二十五日 廊坊ノ通信線補修中ノ日本兵ニ對シ支那軍ハ不法射撃ヲ加ヘマシタ 日本軍死傷一五（内死四）  
 本件ハ不祥事件ノ物證ヲ豫防スル爲メ支那側ニ通告シテ通信線ノ補修ニ從事シタノテアリマシタカ之ニ不法攻撃ヲ加ヘタル惡質ノモノテアリマス

七月二十六日 震安門事件カ物證シマシタ之亦支那側ニ通告シ其ノ諒解ノ下ニ我カ居留民保護ノ爲北京城内兵營ニ一大隊ヲ歸還セシムヘク震安門ヲ通行中半途ニテ城幕ヲ崩シ既ニ内部ニ入ツタ日本軍隊ヲ周圍ヨリ攻撃シタ最モ惡質ノモノテアリマス日本軍死傷一七（内死二）  
 別ニ新聞記者二死（一）ヲ生シマシタ

13

Ref Doc 6973

一四 廊坊補修事件物證後日本軍隊ノ動員榮緒等軍ノ行動ヲ述ヘマス  
 支那駐屯軍ハ七月八日朝不敵大主戦ヲ決定スルト共ニ万一ヲ慮リ支那駐屯軍ノ主力ヲ魏縣及滄州附近ニ集結スルモ蘇東軍ノ増派ハ求めサルコトニ決シマシタ之レ事件ノ擴大ヲ豫防スル意志カラテアリマ

157

復 原 白 洋

シタ  
 然ルニ支那側中央部ニ於テハ七月十日飛行部隊ノ出動、四ヶ師團ノ  
 河南省北部省境ノ渠中ヲ命シ七月十二日山西、河南、河北、安徽、  
 江蘇各省ノ軍隊ヲ動員シ簡潔、平漢線沿線ニ乗船ヲ命シ七月十四日  
 辰京ノ空、陸軍ニ出動ヲ命令スル等北方進攻ノ態勢ヲ示シテ察マシ  
 タノテ支那陸軍ノ態勢ハ漸ク危殆トナリマシタノテ東京中央部ニ  
 於テハ万一ヲ慮リ朝鮮ノ第二十師團及關東軍ノ混成一旅団ト機械化  
 一旅團並若干ノ航空部隊其他補助部隊等ヲ支那陸軍司令官ノ指揮  
 下ニ入ラシメテ同日ハ七月十二日頃カラ遼次北支ニ移リマシタ  
 依テ茲ハ第二十師團ヲ唐山、山海關ノ地區（後ニ遼河一帯ヲ天津ニ  
 連ム）ニ、關東軍部隊ヲ北京北方順義附近ニ乗船セシメ在案ノ支那  
 陸軍ノ主力ヲ蠲選ニ一部ヲ通州ニ乗船セシメ支那側トノ交渉ヲ  
 繼シマシタ  
 其他ノ内地師團ハ支那陸軍カ愈々重大決意ヲ深ル様ニサツテカウ  
 動員サレマシタ即チ七月二十七日ニ三ヶ師團ニ動員下令アリ二十

1937.7.27

14

152

復 原 白 紙

九日ニ勅諭宛結シ遂次北京ニ歸郷サレマシタカ先頭師團カ北京ニ到  
達シ始メタノハ八月十五日テアリマス

一 支那駐屯軍カ南苑ニ對スル計略的攻撃ヲ決意シタル物報並ニ開戦ノ  
通告ニ付テ申述ヘマス

廊坊、武安門事件ノ如キ惡覺不祥事件誤認シ此以上日本側カ隱忍モ  
ハ夏ニ重大ナル不祥事件惹起シ恐ルヘキ結果ニ因ルト考ヘ日本軍ノ  
自衛權ノ爲且又支那二十九軍ヲ威嚇セシムル爲備意スルヲ適當ナリ  
ト判断シ其ノ攻撃ヲ決意シタノテアリマスソシテ其ノ攻撃ハ無通告  
テ始メタノテハアリマセン

15

七月二十五日廊坊事件懸ルヤ支那軍ノ反響ヲ促スヘク翌二十六日龍  
泉ヲ發シマシタ然ルニ翌ニ二十六日武安門事件ノ物報ヲ見ルニ恐リ  
二十七日遼ニ彙報通報ヲ送リ尙及領ノ餘地ヲ與ヘマシタカ同管カナ  
カツタノテ二十八日ニ至リ南苑攻撃ヲ決行シテアリマス  
廊坊事件後ノ進展ハ次ノ節テアリマス

昨二十五日夜廊坊ニ於テ通信交信ノ絶絶ノ爲減速シタ一部我軍ニ對

153

裏面白紙

スル貴軍ノ不法射撃ニ逶因シ終ニ兩軍ノ衝突ヲ見ルニ望リシハ遺憾  
 ニ堪ヘス此ノ如キ事ヲ懸念スルニ望レルハ貴軍カ我軍トノ間ニ協  
 定セル事案ノ實行ニ對スル誠意ヲ缺キ依然然然の懸念ヲ懷和セサル  
 ニ懸念ス貴軍ニ於テ依然不量六ノ意思ヲ有スルニ於テハ先ツ遺憾カニ  
 慮得衛及八寶山附近ニ在ル軍隊ヲ明日正午迄ニ長辛店ニ後退セシメ  
 又北平城内ニ在ル第三十七師ハ城内ヨリ撤退シ望苑ニ在ル第三十七  
 師ノ部隊ト共ニ平漢線以北ノ地區ヲヘテ本月二十八日正午迄ニ永定  
 河以東ノ地區ニ離シ爾後引張中區地軍庫ノ豫定方面ヘノ撤退ヲ開始  
 セラルヘシ

16

Ref Doc 993

右實行ヲ見サルニ於テハ貴軍ニ高志ナキモノト雖メ我軍ハ前日ノ行  
 動ヲ殊ルノ巴ムナキニ望ルヘシ此ノ都合短ルヘキ一切ノ責任ハ當然  
 貴軍ニ於テ負ハルヘキモノナリ  
 廣安門事件後ノ通牒ハ記載ナキ處迄フルコト能ハサルモ前記通  
 牒ノ語言ヲ期限付ニテ督促シタルモノト記憶シマス  
 右決意ハ全面的對策作戦ノ決意ヲナク第二十九軍中ノ衆帝流日創ナ

154

類 田 画 類

ル第三十七師ノミヲ對峙トシタノアアリマス 之レ軍トシテハ俄令  
 作戦ヲ開始スルモ砲火遠局地ニ向テシタル漢意ニ外ナ  
 ラナイヲアリマス 茲ニ前ノ編隊ヲ見マスト第三十七師ノ編隊ヲ長  
 京シテアリマスノテ其ノ他ノ師由ハ天津ヤ北京附近ニ編習スルコト  
 ハ當然日本軍トシテ認メテイタ事デアリマス而シテ軍ハ此ノ決意ヲ  
 中央部ニ具申シマシタ中央部ハ之ヲ容限シ算奉行動被越ニ制スル命  
 令カ被セラレマシタ其ノ内ニ「永定河ノ線ヲ越エテハナラス」トノ  
 訓令カアリ中央部亦依然局地解決ノ希望ヲ持テサルコトヲ之ニ依リ  
 テ承知シマシタ

17

Ref Doc # 973-16

軍トシテ不逞大主義ヲ採リマシタ 理由及中央部ノ態度ニ付テ詳述ヘ  
 マス  
 軍カ不逞大主義ヲ採リマシタ 理由ヲ要約致シマスト當時支那トハ事  
 ラ烈強提揚ヲ極ルニ在リマシタニ拘ラス單ナル軍威ノ局地的衝突ヲ  
 契機トシテ國ノ大方針ヲ變更スルコトハ適當テナカツタコト又支那  
 駐屯軍ハ對支限ニツイテハ何モ考ヘテイナカツタ 爲準備カナク陸軍

155

横  
 面  
 白  
 紙

カ出来ナカツタ又支那ト隣國セハ民族紛争トナル真カアリ國土廣大  
 ナ爲長期戦ニ陥ル危險カアルト判断シタノテ支那トノ戦争ハ忍力息  
 避シヤウト考ヘマシタ幸ヒ交渉相手テアル支那軍上層部モ不擴大主  
 張テアリマシタノテ關係安堵シ特ルト信ジマシタ  
 中央部ニ於テモ同様不擴大ノ意識々々潜進ヲ構セラレマシタコトハ斷  
 片的ニ前述シタ事テアリマスカモニ管月軍司令官赴任ノ際ニハ露力  
 不擴大ヲ維持スルキ旨ヲ勸告セラレテ起リマス又中島謙吉陸軍少将  
 部長及柴山俊實軍務部長ヲ中央部ノ不擴大方針徹底ノ實現地ニ派  
 遣シテ参リマシタ

16

173  
186  
187

一七 日支兩軍對峙中ノ奇蹟ナ出来事カアリマシタノテソレヲ甲遊ヘマス  
 蕭清樞事件カ起ラテカラ日支兩軍カ對峙シテ停戦中ニ暴々支那側ノ  
 不法射撃ヲ助發スル爲側面カラ發砲スル者カアリマシタ強シト毎夜  
 テアリマス之ハ支那學生若クハ共産系分子ラシトノ風聞ヲ耳ニシテ  
 眉リマシタ日支兩軍ノ衝突ヲ助發セントスル第三者ノ陰謀カアツタ  
 機ニ考ヘラレマス  
 一八 蔡冠純艦人カ豐鎮港海灣間ノ地區ニ兵營及飛行場ヲ建設シテ兵力ノ

156

裏面白紙



Def. sheet 4973

増強ヲ圖ツタ云々ト述ヘタコトニ付一頁載シマス  
 之ハ簡氏ノ曲解テアリマス蓋シハ歩兵一大隊ヲ駐屯シテ居タカ其  
 ノ兵營ハ停車場附近ノ隙地ヲ用テアリ炭墜ヲ掘上ニキ掘上ニキ  
 不慮ナノテ附近ノ地ニ兵營建設ノ需用ヲ申入レタノテアリマス之ニ  
 對シ鎮察隊福當局ハ責任ヲ問テ住兵ノ反對ヲ口實ト爲シマシタ  
 ソコテ二、三ノ住兵ニ其ノ意向ヲ福メマシタ感慰辭ノ意ヲアリマ  
 シタ依テ更ニ當局ニ交渉致シマシタ福當局ハ荒平縣長ニ命シ住兵ヲ  
 強制シテ反對ノ意見ヲ作製セシメタノテアリマス  
 此ノ問題ハ弱冠ニ預言モセス時日ヲ延シタル中絶ノ形トナリマ  
 シタ幾氏ノ口供録ニアル如キ私ト幾氏トノ對談ハ事實無誤テアリ私  
 ハ本問題ニツキ宋哲元氏ニ一問留ツテ催促シタノミテアリマス

複面白紙

雲 智 翁

良心に從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺惑セズ又何難ヲモ附加セザル  
コトヲ撰フ

情 未 群

20

Def. Dec. 1993

158

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）三月廿五日於東京

供遊翁 橋 本 研

石ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於東京

立會人 小 野 書 作

21

*Ref Doc # 973*

159

裏面白紙